

第2次木津川市 都市計画マスタープラン後期計画

自然と文化を身近に
未来を拓く学研都市 木津川



木津川市
KYOTO KIZUGAWA CITY

はじめに



現在、私たちの社会は気候変動による災害の激甚化、デジタル化の進展、そして人口減少・少子高齢化という大きな転換期にあります。本市においても、これまでの住宅開発による人口増加が落ち着きを見せ、将来を見据えた持続可能な都市づくりを真剣に考えるべき新たな段階へと移行しています。

こうした中、本市では第2次木津川市総合計画を策定し、「子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川」という将来像の実現に向けて着実に歩みを進めてまいりました。令和8（2026）年2月17日には、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）が国の特別史跡に指定され、極めて高いその歴史的価値が国により評価されました。

一方で、本市は最先端の研究機関が集まる関西文化学術研究都市としての先進的な側面も持っており、これらの特性を最大限に活かし、次世代が誇りを持てる持続可能な都市づくりを、これからも力強く推進させてまいります。

本計画は、令和8（2026）年度以降の5年間を見据えたまちづくりの指針となるものです。市の将来像の実現に向け、地域の個性を最大限に活かした土地利用を進めます。基本方針として、持続可能な社会を目指した集約型の都市構造を構築し、都市拠点と周辺地域を公共交通で結ぶネットワークを充実します。あわせて、安全・安心な住環境を支える防災対策や、快適で居心地の良い空間づくりにも、スピード感をもって取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました都市計画審議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメント等を通じてご意見をお寄せいただいた市民の皆様、関係機関の皆様に改めて心から感謝と御礼を申し上げます。

令和8（2026）年3月

京都府木津川市長 谷口 雄一

目 次

I 計画の前提

1. 前提条件の整理	1
(1) 都市計画マスタープランの位置付け	1
(2) 策定の背景	2
(3) 都市計画マスタープランと持続可能な開発目標（SDGs）	3
(4) 都市計画マスタープランの役割	6
(5) 構成と目標年次、対象範囲	7
(6) 前期5か年の実績（取り組み）	10
2. 木津川市をとりまく現状と都市計画の課題	11
(1) 社会背景	11
(2) まちの歴史と現状	14
(3) 上位・関連計画の整理	52
(4) 都市計画の現況と基本的課題	56

II 全体構想

1. 都市計画の目標	59
(1) まちの将来像（第2次木津川市総合計画後期基本計画より）	59
(2) 都市計画の目標	60
(3) 都市計画を進めていく上での基本的な視点	61
(4) 将来都市構造	62
(5) 人口フレーム	67
2. 都市計画の方針（分野別方針）	68
(1) 土地利用の方針	68
(2) 交通施設・公共交通の方針	73
(3) 都市・自然環境及び歴史的・文化的遺産の方針	80
(4) 市街地及び集落の方針	89
(5) 都市景観形成の方針	94
(6) 都市防災の方針	98

III 地域別構想

1. 地域区分の考え方	103
2. 地域別構想	105
(1) 既成市街地（木津地域）	105
(2) 木津駅東側地区及び城山台の一部	111
(3) 既成市街地（加茂地域）	114
(4) 既成市街地（山城地域）	120
(5) 関西文化学術研究都市（兜台、相楽台、木津川台）	126
(6) 関西文化学術研究都市（州見台、梅美台、城山台）	131
(7) 関西文化学術研究都市（木津東地区）	136
(8) 関西文化学術研究都市（木津北地区）	139
(9) 農山村集落と農地、山林	143

IV 都市計画の推進方策

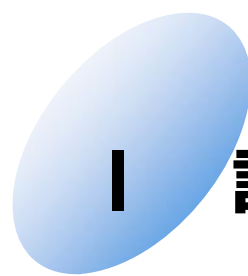
1. 住民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進	148
2. 効率的な都市計画行政の推進	150
3. 都市計画マスタープランの進行管理	151

V 次期都市計画マスタープラン策定に向けて

次期都市計画マスタープラン策定の際に検討すべき事項について	152
-------------------------------	-----

参考資料

市民意識調査（総合計画アンケート調査から抜粋）	155
用語解説	162



I 計画の前提

1. 前提条件の整理

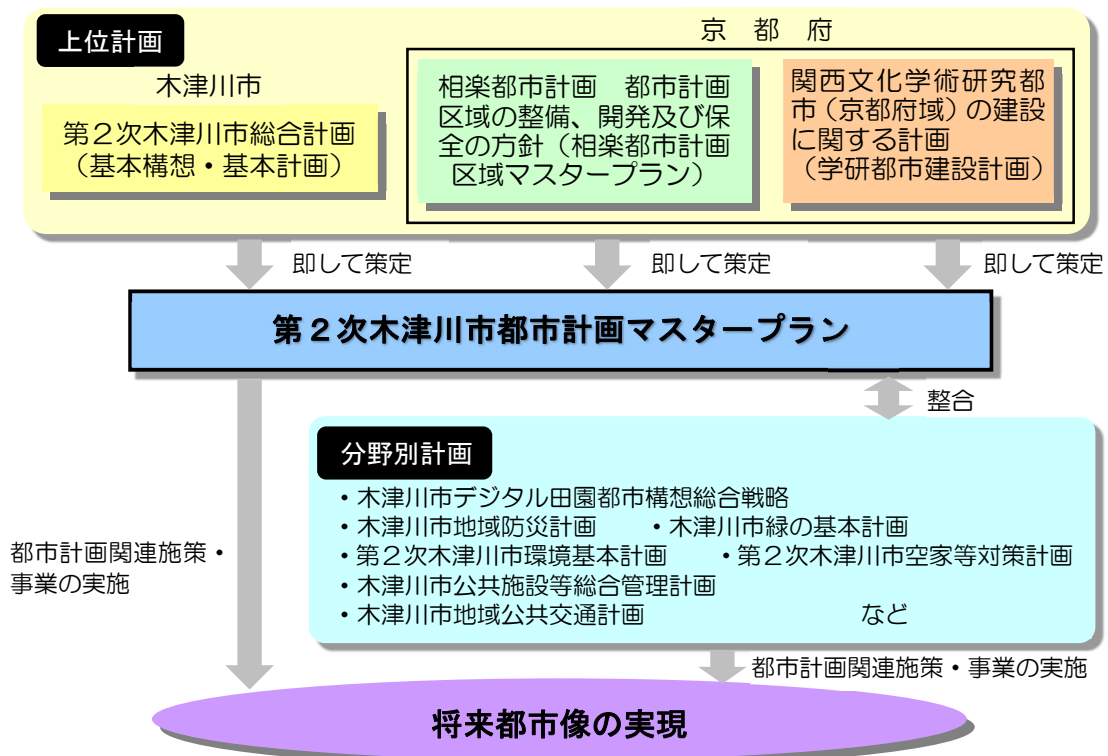
(1) 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランとは、市民の皆さまに一番身近な自治体である市町村がまちづくり（都市計画）の基本的な方針を示すものです。市が目指す木津川市の将来像を示し、その具体化のための整備方針を定め、市民、事業者、行政がこれを共有しながらより良いまちづくりを進めるために策定するものです。

木津川市ではまちづくりにかかるすべての計画の基本となる「第2次木津川市総合計画後期基本計画」（以下、「総合計画」という。）を定めました。また、京都府では精華町域を含めた「相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「相楽都市計画区域マスタープラン」という。）を定めています。さらに、京都府が国土交通大臣等と協議して定めた「関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画」（以下、「学研都市建設計画」という。）が、30年以上にわたり、関西文化学術研究都市の開発方針を示してきました。

また、急激な人口減少時代を迎え、内閣府が地方創生を推進する中、「木津川市デジタル田園都市構想総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）の分野別計画を定めました。

この都市計画マスタープランは、これらの戦略、計画を踏まえ、市民の皆さんの意見を反映させるための十分な措置を講じた上で、市民、事業者の皆さまが暮らし、働く木津川市をよりよい未来に導くために定めました。



(2) 策定の背景

木津川市は、令和3（2021）年3月に「自然と文化を身近に 未来を拓く学研都市木津川」を目標とした「第2次木津川市都市計画マスタープラン」を策定しましたが、令和7（2025）年には策定から5年目を迎え、計画期間の前半が終了します。このため、その間に行われた都市計画法等の改正や、都市施設の整備及び土地利用状況等の変化に対応するとともに、上位計画である「総合計画」、「相楽都市計画区域マスタープラン」、「学研都市建設計画」やその他の関連計画との整合性を図る必要があります。

本計画は、「第2次木津川市都市計画マスタープラン前期計画（令和3（2021）年3月策定）」に基づく、まちづくりを着実に継承することを基本に、環境の変化に柔軟に対応し、前期計画における5年間での取り組みを検証するとともに、後期5年間に取り組むべき施策や実現性が高く持続可能な方針と具体的な施策を示すものです。

(3) 都市計画マスタープランと持続可能な開発目標 (SDGs)



SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27 (2015) 年9月に国連が採択した「誰一人取り残さない」という理念の下で、持続可能な世界を実現することを目指し、令和12 (2030) 年を達成期限とする17のゴール (目標) と169のターゲット (具体的な行動計画)、及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標です。

本計画は、都市に関する基本的な方針であり、主たる内容は都市整備に係る計画であることから、SDGsとの関係性は大きいものと考えます。

こうした背景から、社会・経済・環境の3側面と密接に関連する本計画では、持続可能な都市づくりを推進しつつ、市民生活や地域活動を支えながらあらゆる施策を通して、SDGsの精神に則り計画に取り組んでまいります。

2. 都市計画の方針 (分野別方針)

(1) 土地利用の方針




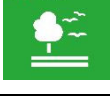




1) 基本的な考え方

全体構想の各方針にて
関連の深い SDGs のゴールを記載

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

	<p>目標 1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
	<p>目標 2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>目標 3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>目標 4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>目標 5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う</p>
	<p>目標 6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>
	<p>目標 8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p>目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
	<p>目標 10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>目標 11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>

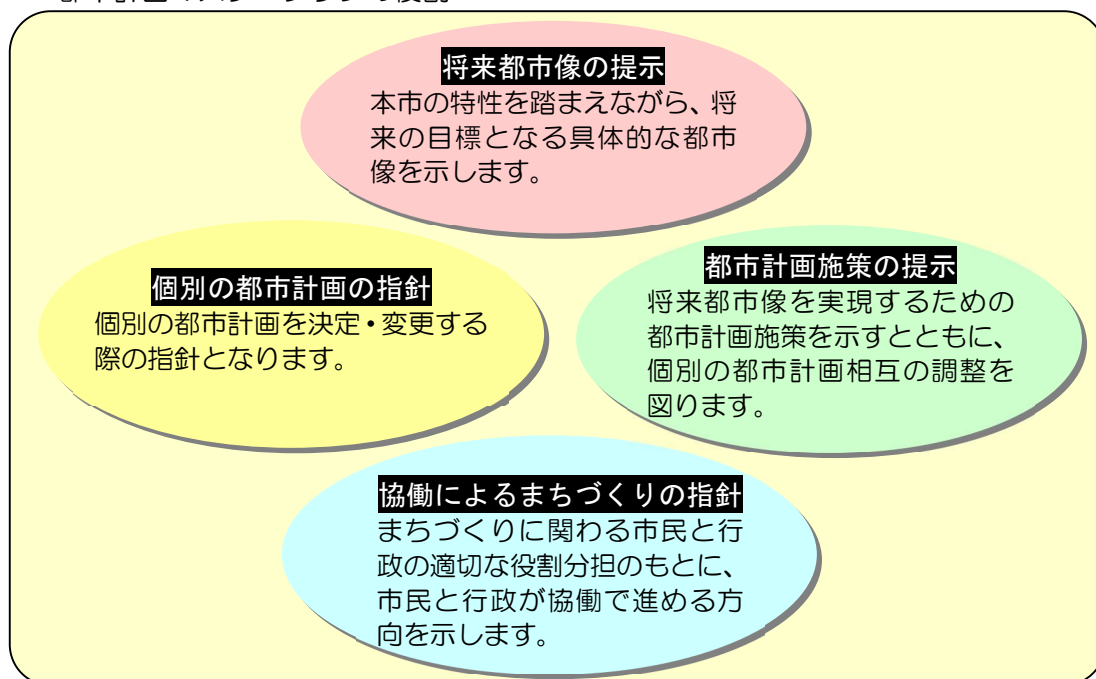
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>目標 13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>目標 14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>目標 15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>目標 16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>目標 17 パートナーシップ で目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

出典：外務省

(4) 都市計画マスタープランの役割

「第2次木津川市都市計画マスタープラン」は、次のような役割を持ちます。

都市計画マスタープランの役割



(5) 構成と目標年次、対象範囲

1) 構成

都市計画マスタープランは、主に、「全体構想」と「地域別構想」により構成されます。「全体構想」は、上位計画を踏まえ本市のあるべき将来の都市像を示すとともに、それを実現するための分野別基本の方針を示します。「地域別構想」は「全体構想」と整合を図りながら、各地域における目標像とそれを実現するための基本の方針を示します。

第2次木津川市都市計画マスタープラン後期計画の構成

I 計画の前提

1. 前提条件の整理
 - (1) 都市計画マスタープランの位置付け
 - (2) 策定の背景
 - (3) 都市計画マスタープランと持続可能な開発目標（SDGs）
 - (4) 都市計画マスタープランの役割
 - (5) 構成と目標年次、対象範囲
 - (6) 前期5か年の実績（取り組み）
2. 木津川市をとりまく現状と都市計画の課題
 - (1) 社会背景
 - (2) まちの歴史と現状
 - (3) 上位・関連計画の整理
 - (4) 都市計画の現況と基本的課題

II 全体構想

1. 都市計画の目標
 - (1) まちの将来像
 - (2) 都市計画の目標
 - (3) 都市計画を進めていく上での基本的な視点
 - (4) 将来都市構造
 - (5) 人口フレーム
2. 都市計画の方針（分野別方針）
 - (1) 土地利用の方針
 - (2) 交通施設・公共交通の方針
 - (3) 都市・自然環境及び歴史的・文化的遺産の方針
 - (4) 市街地及び集落の方針
 - (5) 都市景観形成の方針
 - (6) 都市防災の方針

III 地域別構想

1. 地域区分の考え方
2. 地域別構想
 - (1) 既成市街地（木津地域）
 - (2) 木津駅東側地区及び城山台の一部
 - (3) 既成市街地（加茂地域）
 - (4) 既成市街地（山城地域）
 - (5) 関西文化学術研究都市（兜台、相楽台、木津川台）
 - (6) 関西文化学術研究都市（州見台、梅美台、城山台）
 - (7) 関西文化学術研究都市（木津東地区）
 - (8) 関西文化学術研究都市（木津北地区）
 - (9) 農山村集落と農地、山林

IV 都市計画の推進方策

1. 住民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進
2. 効率的な都市計画行政の推進
3. 都市計画マスタープランの進行管理

V 次期都市計画マスタープラン策定に向けて

次期都市計画マスタープラン策定の際に検討すべき事項について

2) 目標とする年次

「第2次木津川市都市計画マスタープラン」の目標年次は、5年後の令和12(2030)年度とします。ただし、このマスタープランは、まちづくりの長期的な方向性を示すもので、実現までに目標年次を超える長い期間を要する内容も含まれています。

3) 対象範囲

木津川市の都市計画を展望する上で、都市計画区域外の山林等も市を構成する一要素として重要な役割を果たすことから、「第2次木津川市都市計画マスタープラン」の対象範囲は、都市計画区域外も含めた木津川市全域とします。

(6) 前期5か年の実績(取り組み)

本市では、第2次木津川市都市計画マスタープランに基づき、令和3(2021)年度～令和7(2025)年度までの前期において、多様な施策や事業を推進してきました。これらの取り組みは、市民生活の利便性向上や防災力の強化、歴史文化資源の活用、自然環境の保全など、幅広い分野に及んでいます。なお、表中には事業完了年度を記載しています。

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度の主な事業

交通施設整備	
令和4(2022)年度	市道木27号木津中ノ川線道路改良事業
令和4(2022)年度	木津高校アクセス道路整備事業
令和5(2023)年度	国道24号歩道拡幅整備(木津池田歩道整備0.8km)
令和7(2025)年度	JR上粕駅の改築
歴史的・文化的遺産	
令和3(2021)年度	史跡高麗寺跡において第一次整備が完了
令和5(2023)年度	木津川市文化財保存活用地域計画の策定
令和6(2024)年度	史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)について保存活用計画を策定
令和7(2025)年度	史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)の特別史跡指定
都市防災	
令和3(2021)年度	一級河川木津川堤防強化対策(木津地区約80m)
令和3(2021)年度	一級河川木津川堤防強化対策(船屋地区約250m)
令和4(2022)年度	一級河川木津川堤防強化対策(吐師地区約460m)
令和4(2022)年度	地域防災計画において、不動川公園を広域的防災拠点として指定
令和5(2023)年度	一級河川木津川堤防強化対策(上粕地区約100m)
令和6(2024)年度	「不動川公園広域防災拠点整備基本構想」を整理
令和6(2024)年度	大井手川河川改修事業
令和7(2025)年度	小川、反田川に係る内水排除施設の増強、防災拠点の整備
令和7(2025)年度	相楽中部消防組合消防本部の新庁舎建設(城山台九丁目)
既成市街地(山城地域)	
令和5(2023)年度	国道163号との結節点でのにぎわい拠点に係る基本構想策定
関西文化学術研究都市の整備	
令和3(2021)年度	木津東地区土地区画整理準備組合の組成
令和6(2024)年度	木津学校給食センター跡地について土地貸付
令和6(2024)年度	木津北地区の第一種低層住居専用地域(かせやまの森)を自然共生サイトとして認定

2. 木津川市をとりまく現状と都市計画の課題

(1) 社会背景

① 人口減少・少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20（2008）年をピークに減少をはじめ、令和22（2040）年には急激な減少の結果1億1,092万人になると予想されています。あわせて地方から東京圏への一極集中が加速し、地域間格差が拡大しています。これらの人口構造や人口動向の変化は、生活サービス施設の撤退や税収の減少による行政サービス水準の低下、地域公共交通事業者の撤退、地域コミュニティの衰退など、地域社会・生活のあらゆる面に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

「総合計画」の本市推計では、令和4（2022）年に人口80,000人に達した後、横ばいから減少に転じており、令和4（2022）年4月に加茂地域が過疎地域に指定されるなど、地域によっては、予想を上回る速さで人口減少が進んでいます。

人口減少局面を迎え、行政経営の効率化・最適化を図るなどして持続可能なまちづくりを進めていきます。

② 安心・安全に対する意識の高まり

東日本大震災や熊本地震、令和6年能登半島地震をはじめとする大規模地震が発生する中で、南海トラフ巨大地震の発生の切迫性が高まっています。また、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨の発生など、気候変動等により豪雨災害等はさらに頻発化・激甚化しており、災害に対する市民の危機意識が高まっています。さらに、令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、我が国の経済や国民の日常生活に多大なる影響を及ぼしています。

木津川市においては、南海トラフ巨大地震の他に、奈良盆地東縁断層帯などでも被害の想定がなされています。また、豪雨災害としては、木津川及びその支川による氾濫や、山林からの土砂流出などが発生する恐れがあり、昭和28（1953）年には集中豪雨が原因となって木津川の支流で発生した南山城水害に被災した経験もあることから、防災・減災に向けたハード・ソフトの両面での対策が急務となっています。

③ 地球温暖化対策の推進

地球規模での温暖化は、平成27（2015）年に採択された京都議定書の後継となるパリ協定の枠組みを受けて、我が国でも令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることが目標として定められ、さまざまな分野において取り組みが行われています。

地球温暖化は、前述したように、豪雨災害などの頻発化・激甚化・広域化を招くだけでなく、農産物の被害や生態系への影響が懸念されています。そのような中で、地球温暖化への対策として、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して自然や社会のあり方を調整する「適応策」があり、その両方の対策を講じることが重要となります。

社会経済活動の基盤となる都市計画の分野における取り組みとしては、移動における車から公共交通利用への転換や、住宅・建築物の省エネ性能の向上、再生可能エネルギー等の利活用などの緩和策、ハザードマップの作成やその周知、災害への備えの更なる強化などの適応策の両立が求められています。

④ 価値観やライフスタイルの多様化への対応

我が国では、核家族化・単身化・非婚化・晩婚化の進展や、物質的な豊かさより心の豊かさを重要視する風潮が広がりを見せています。また、人口減少に伴う労働力不足の解消を背景に、働き方改革が進められており、価値観やライフスタイルに応じた働き方・暮らし方が選択できる社会の実現に向けた取り組みが進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた「新しい生活様式」やデジタル化の進展もあって、市民のライフスタイルや価値観はますます多様化し、健康・保健、安心・安全などの分野への関心も高まっており、行政ニーズも高度化・複雑化しています。

木津川市は、京都、大阪、奈良との交通アクセスに恵まれており、また、高度な文化・学術・研究機能が集積する関西文化学術研究都市と、田園、里地里山が残る農山村集落が共存するまちであることから、将来の生活様式の変化を見据えたまちづくりが必要となっています。

⑤ 地方創生による地域活性化

平成12（2000）年4月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11（1999）年7月 法律第87号）（地方分権一括法）が施行されてから25年が経過し、国から地方への財源移譲や権限委譲などが進められてきました。

また、人口急減・超高齢化という大きな課題に対して、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生法（平成26（2014）年 法律第136号）が施行され、国では「長期ビジョン」や「総合戦略」、地方では「人口ビジョン」や「総合戦略」が策定されました。

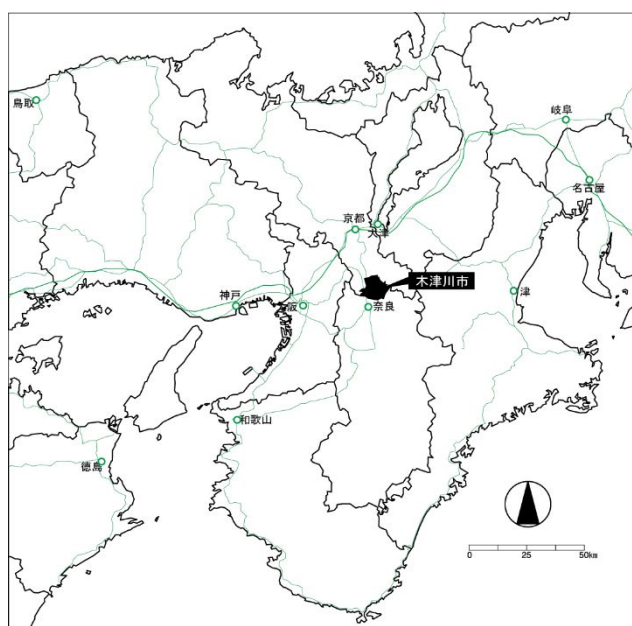
本市においても、国の策定趣旨等を踏まえ、平成27（2015）年10月に第1期となる「木津川市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」・「総合戦略」」を策定し、その後、令和2（2020）年3月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。本戦略においては、「子ども育マチ・きづがわいい」をスローガンに掲げ、6つの基本目標に基づく各種施策を実施してきました。

その後、国において令和4（2022）年12月にデジタル技術を地方の社会課題解決の鍵として「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました。本市においても、令和6（2024）年3月に「木津川市人口ビジョン」「総合戦略」を策定し、これまでの取り組みに加え、デジタル技術を駆使した魅力あるまちづくりを推進していきます。

(2) まちの歴史と現状

1) 地勢

木津川市は、近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、北は井手町、北東は和束町、東は笠置町、北西は京田辺市、西は精華町、南は奈良県奈良市と隣接しています。京都・大阪の中心部から30 km圏内にあります。当地域の北側と南東側に細やかなやさしい稜線を持った山地が広がり、その山地の間をぬって、市域の中心部を東から西に、そして市域の西端部で大きくカーブし、北へ向かって木津川が流れており、木津川に沿った地域に平野部が広がっています。



令和7(2025)年に国土地理院が公表した市域の総面積は85.13km²となり、土地利用の現況は次のとおりとなっています。森林が36.70%で最も多く、耕地が16.33%、宅地が11.67%などとなっています。

土地利用別面積

	耕地	宅地	森林	その他	合計
面積	13.90km ²	9.94km ²	31.24km ²	30.05km ²	85.13km ²
比率	16.33%	11.67%	36.70%	35.30%	100.0%

出典：令和6年度版京都市町村のあらまし

2) 歴史

市域の中央を流れる木津川は、淀川を通過して瀬戸内海に入り、古来から東アジアの国々とつながっていました。人や物資、文化は、木津川をさかのぼってこの地に至り、市域には日本の国が統一されていく時期に重要な働きをした王の古墳や渡来人の末えいが建立した寺院の跡などが見られます。

やがて、奈良時代には日本の都となる大和の入口として当時は「泉川」と呼ばれた木津川には「泉津」が設けられ、平城京の外港として都や寺院を建設する木材をはじめ物資の集積地となり、これが「木津」の地名の由来となっています。

天平12（西暦740）年12月、聖武天皇は市域の「鹿背山西道」の東を左京、西を右京とした恭仁京を造営し、短命ではありましたが、日本の首都となりました。

平安京の時代には、この地は平安京と平城京の間に位置する地域として、水路と陸路による往還が行われ、多様で豊かな農業生産の発展や仏教信仰の寺院・霊地が形成され、とりわけ小田原と呼ばれた「当尾」は浄土信仰の聖地となりました。

室町時代には自治的な村落「惣村」が出現しました。農作物では米、麦などとともに、早くから茶が生産されるようになり、商業活動も活発となりました。戦乱の中、この地の武士たちが中心になって「平和」と「自治」の郷づくりをめざした山城国一揆も大きな歴史のひとつでした。

「木津」は京都と奈良、「加茂」は近江、伊賀と奈良を結び、木津川の水運と街道の接点として、宿場の機能を持つようになりました。

江戸時代には惣村を基盤として新しい村々が生まれました。農地も増え、棚倉に移入された筍をはじめ、綿、茶、豆類、大根、ごぼう、柿など、多くの作物が生産され、都市近郊の優良な農業地域としての地位を深め、今日の近郊農業の基盤となりました。

木津川は、度々大水害を起こしましたが、都市と結ぶ水運は重要な役割を果たしました。淀川にも入れる淀二十石船と淀、伏見までの航行を許されていた地元の「六か浜上荷船」が行き交いました。「加茂」、「瓶原」、「木津」、「吐師」の四つの浜が市域にあり、この木津川の水運の地の利を活かして、幕末から明治にかけて茶の輸出が増大し、「上粕」はその集散地、精製加工の場として発展しました。

また、「相楽」を中心にして江戸時代の高級麻織物の技術を活かした「相楽木綿」の生産が、京都府域最大の産地として昭和戦前期まで続き、現在のふすま地・壁紙の生産につながっています。

市町村域については、木津町と加茂町が昭和26（1951）年に、山城町が昭和31（1956）年に、明治以来の町村を統合、平成19（2007）年3月12日に木津町、加茂町、山城町が合併して木津川市が誕生し、現在に至ります。

木津川市の指定等文化財一覧

○国指定文化財

文化財	所在地
国宝	
海住山寺五重塔	木津川市加茂町例幣海住山20（海住山寺）
浄瑠璃寺三重塔（九体寺三重塔）	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）
浄瑠璃寺本堂（九体寺本堂）	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）
木造阿弥陀如来坐像	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）
木造四天王立像	増長天・持国天：木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺） 広目天：東京国立博物館勸告 多聞天：京都国立博物館勸告
銅造釈迦如来坐像	木津川市山城町綺田浜36（蟹満寺）
特別史跡	
恭仁宮跡（山城国分寺跡）	木津川市加茂町岡崎・河原・例幣
特別名勝	
浄瑠璃寺庭園	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺他）
重要文化財	
相楽神社本殿	木津川市相楽清水1（相楽神社）
五輪塔	木津川市木津清水27（木津川市）
海住山寺文殊堂	木津川市加茂町例幣海住山20（海住山寺）
岩船寺三重塔	木津川市加茂町岩船上ノ門43（岩船寺）
岩船寺十三重塔	木津川市加茂町岩船上ノ門43（岩船寺）
岩船寺石室	木津川市加茂町岩船上ノ門43（岩船寺）
岩船寺五輪塔	木津川市加茂町岩船上ノ門43（岩船寺）
五輪塔	木津川市加茂町西小 長尾共同墓地（木津川市）
御霊神社本殿	木津川市加茂町兎並寺山41（御霊神社）
十三重塔	木津川市加茂町辻三田25番地の1（千日墓地管理組合）
白山神社本殿	木津川市加茂町岩船上ノ門94（白山神社）
泉橋寺五輪塔	木津川市山城町上狛西下55（泉橋寺）
神童寺本堂	木津川市山城町神童子不晴谷112（神童寺）
天神社十三重塔	木津川市山城町神童子不晴谷177（天神神社）
松尾神社本殿	木津川市山城町椿井松尾41（松尾神社）
小林家住宅（主屋）	木津川市山城町上狛東林1-1
絹本着色法華経曼荼羅図	京都国立博物館承認（海住山寺）
三重塔初重壁画十六羅漢像	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）
絹本着色仏涅槃図	京都国立博物館寄託（常念寺）
木造文殊菩薩坐像	木津川市木津雲村42-1（大智寺）
木造十一面観音立像	木津川市木津雲村42-1（大智寺）
木造十一面観音立像	木津川市相楽才ノ神43（法泉寺）
木造十一面観音立像	木津川市加茂町例幣海住山20（海住山寺）
木造十一面観音立像	奈良国立博物館勸告（海住山寺）
木造四天王立像	奈良国立博物館寄託（海住山寺）

厨子入木造吉祥天立像	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）
木造馬頭観音立像	奈良国立博物館勧告（浄瑠璃寺）
木造地藏菩薩立像	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）
木造薬師如来坐像	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）
木造地藏菩薩立像	東京国立博物館勧告（浄瑠璃寺）
木造不動明王及二童子立像	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）
木造阿弥陀如来坐像	木津川市加茂町岩船上ノ門43（岩船寺）
厨子入木造普賢菩薩像	木津川市加茂町岩船上ノ門43（岩船寺）
木造十一面観音坐像	木津川市加茂町北山ノ上9（現光寺）
木造薬師如来坐像	木津川市加茂町大野大野27（西明寺）
木造薬師如来坐像	木津川市加茂町高田奥畑54（高田寺）
木造愛染明王坐像	木津川市山城町神童子不晴谷112（神童寺）
木造不動明王立像	木津川市山城町神童子不晴谷112（神童寺）
木造阿弥陀如来坐像	木津川市山城町神童子不晴谷112（神童寺）
木造毘沙門天立像	木津川市山城町神童子不晴谷112（神童寺）
木造日光月光菩薩立像	木津川市山城町神童子不晴谷112（神童寺）
木造伎楽面	奈良国立博物館寄託（神童寺）
石燈籠	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）
浄瑠璃寺流記	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）
海住山寺文書（二十四通）	京都国立博物館承認（海住山寺）
京都府神雄寺跡出土品	京都府立山城郷土資料館寄託（木津川市）
重要無形民俗文化財	
涌出宮の宮座行事	木津川市山城町平尾・綺田（涌出宮宮座行事保存会）
史跡名勝天然記念物	
奈良山瓦窯跡 歌姫瓦窯跡・音如ヶ谷瓦窯跡・ 市坂瓦窯跡・梅谷瓦窯跡・鹿背山 瓦窯跡・中山瓦窯跡	木津川市市坂・奈良市歌姫町、相楽台七丁目、州 見台八丁目、梅美台五丁目、城山台四丁目、奈良 市中山町
石のカラト古墳	木津川市兜台二丁目・奈良市神功一丁目
浄瑠璃寺庭園	木津川市加茂町西小札場（浄瑠璃寺他）
高麗寺跡	木津川市山城町上狛高麗寺・森ノ前
椿井大塚山古墳	木津川市山城町椿井三階・大平
神雄寺跡	木津川市城山台十三丁目4番地 他

○国登録文化財

文化財	所在地
有形文化財	
旧松原家住宅主屋	木津川市山城町上狛学校7
吉岡家住宅主屋	木津川市加茂町尻枝縄手87

○府指定文化財

文化財	所在地
有形文化財	
小林家住宅長屋門・土蔵	木津川市山城町上狛東林1-1

不動川砂防施設	木津川市山城町平尾
岡田鴨神社本殿・摂社天満宮本殿・末社金刀比羅神社本殿	木津川市加茂町北鴨村44（岡田鴨神社）
天王神社本殿	木津川市木津清水1（天王神社）
絹本著色釈迦三尊十六羅漢図	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色春日宮曼荼羅十六善神図	京都国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色五智如来像	木津川市木津雲村42-1（大智寺）
木造薬師如来坐像	木津川市鹿背山鹿曲田65（西念寺）
当尾磨崖仏	木津川市加茂町岩船（岩船区）
当尾磨崖仏	木津川市加茂町森陀羅尼田1（八幡宮）
木造四天王立像	木津川市加茂町岩船上ノ門43（岩船寺）
木造千手観音立像・木造不空羼索観音立像・木造十一面観音立像・木造聖観音立像・木造馬頭観音立像	木津川市加茂町兔並寺山44（一般財団法人川合京都仏教美術財団）
木造扁額「海住山寺」	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
梵鐘	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
金銅能作性塔、木造彩色宝珠台	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
狛文書	京都府立山城郷土資料館寄託
岡田国神社文書	京都府立山城郷土資料館寄託
埴輪（上人ヶ平古墳群・上人ヶ平埴輪窯跡群出土）	（木津川市）
曳覆曼荼羅版木	木津川市加茂町大野大野27（西明寺）
無形民俗文化財	
相楽の御田と正月行事	木津川市相楽（相楽神社宮座）
相楽木綿	木津川市、精華町精華台六丁目1（相楽木綿の会）
史跡名勝天然記念物	
銭司遺跡	木津川市加茂町銭司金鑄山23-1
当尾の豊岡柿	木津川市加茂町大畑柘榴谷

○府登録文化財

文化財	所在地
有形文化財	
相楽神社末社若宮神社本殿	木津川市相楽清水1（相楽神社）
岡田国神社本殿（二棟）・拝殿・舞台・南北氏子詰所（二棟）	木津川市木津大谷1（岡田国神社）
大智寺本堂・庫裏・鐘楼堂・山門	木津川市木津雲村42-1（大智寺）
白山神社摂社春日神社本殿	木津川市加茂町岩船上ノ門94（白山神社）
春日神社本殿	木津川市加茂町銭司宮小谷36の4（春日神社）
天神神社本殿	木津川市山城町神童子不晴谷177（天神神社）
松尾神社拝殿・境内社御霊神社本殿・表門	木津川市山城町椿井松尾41（松尾神社）
和伎座天乃夫岐売神社本殿	木津川市山城町平尾里屋敷54（和伎座天乃夫岐売神社）
紙本著色狛秀綱像	京都府立山城郷土資料館寄託（西福寺）
木造日光・月光菩薩立像	木津川市鹿背山鹿曲田65（西念寺）
当尾磨崖仏	木津川市加茂町西小（浄瑠璃寺）
木造十王坐像・木造俱生神半跏像・木造奪衣婆坐像	京都国立博物館寄託（常念寺）
絵仏供	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）

有形民俗文化財	
泉川座人形浄瑠璃用具	(木津川市)
おかげ踊図絵馬	木津川市加茂町里口薬井17 (春日若宮社)
おかげ踊図絵馬	木津川市加茂町岩船上ノ門94 (白山神社)
無形民俗文化財	
西教寺六斎念仏	木津川市木津雲村3 (西教寺六斎念仏講)
上狛の精霊踊	木津川市山城町上狛 (しょうらい踊り保存会)
岩船のおかげ踊	木津川市加茂町岩船 (岩船おかげ踊保存会)
仏生寺六斎念仏	木津川市加茂町例幣 (仏生寺六斎念仏保存会)
銭司の獅子舞・田楽・相撲	木津川市加茂町銭司 (銭司宮座行事保存会)

○府暫定登録文化財

文化財	所在地
有形文化財	
御霊神社 本殿	木津川市木津宮ノ裏285 (御霊神社)
岡田国神社 摂社恵美須神社本殿	木津川市木津大谷1 (岡田国神社)
相楽神社 山門	木津川市相楽清水1 (相楽神社)
正覚寺 本堂	木津川市木津町西垣外85 (正覚寺)
正覚寺 観音堂	木津川市木津町西垣外85 (正覚寺)
西念寺 本堂	木津川市鹿背山鹿曲田65 (西念寺)
西念寺 薬師堂	木津川市鹿背山鹿曲田65 (西念寺)
国栖神社 本殿	木津川市加茂町辻下垣外21 (国栖神社)
八幡宮 本殿	木津川市加茂町森陀羅尼田1 (八幡宮)
恭仁神社 本殿	木津川市加茂町西宮ノ東35 (恭仁神社)
現光寺 本堂	木津川市加茂町北山ノ上9 (現光寺)
海住山寺 本堂	木津川市加茂町例幣海住山20 (海住山寺)
海住山寺 天満宮	木津川市加茂町例幣海住山20 (海住山寺)
海住山寺 春日社	木津川市加茂町例幣海住山20 (海住山寺)
海住山寺 稲荷社	木津川市加茂町例幣海住山20 (海住山寺)
海住山寺 鐘楼	木津川市加茂町例幣海住山20 (海住山寺)
海住山寺 山門	木津川市加茂町例幣海住山20 (海住山寺)
海住山寺 中門	木津川市加茂町例幣海住山20 (海住山寺)
西明寺 本堂	木津川市加茂町大野大野27 (西明寺)
浄瑠璃寺 大日如来灌頂堂	木津川市加茂町西小札場40 (浄瑠璃寺)
絹本著色地蔵十王図 地蔵菩薩像	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
絹本著色地蔵十王図 秦広王像	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
絹本著色地蔵十王図 初江王像	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
絹本著色地蔵十王図 宗帝王像	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
絹本著色地蔵十王図 五官王像	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
絹本著色地蔵十王図 閻魔王像	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
絹本著色地蔵十王図 変成王像	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
絹本著色地蔵十王図 泰山王像	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
絹本著色地蔵十王図 平等王像	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
絹本著色地蔵十王図 都市王像	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
絹本著色地蔵十王図 五道輪王像	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
板絵著色十一面観音来迎図	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
板絵著色補陀落山浄土図	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
絹本著色阿弥陀浄土図	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)

紙本著色海住山寺縁起（市指定と重複）	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色大威徳明王像	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その一	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その二	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その三	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その四	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その五	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その六	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その七	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その八	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その九	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その十	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その十一	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その十二	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その十三	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その十四	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その十五	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色十六羅漢図 その十六	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色愛染明王像	京都国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色釈迦如来像	京都国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色文殊菩薩像	京都国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色普賢菩薩像	京都国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色蓮華化生図	京都国立博物館寄託（海住山寺）
絹本著色弥勒菩薩像	奈良国立博物館寄託（現光寺）
紙本金地著色西王母献桃図・紙本金地著色明皇楊貴妃並笛図屏風	京都国立博物館寄託（海住山寺）
紙本金地著色明皇撃梧桐図襖	木津川市加茂町例幣海住山20（海住山寺）
紙本墨画淡彩西湖図	木津川市加茂町例幣海住山20（海住山寺）
絹本著色最勝曼荼羅図	奈良国立博物館寄託（現光寺）
絹本著色如意輪観音像	奈良国立博物館寄託（西明寺）
絹本著色不動明王四十八童子像	奈良国立博物館寄託（西明寺）
木造牛頭天王半跏像（市指定と重複）	京都府立山城郷土資料館寄託（松尾神社）
木造女神坐像（市指定と重複）	京都府立山城郷土資料館寄託（松尾神社）
木造大日如来坐像	木津川市加茂町西小札場40（浄瑠璃寺）
木造阿弥陀如来坐像	奈良国立博物館寄託（現光寺）
木造四天王立像	奈良国立博物館寄託（現光寺）
木造薬師如来坐像	木津川市加茂町西城垣外84（鶯瀧寺）
木造釈迦如来及び両脇侍坐像	木津川市加茂町里小田22（常念寺）
木造地藏菩薩立像	京都国立博物館寄託（常念寺）
般若心経（干部心経）	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
紺紙金字般若心経	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
般若心経（五卷本）	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
般若心経（紙背消息本）	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
大般若経	奈良国立博物館寄託（海住山寺）
岡田国神社大般若経	京都府立山城郷土資料館寄託（岡田国神社）
海住山寺文書	京都国立博物館寄託（海住山寺）
鹿背山区有文書	京都府立山城郷土資料館寄託（鹿背山区）
観音寺区有文書	木津川市加茂町観音寺中貝戸37垣添4の1（観音寺区）

三十八神社棟札類	木津川市加茂町観音寺中貝戸37垣添4の1（観音寺区）
瓦谷1号墳出土品	（木津川市）
灰釉羊硯 樋ノ口遺跡出土	（木津川市）
鉄板 西山古墓出土	（木津川市）
弥生土器 砂原山墳墓出土	（木津川市）
甲冑形埴輪 瓦谷遺跡2号埴輪窯出土	（木津川市）
三彩小壺 樋ノ口遺跡出土	（木津川市）
変形四首鏡 瓦谷古墳第2主体部出土	（木津川市）
六獣形鏡 内田山B1号墳出土	（木津川市）
木造聖観音立像	木津川市山城町上狛良町3（西福寺）
木造地藏菩薩立像	木津川市加茂町美浪南1（西光寺）
有形民俗文化財	
涌出宮の踊図絵馬	木津川市山城町平尾里屋敷54（和伎座天乃夫岐売神社）
木津の渡し船	（木津川市）
史跡名勝天然記念物	
岩船寺境内	木津川市加茂町岩船上ノ門43（岩船寺）
神童寺境内	木津川市山城町神童子不晴谷112（神童寺）
鹿背山不動院境内	木津川市鹿背山大木谷（西念寺）

○府文化財環境保全地区

文化財	所在地
相楽神社文化財環境保全地区	木津川市相楽清水42番1
岡田国神社文化財環境保全地区	木津川市木津大谷105番
白山神社文化財環境保全地区	木津川市加茂町岩船上ノ門94
当尾磨崖仏文化財環境保全地区	木津川市加茂町岩船・西小
八幡宮文化財環境保全地区	木津川市加茂町森・高去
天神神社文化財環境保全地区	木津川市山城町神童子不晴谷177
松尾神社文化財環境保全地区	木津川市山城町椿井松尾41
和伎座天乃夫岐売神社文化財環境保全地区	木津川市山城町平尾里屋敷54

○市指定文化財

文化財	所在地
有形文化財	
涌出宮石灯籠	木津川市山城町平尾里屋敷54（和伎座天乃夫岐売神社）
神童寺護摩堂	木津川市山城町神童子不晴谷112（神童寺）
泉橋寺表門	木津川市山城町上狛西下55（泉橋寺）
神童寺表門	木津川市山城町神童子不晴谷112（神童寺）
和伎座天乃夫岐売神社表門	木津川市山城町平尾里屋敷54（和伎座天乃夫岐売神社）
和伎座天乃夫岐売神社拝殿	木津川市山城町平尾里屋敷54（和伎座天乃夫岐売神社）
五輪塔	木津川市加茂町東小上高庭61（東小区）
瓦製社殿	木津川市相楽才ノ神43（法泉寺）
袋中上人絵詞伝	京都府立山城郷土資料館寄託（鶯瀧寺）
狂言福の神図並びに能猩々図絵馬	京都府立山城郷土資料館寄託（松尾神社）

絹本着色方便法身尊像	木津川市山城町上粕西下52 (円成寺)
紙本着色海住山寺縁起絵巻	奈良国立博物館寄託 (海住山寺)
紙本着色橋柱寺縁起絵巻	木津川市木津雲村42-1 (大智寺)
木造地藏菩薩坐像	木津川市木津雲村3 (西教寺)
木造阿弥陀如来立像	木津川市梅谷南中ノ谷69 (心楽寺)
木造地藏菩薩立像	木津川市加茂町観音寺中貝戸37 (地藏院)
木造如来形坐像	木津川市山城町綺田浜36 (蟹満寺)
泉橋寺石造地藏菩薩坐像	木津川市山城町上粕西下55 (泉橋寺)
木造牛頭天王半跏像	京都府立山城郷土資料館寄託 (松尾神社)
木造女神坐像	京都府立山城郷土資料館寄託 (松尾神社)
木造弁才天十五童子像	木津川市山城町椿井天敷堂37 (玉臺寺)
木造地藏菩薩立像	木津川市山城町上粕西下55 (泉橋寺)
木造阿弥陀如来坐像	木津川市木津宮ノ裏274 (安福寺)
木造阿弥陀如来坐像	木津川市加茂町高田奥畑54 (高田寺)
紙本墨書岩船寺縁起	木津川市加茂町岩船上ノ門43 (岩船寺)
山城国相楽郡綺田村検地帳写	京都府立山城郷土資料館寄託 (木津川市)
城州相楽郡平尾村入組片桐主膳正領分絵図	京都府立山城郷土資料館寄託 (木津川市)
大般若経	京都府立山城郷土資料館寄託 (木津川市)
袈裟褌文銅鐸	(木津川市)
山城町の考古遺物	(木津川市)
高井手瓦窯出土鬼瓦	(木津川市)
道標 (伊賀街道)	木津川市山城町平尾・神童子
木津浜絵馬 木津船中奉納	木津川市木津宮ノ裏285 (御霊神社)
鹿背山焼陶磁器資料	(木津川市)
正徳2年木津川水害関係資料	木津川市木津町西垣外85 (正覚寺)
木造蔵王権現立像	木津川市山城町神童子不晴谷112 (神童寺)
木造役行者倚像及び前鬼後鬼坐像	木津川市山城町神童子不晴谷112 (神童寺)
木造千手観音立像	木津川市山城町神童子不晴谷112 (神童寺)
木造役行者倚像及び前鬼後鬼坐像	木津川市加茂町例幣海住山20 (海住山寺)
石造笠塔婆	木津川市加茂町大野大野27 (西明寺)
石造十一面観音立像 (通称: 動観音)	木津川市市坂幣羅坂103 (市坂区)
木造阿弥陀如来立像	木津川市木津町内垣外43 (大龍寺)
木造地藏菩薩半跏像	木津川市山城町平尾上垣内34 (和泉寺)
無形民俗文化財	
木津御輿太鼓祭	木津川市木津・木津町
虫送り行事	木津川市山城町椿井 (椿井区) 木津川市鹿背山 (鹿背山区) 木津川市山城町北河原 (北河原区)
史跡名勝天然記念物	
上粕環濠集落 (環濠・大井戸・郷井戸)	木津川市山城町上粕良町・巽町・坤町・乾町
泉橋寺境内	木津川市山城町上粕西下54・55-1・55-2
稻荷山	木津川市山城町北河原北谷
鳶ヶ城跡	木津川市山城町神童子横峰
弁天山	木津川市山城町椿井天敷堂
加茂塚穴1号墳	木津川市南加茂台6丁目14

出典：令和6年度木津川市統計書（一部加筆修正）

3) 人口・世帯数

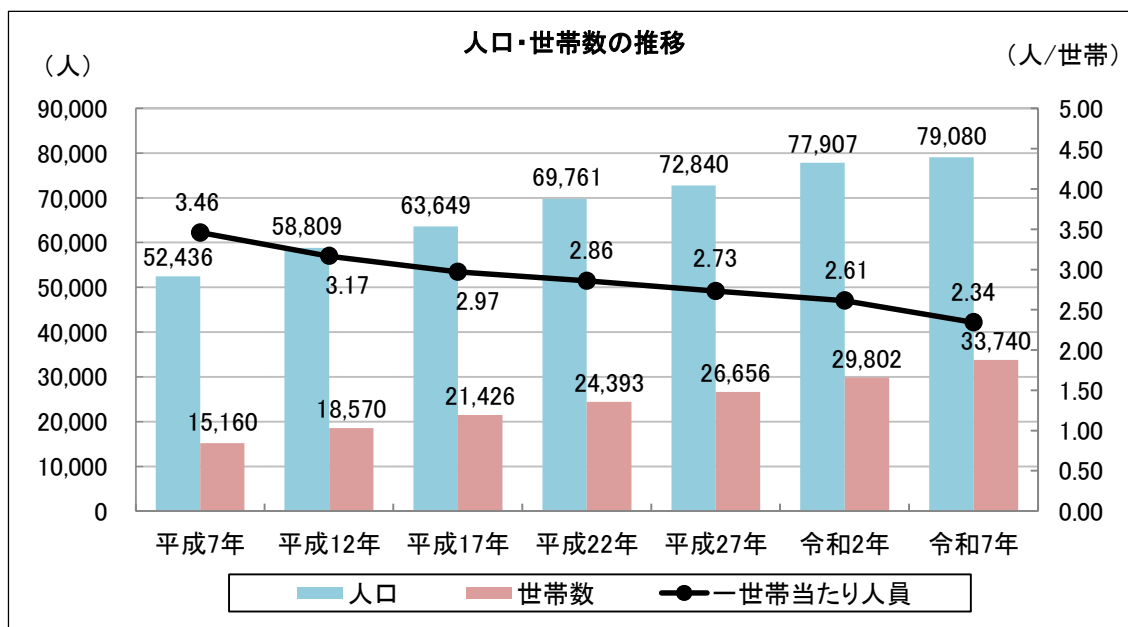
① 人口・世帯数の推移

全国的に人口減少が懸念される中、木津川市の人口は、平成22（2010）年（国勢調査）69,761人、平成27（2015）年（国勢調査）72,840人、令和2（2020）年（国勢調査）77,907人、令和7（2025）年（住民基本台帳）79,080人と増加傾向にあります。令和4（2022）年9月に80,000人に達してからは、横ばいから減少に転じています。

世帯数についても、増加傾向が続いていますが、単身世帯の増加や世帯分離が進み一世帯あたりの世帯人員は減少が続いています。令和7（2025）年（住民基本台帳）では、世帯数が33,740世帯で、一世帯あたり人員は2.34人と、平成17（2005）年以降、3人を下回っています。

人口・世帯数の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
人口	52,436	58,809	63,649	69,761	72,840	77,907	79,080
世帯数	15,160	18,570	21,426	24,393	26,656	29,802	33,740
一世帯あたり人員	3.46	3.17	2.97	2.86	2.73	2.61	2.34



出典：国勢調査（平成7（1995）年～令和2（2020）年）、
住民基本台帳（令和7（2025）年9月末日現在）

※平成7（1995）年～平成17（2005）年は合併前の旧3町それぞれの数値の合計値

③ 地域別人口

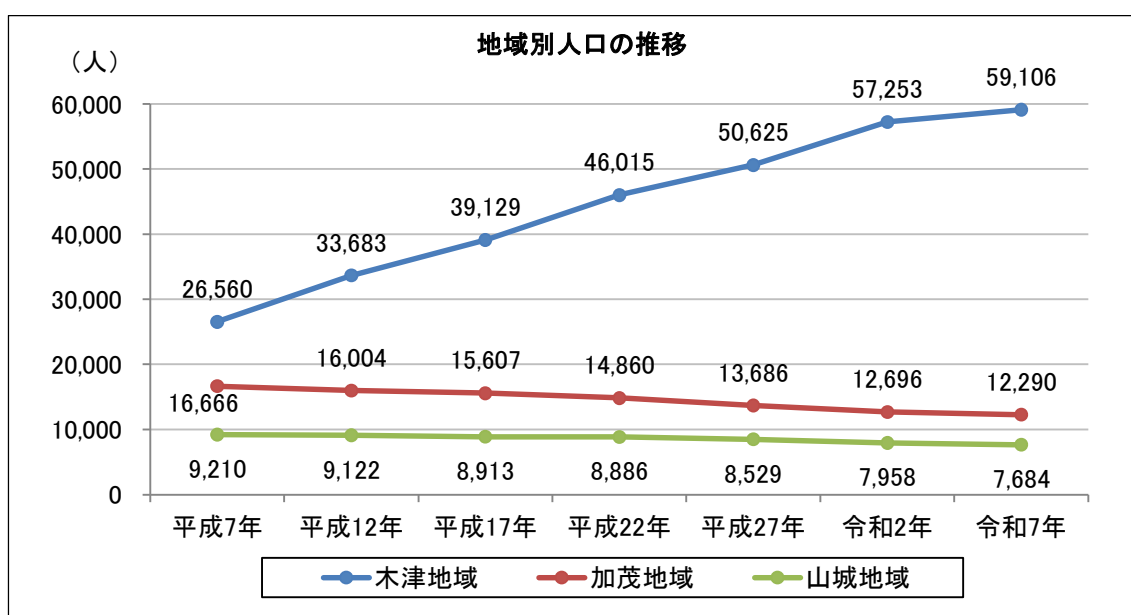
人口を地域別にみると、木津地域では関西文化学術研究都市での開発の進展により増加傾向が続いています。

その時々々の社会情勢の変化を受けて、人口は予想以上の増加がみられ、特に近年は城山台地区において短期間に人口が急増しています。一方で、加茂地域と山城地域では、緩やかな減少が続いています。

とりわけ昭和62（1987）年に開発が完了した南加茂台地区の人口減少に起因し、令和4（2022）年4月に加茂地域が過疎地域に指定されています。

地域別人口の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
木津地域	26,560	33,683	39,129	46,015	50,625	57,253	59,106
加茂地域	16,666	16,004	15,607	14,860	13,686	12,696	12,290
山城地域	9,210	9,122	8,913	8,886	8,529	7,958	7,684



出典：国勢調査（平成7（1995）年～令和2（2020）年）、
住民基本台帳（令和7（2025）年9月末日現在）

※平成7（1995）年～平成17（2005）年は合併前の旧3町それぞれの数値

4) 産業

① 産業別就業者数

就業人口は、平成7（1995）年からの推移では増加が続いていますが、総人口に占める割合は平成7（1995）年以降微減傾向にあります。

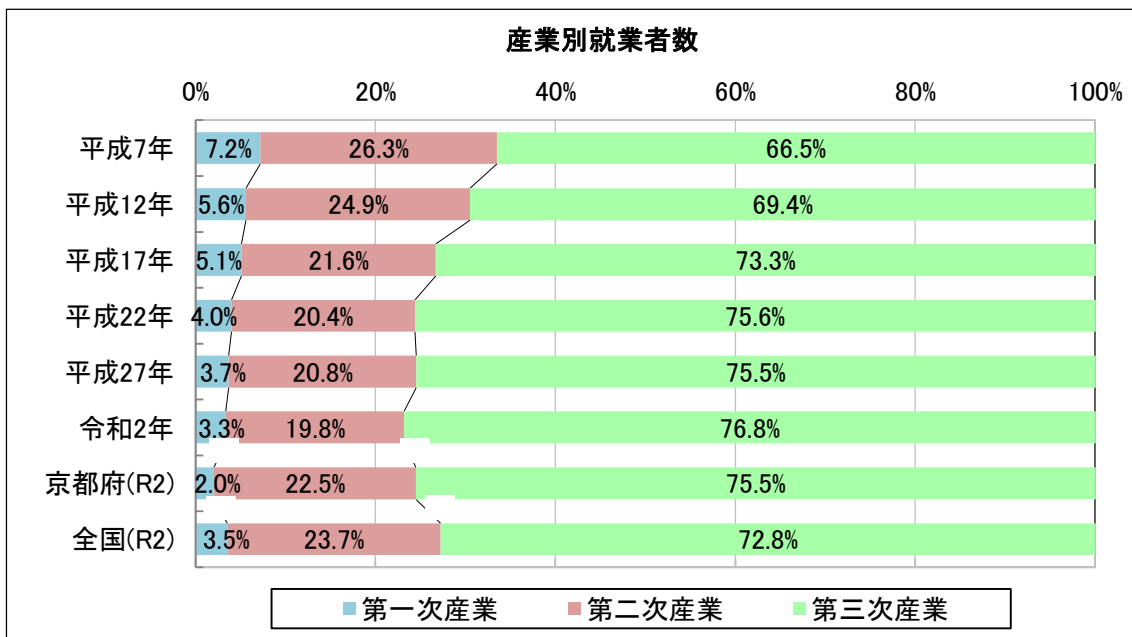
産業別人口構成をみると、第一次産業は減少が続いており、令和2（2020）年で3.3%となっています。第二次産業も減少傾向が続いており、19.8%となっています。第三次産業は増加が続き、76.8%となっています。

全国、京都府と比較すると、第二次産業が少なく、第三次産業の割合が多くなっています。

就業者数の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業人口	25,057	27,910	30,073	31,137	32,271	32,631
(対総人口)	47.8%	47.5%	47.2%	44.6%	44.3%	41.9%

出典：国勢調査



出典：国勢調査

※平成7（1995）年～平成17（2005）年は合併前の旧3町それぞれの数値の合計値

産業別就業者数（大分類）をみると、第一次産業のほとんどが「農業」就業者となっています。「農業」就業者は平成 17（2005）年から平成 22（2010）年にかけて大きく減少しています。

第二次産業では、建設業は平成 12（2000）年をピークに減少傾向にあります。製造業も平成 12（2000）年をピークに減少に転じましたが、その後平成 27（2015）年には再度増加に転じたものの、令和 2（2020）年に再び減少となっています。

第三次産業では、就業者が増加している業種が多く、特に「教育、学習支援業」や「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」の増加が目立っています。

産業別就業者数の推移

産業（大分類）		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	農業	1,791	1,557	1,514	1,137	1,134	1,059
	林業	2	2	4	11	13	10
	漁業	2	1	2	1	2	3
	計	1,795	1,560	1,520	1,149	1,149	1,072
第二次産業	鉱業	14	18	6	2	4	4
	建設業	1,832	2,121	1,966	1,810	1,762	1,689
	製造業	4,669	4,748	4,415	4,096	4,716	4,670
	計	6,515	6,887	6,387	5,908	6,482	6,363
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	410	386	307	290	315	262
	卸売業、小売業	4,887	5,801	5,550	5,122	5,141	5,231
	情報通信業	1,540	1,655	712	715	763	781
	運輸業、郵便業			1,117	1,342	1,300	1,430
	不動産業、物品賃貸業	312	337	406	519	638	668
	金融業、保険業	906	890	846	829	814	765
	教育、学習支援業	6,981	8,510	2,143	2,230	2,395	2,546
	医療、福祉			3,070	3,725	4,637	5,079
	複合サービス事業			313	173	268	288
	宿泊業、飲食サービス業			1,154	1,384	1,428	1,478
	学術研究、専門・技術サービス業			4,520	1,345	1,270	1,419
	生活関連サービス業、娯楽業				1,036	1,078	1,107
	サービス業				1,652	1,699	1,859
	公務	1,456	1,600	1,586	1,515	1,728	1,708
	計	16,492	19,179	21,724	21,877	23,474	24,621
分類不能の産業	255	284	442	2,203	1,166	575	
合計	25,057	27,910	30,073	31,137	32,271	32,631	

出典：国勢調査

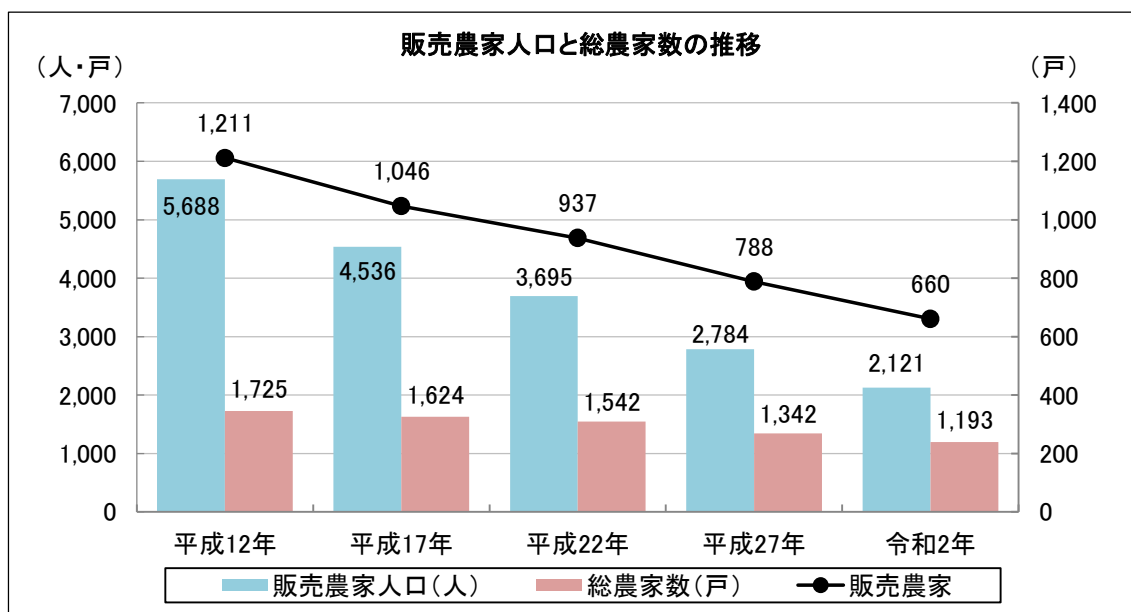
② 農業

木津川市では、稲作のほか、京都や大阪の大都市に近い立地特性を活かし、畑作を中心とした近郊農業等が盛んですが、令和2（2020）年の販売農家人口は2,121人、総農家数は1,193戸でそれぞれ減少しています。

販売農家人口と総農家数の推移

	販売農家人口 (人)	総農家数(戸)	
		総農家数	販売農家
平成12年	5,688	1,725	1,211
平成17年	4,536	1,624	1,046
平成22年	3,695	1,542	937
平成27年	2,784	1,342	788
令和2年	2,121	1,193	660

出典：京都府統計書



出典：京都府統計書

※平成12（2000）年～平成17（2005）年は
合併前の旧3町それぞれの数値の合計値

③ 商業

令和3（2021）年の木津川市の商店数は441件、従業者は4,661人、年間商品販売額は800.7億円となっています。商店数と従業者数は平成16（2004）年から平成19（2007）年にかけては増加していますが、平成24（2012）年に減少し、以降はほぼ横ばいとなっています。年間商品販売額は平成19（2007）年、平成26（2014）年に減少していますが、長期的には増加傾向にあります。また令和3（2021）年は、調査方法が異なるため、商店数及び従業者数が大幅に増加しています。

1件当たりの商品販売額で比較すると、全国、京都府よりも低くなっています。

また、大型小売店舗は、平成13（2001）年に2件でしたが、平成21（2009）年で4件、令和2（2020）年で8件、令和7（2025）年で9件へと増加しています。

※経済センサスは平成21（2009）年からの新規調査であり、既存の統計による過去の値とは比較できないため、平成16（2004）、19（2007）年のデータは参考として掲載します。

※令和3（2021）年調査は、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行ったことで、従来調査よりも幅広くに事業所を捉えているため、時系列比較を行う際は、留意が必要となります。

商店数、従業者数、年間商品販売額の推移（参考）

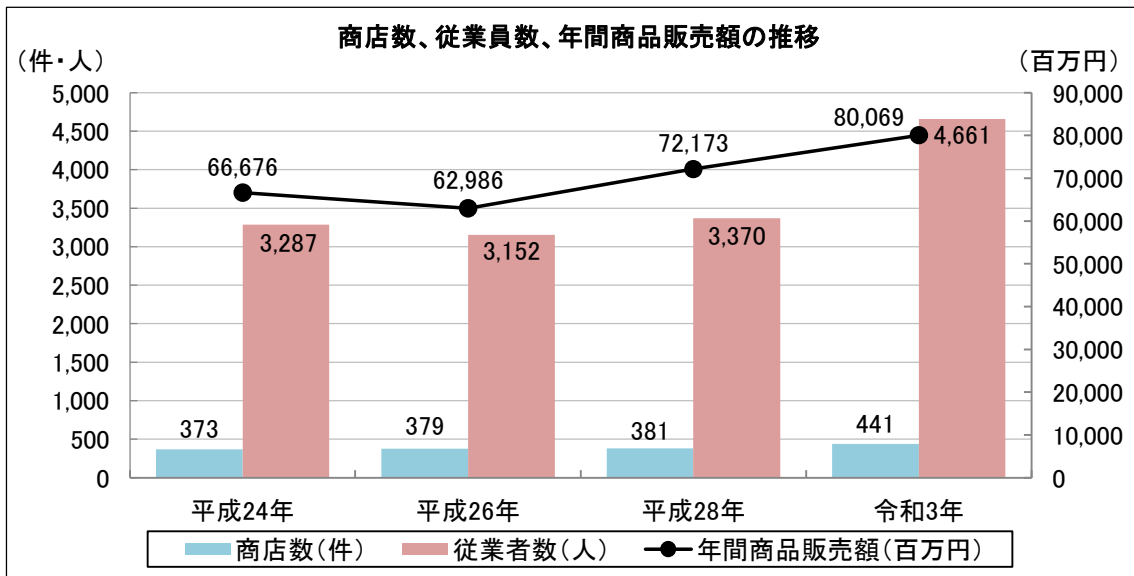
	商店数 (件)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	1件あたり販売額 (百万円/件)
平成16年	500	3,352	57,262	114.5
平成19年	566	4,683	55,654	98.3

出典：京都府統計書

商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

	商店数 (件)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	1件あたり販売額 (百万円/件)
平成24年	373	3,287	66,676	178.8
平成26年	379	3,152	62,986	166.2
平成28年	381	3,370	72,173	189.4
令和3年	441	4,661	80,069	181.6
京都府(R3)	21,506	192,204	7,887,511	366.8
全国(R3)	1,022,230	9,602,670	522,645,775	511.3

出典：京都府統計書、経済センサス



出典：京都府統計書

大型小売店舗の立地動向

	店舗数(件)	店舗面積(m ²)
平成13年	2	11,313
平成21年	4	41,747
令和2年	8	97,056
令和7年	9	102,967

大型小売店舗：店舗面積1,000m²を超える大型小売店

出典：「全国大型小売店舗総覧」 東洋経済新報社発行

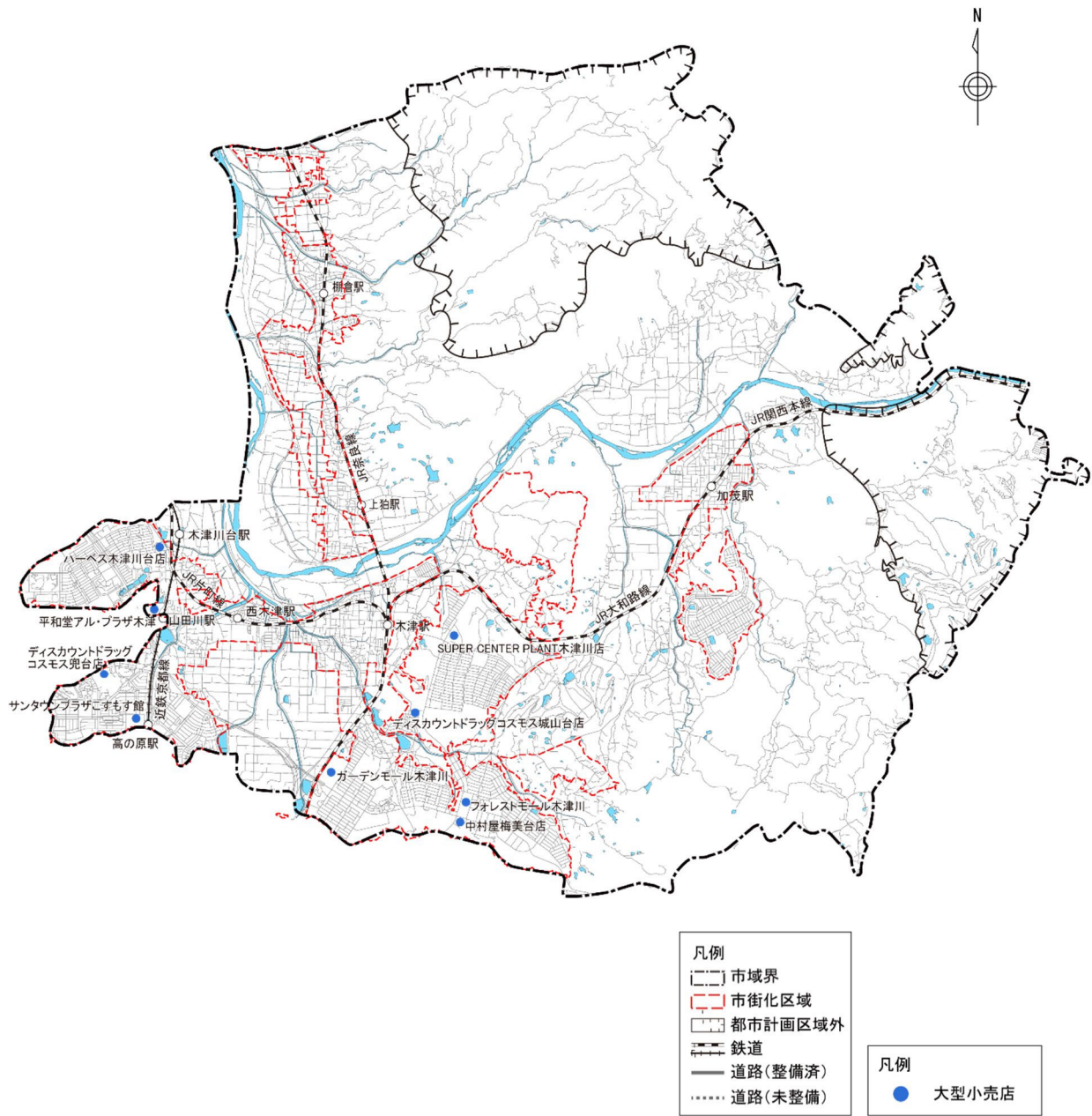
大型小売店舗一覧

店名	業態	店舗面積(m ²)	開設年月
サントウンプラザこすもす館 (イオンモール高の原)	ショッピングセンター	39,950	平成19年 5月
ガーデンモール木津川 (カインズ木津川店)	ショッピングセンター	25,970	平成20年 3月
平和堂アル・プラザ木津	総合スーパー	13,130	平成11年11月
SUPER CENTER PLANT木津川店	総合スーパー	11,413	平成31年 3月
フォレストモール木津川	ショッピングセンター	5,911	令和元年11月
中村屋梅美台店	食品スーパー	2,359	平成28年 5月
ディスカウントドラッグコスモス 城山台店	専門店	1,625	平成30年 3月
ディスカウントドラッグコスモス 兜台店	専門店	1,309	平成30年 4月
ハーベス木津川台店	食品スーパー	1,300	平成 9年 3月

相楽地域商業ガイドライン（京都府策定）において、木津駅周辺エリアと加茂駅周辺エリアを中心市街地エリアとして位置付けています。木津駅周辺エリアでは、木津川市のイメージを再構成できる「顔」の創出、加茂駅周辺エリアでは、加茂地域の中心市街地にふさわしい商業のにぎわいの形成と地域住民の日常を支える場の形成を目標として定めています。

また、木津駅周辺地域、高の原地域（学研地域）、州見台地域（学研地域）、相楽城西地区、城山台地域（学研地域）を特定大規模小売店舗の誘導エリアとして位置付けており、それぞれに大型小売店が立地しています。

中心都市拠点である木津駅周辺への商業集積を可能にするため、既に立地している大型小売店とのバランスを図りながら、計画する必要があります。



大型小売店舗の位置図

④ 工業

平成27（2015）年の木津川市の事業所数は124件、従業者は1,326人、製造品出荷額等は424.5億円となっています。平成12（2000）年と比較すると、事業所数、従業者数は減少傾向にありますが、製造品出荷額等は高くなっています。

1件当たりの出荷額で比較すると、全国、京都府よりも低くなっています。

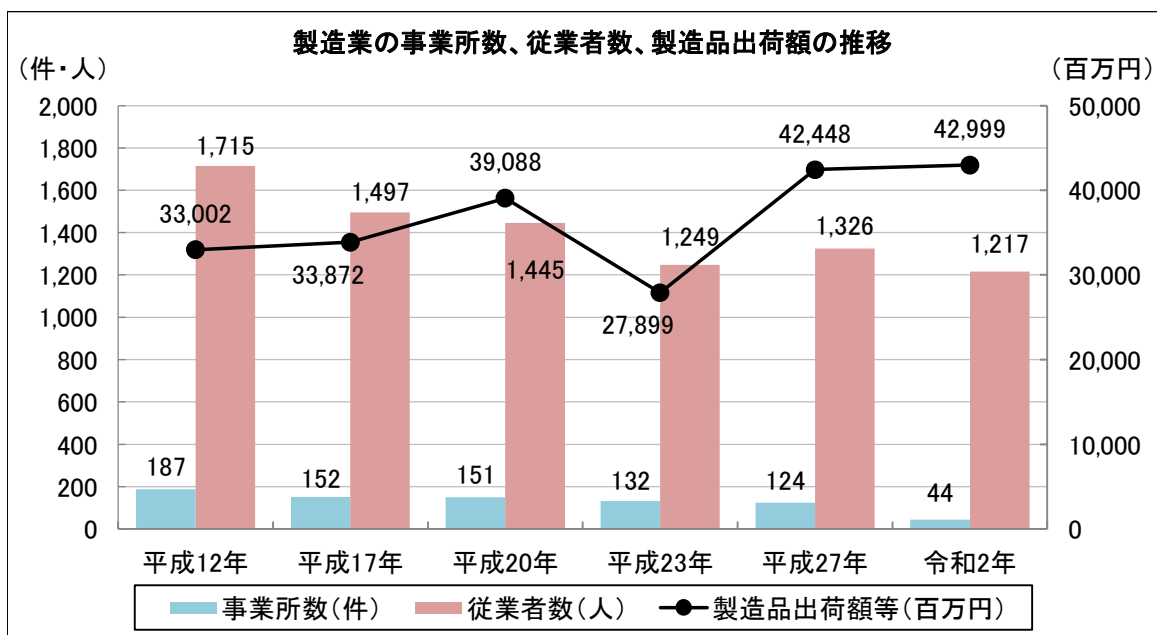
※令和2（2020）年の集計については、個人経営を除く事業所を調査対象として集計しています。また、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行ったことで、従来調査よりも幅広く事業所を捉えているため、時系列比較を行う際は、留意が必要となります。

※全国の令和3（2021）年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、時系列比較を行う際は十分に留意が必要となります。

製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

	事業所数 (件)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	1件あたり出荷額 (百万円/件)
平成12年	187	1,715	33,002	176.5
平成17年	152	1,497	33,872	222.8
平成20年	151	1,445	39,088	258.9
平成23年	132	1,249	27,899	211.4
平成27年	124	1,326	42,448	342.3
令和2年	44	1,217	42,999	977.3
京都府(R2)	3,952	139,615	5,270,360	1333.6
全国(R3)	176,858	7,465,556	302,003,273	1374.1

出典：京都府統計書、経済センサス



出典：京都府統計書

※平成12（2000）・17（2005）年は合併前の旧3町それぞれの数値の合計値

この間、研究開発型産業施設の立地が進んだこともあり、関連施設の立地に関しては騒音など、公害対策に十分配慮していきます。

⑤ 通勤動向

平成27（2015）年と令和2（2020）年の国勢調査を比較すると、木津川市の人口が増加（72,840人→77,907人）している中で、就業者数も増加しています。市内で就業している市民は増加していますが、市外から木津川市に働きに来る人は横ばい状況です。

木津川市は、ベッドタウンの様相が強い状況にありますが、その一方で就業地としての機能の強化がみられます。

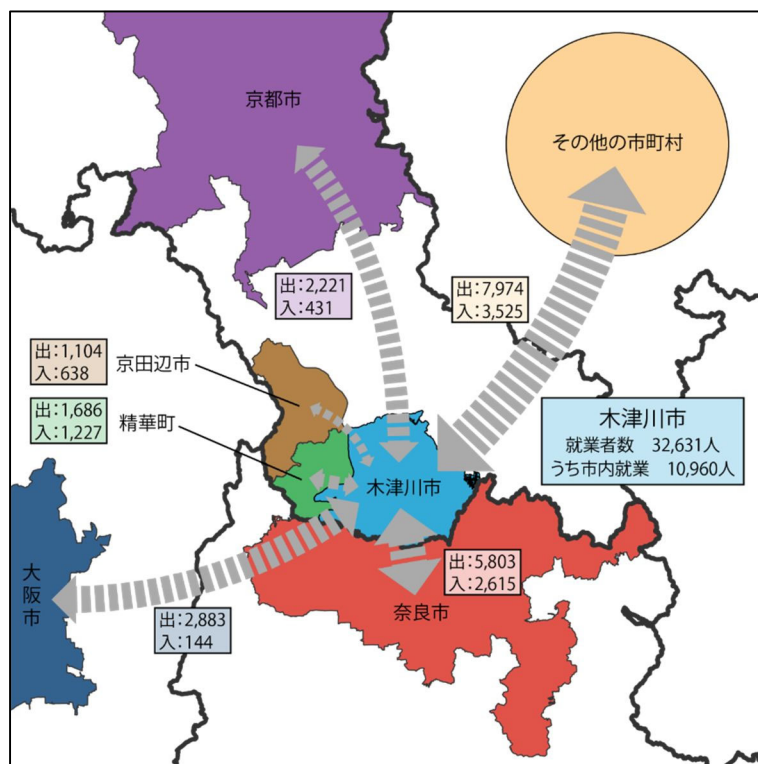
木津川市居住者の主な就業地（平成27（2015）年・令和2（2020）年）

市区町村	平成27年		令和2年	
	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）
就業者数	32,271	100.0%	32,631	100.0%
木津川市	10,287	31.9%	10,960	33.6%
市外	21,984	68.1%	21,671	66.4%
奈良市	5,832	18.1%	5,803	17.8%
大阪市	3,236	10.0%	2,883	8.8%
京都市	2,101	6.5%	2,221	6.8%
精華町	1,362	4.2%	1,686	5.2%
京田辺市	1,014	3.1%	1,104	3.4%
その他	8,439	26.2%	7,974	24.4%

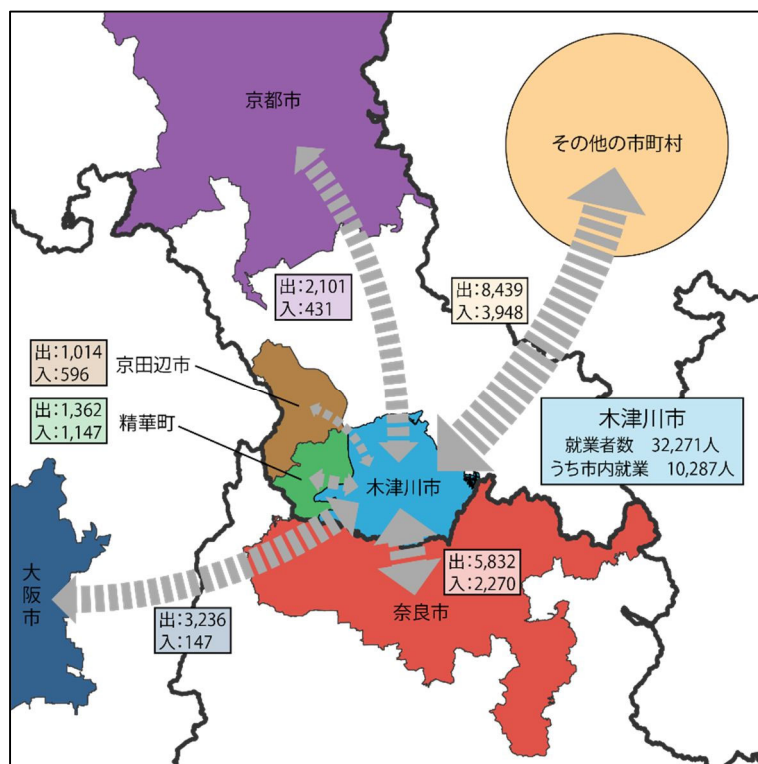
木津川市で就業する人の主な居住地（平成27（2015）年・令和2（2020）年）

市区町村	平成27年		令和2年	
	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）
就業者数	18,826	100.0%	19,540	100.0%
木津川市	10,287	54.6%	10,960	56.1%
市外	8,539	45.4%	8,580	43.9%
奈良市	2,270	12.1%	2,615	13.4%
大阪市	147	0.8%	144	0.7%
精華町	1,147	6.1%	1,227	6.3%
京田辺市	596	3.2%	638	3.3%
京都市	431	2.3%	431	2.2%
その他	3,948	21.0%	3,525	18.0%

出典：国勢調査



木津川市の主な通勤先（令和2（2020）年）



木津川市の主な通勤先（平成27（2015）年）

5) 都市計画

① 用途地域

令和7(2025)年度末時点において、13種の用途地域のうち、9種の用途地域が定められており、住居系が1,427.2ha(81.2%)、商業系が73.2ha(4.2%)、工業系が257.6ha(14.6%)となっています。

種 類		面積 (ha)		比率 (%)		
市域		8,513.0				
都市計画区域		6,709.0		100.0		
市街化調整区域		4,951.0		73.8		
市街化区域		1,758.0		26.2	100.0	100.0
住居系	第一種低層住居専用地域	714.3	1,427.2	-	40.6	81.2
	第二種低層住居専用地域	-			-	
	第一種中高層住居専用地域	109.1			6.2	
	第二種中高層住居専用地域	94.8			5.4	
	第一種住居地域	459.0			26.1	
	第二種住居地域	46.8			2.7	
	準住居地域	3.2			0.2	
	田園住居地域	-			-	
商業系	近隣商業地域	42.2	73.2	-	2.4	4.2
	商業地域	31.0			1.8	
工業系	準工業地域	257.6	257.6	-	14.6	14.6
	工業地域	-			-	
	工業専用地域	-			-	

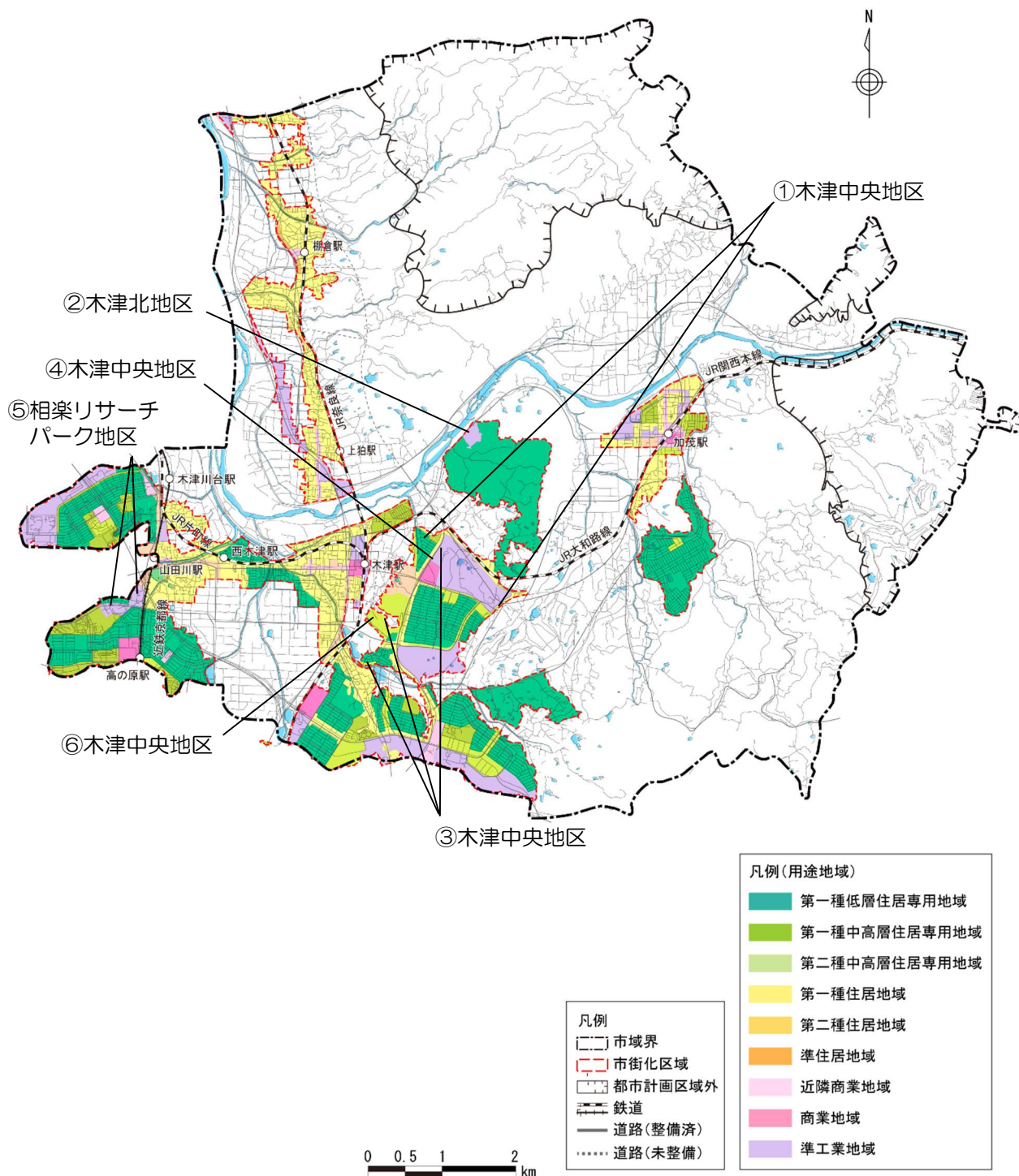
用途地域変更遍歴（平成 23（2011）年度～令和 7（2025）年度）

年月日	地 区	変更後	変更前
平成 25 年 6 月 17 日	①木津中央地区	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
		第一種住居地域	準工業地域
	②木津北地区	準工業地域	第一種低層住居専用地域
平成 26 年 10 月 8 日	③木津中央地区	準工業地域	第二種住居地域
		第一種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
		第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
平成 28 年 7 月 1 日	④木津中央地区	準工業地域	第二種住居地域
平成 31 年 3 月 22 日	⑤相楽リサーチパーク地区	準工業地域	第二種住居地域
	⑥木津中央地区	第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域

※変更理由

- ①：木津中央特定土地区画整理事業の土地利用計画の変更に伴う変更
- ②：クリーンセンター（（現）環境の森センター・きづがわ）の建設に伴う変更
- ③：木津中央特定土地区画整理事業の土地利用計画の変更に伴う変更
- ④：学研都市建設計画の変更に伴う変更
- ⑤：研究開発型産業施設の立地を促進するための変更
- ⑥：消防庁舎の建設に伴う変更

第 1 次木津川市都市計画マスタープランの計画期間においては、関西文化学術研究都市の開発の進展に伴い、より良い居住環境の形成や社会経済の発展に寄与するため、適宜土地利用の修正を図り、用途地域の変更を行ってまいりました。今後のまちづくりにおいても、社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、必要に応じた用途地域の見直しを検討します。

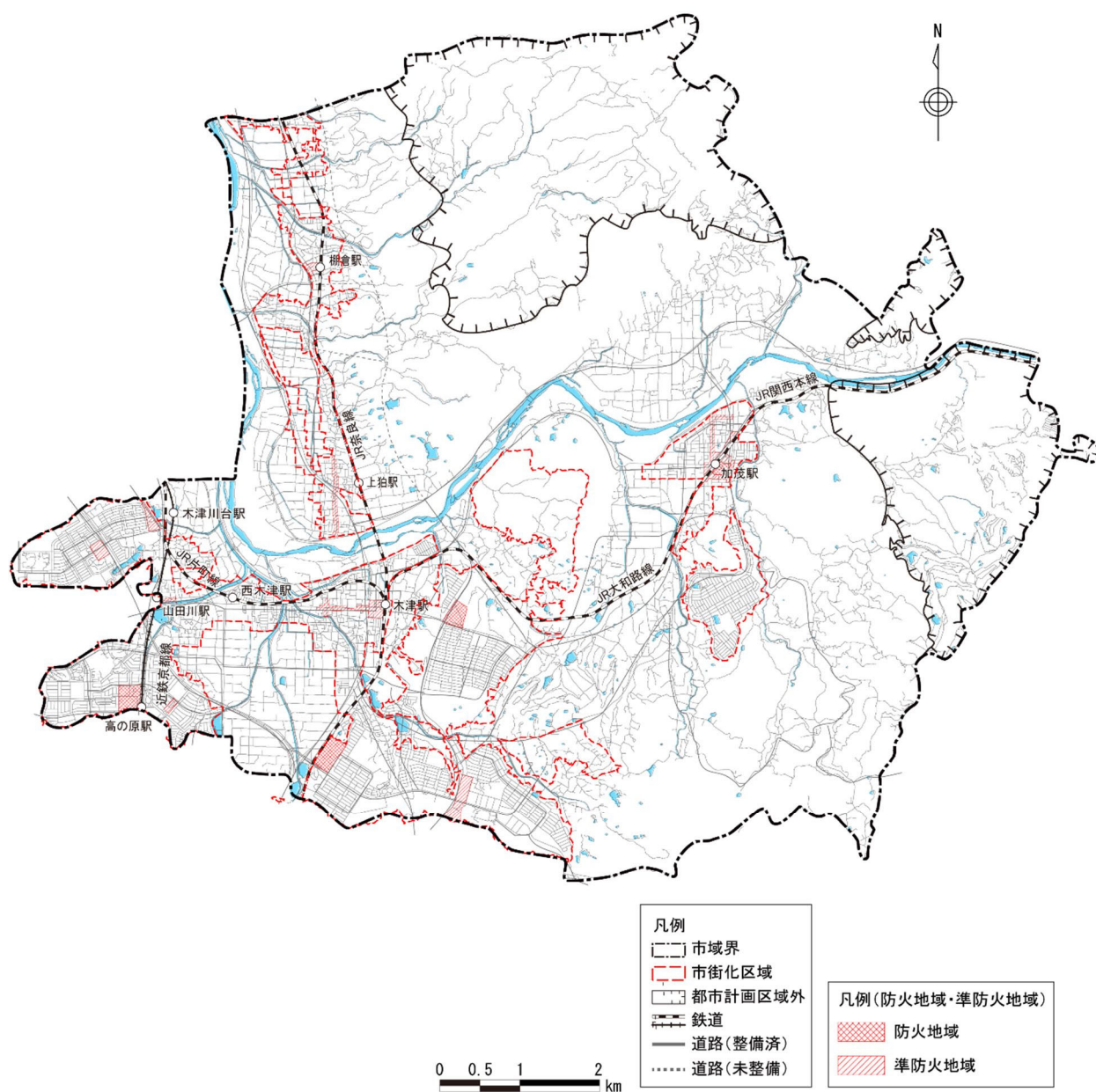


出典：令和元年度都市計画基礎調査

用途地域図

② 防火地域・準防火地域

鉄道駅の周辺などの商業系の用途地域に、防火地域及び準防火地域が指定されています。



出典：令和元年度都市計画基礎調査

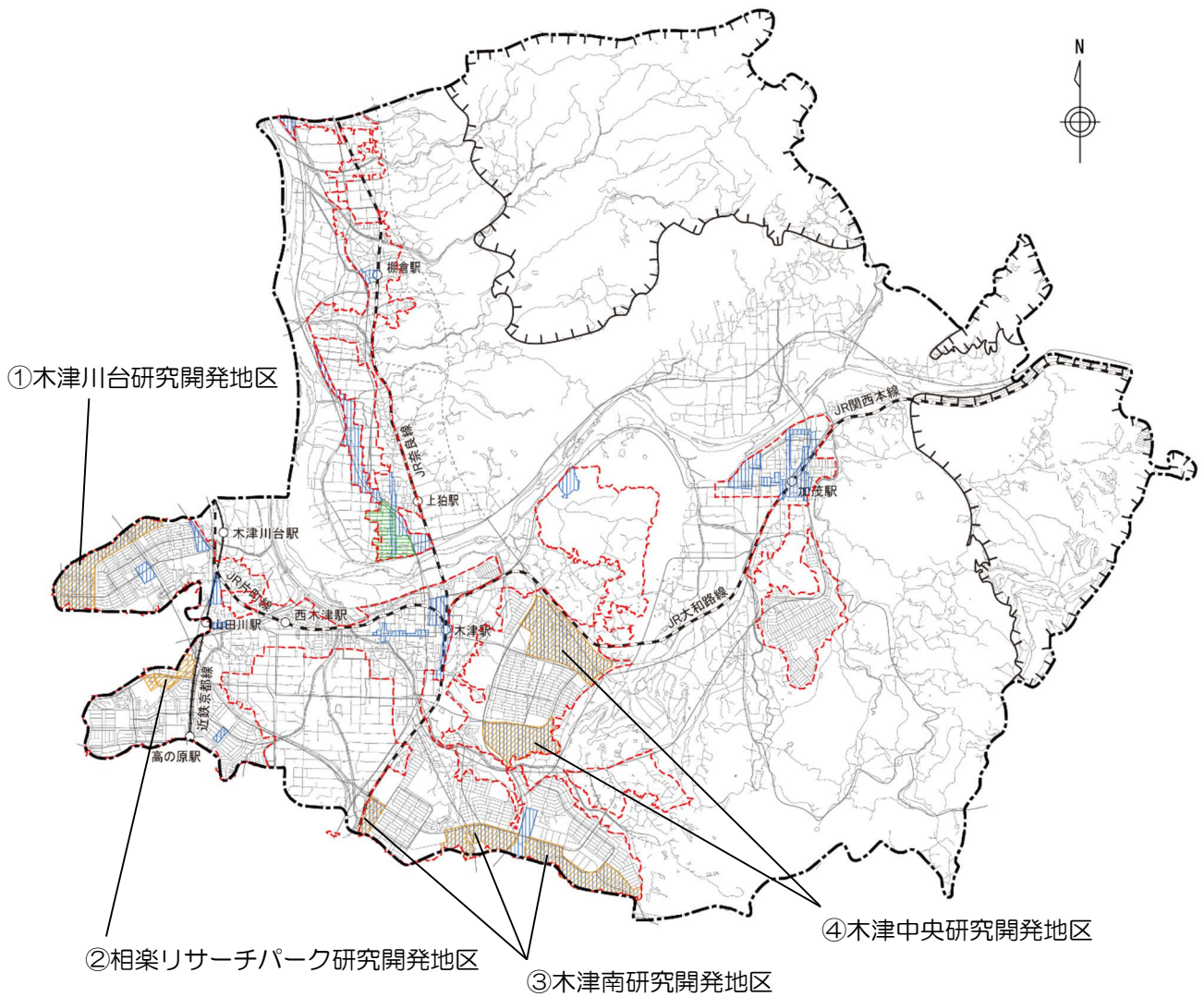
防火地域・準防火地域図

③ 特別用途地区

特別用途地区は、研究開発地区、特別工業地区及び特定大規模小売店舗制限地区があり、それぞれ木津川市研究開発地区建築条例、木津川市特別工業地区建築条例及び木津川市特定大規模小売店舗制限地区建築条例でも規制しています。

No.	種類	面積 (ha)	策定年月日
①	木津川台研究開発地区	約 38.3	平成 8 年 5 月 24 日
②	相楽リサーチパーク研究開発地区	約 9.3	平成 8 年 5 月 24 日
③	木津南研究開発地区	約 60.9	平成 8 年 5 月 24 日
④	木津中央研究開発地区	約 81.3	平成 22 年 2 月 23 日
⑤	特別工業地区	約 21.0	平成 8 年 5 月 24 日
⑥	特定大規模小売店舗制限地区	約 295.0	平成 20 年 7 月 11 日

※以上 6 地区においては、開発の実情や社会情勢にあわせて、点検や見直しを行っております。今後も必要に応じた特別用途地区の見直しを検討します。



②相楽リサーチパーク研究開発地区

③木津南研究開発地区

④木津中央研究開発地区



凡例	
	市域界
	市街化区域
	都市計画区域外
	鉄道
	道路(整備済)
	道路(未整備)

凡例(特別用途地区)	
	研究開発地区
	特別工業地区
	特定大規模小売店舗制限地区

出典：木津川市

特別用途地区図

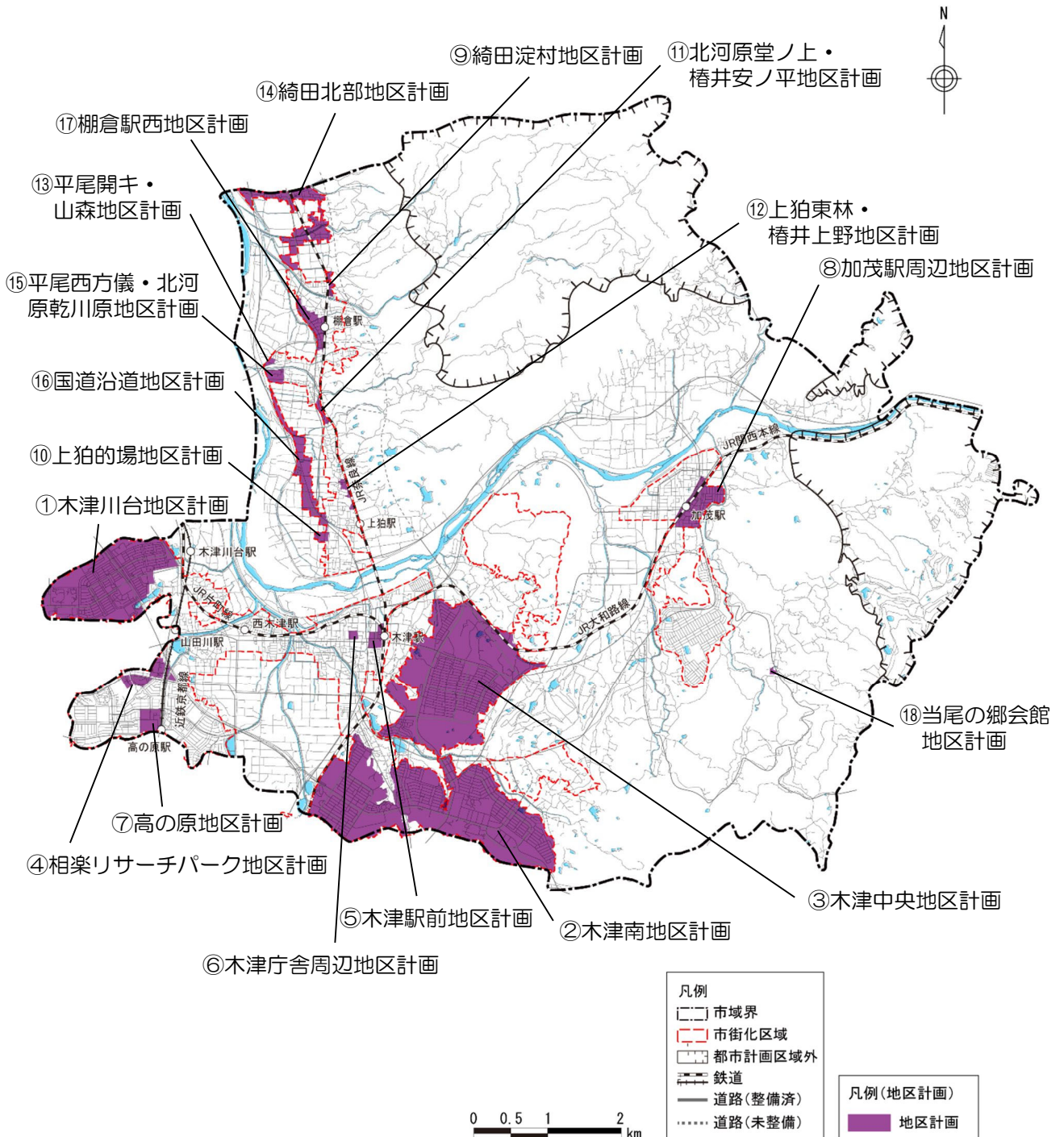
④ 地区計画

地区計画は、18地区で定められており、地区計画の内容を木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例でも規制しています。

No.	名称	位置	面積 (ha)	策定年月日 変更年月日
①	木津川台地区計画	木津川台1～8丁目、 木津川台9丁目の一部	約 130.2	平成元年5月9日 令和2年3月31日
②	木津南地区計画 (州見台・梅美台)	州見台一～八丁目、 梅美台一～八丁目	約 283.8	平成4年5月29日 令和2年3月31日
③	木津中央地区計画（城 山台）	城山台一～十三丁目	約 245.7	平成22年2月23日 令和2年3月31日
④	相楽リサーチパーク地 区計画	兜台六丁目、相楽台三丁 目及び相楽台四丁目の各 一部	約 10.1	昭和62年12月25日 令和6年10月1日
⑤	木津駅前地区計画	木津駅前一丁目	約 4.8	平成16年12月20日 令和2年3月31日
⑥	木津庁舎周辺地区計画	木津南垣外の一部	約 1.5	平成18年6月23日 令和2年3月31日
⑦	高の原地区計画	相楽台一丁目の一部	約 8.9	平成25年12月26日
⑧	加茂駅周辺地区計画	加茂町駅東一～四丁目、 駅西一～二丁目	約 23.0	平成8年5月24日 令和2年3月31日
⑨	綺田淀村地区計画	山城町綺田山口、綺田山 ノ上、綺田淀村、綺田南河 原の各一部	約 2.2	昭和62年1月20日 平成20年12月19日
⑩	上粕的場地区計画	山城町上粕的場、上粕山 神、上粕鈴畑の各一部	約 2.4	昭和62年1月20日
⑪	北河原堂ノ上・椿井安 ノ平地区計画	山城町北河原堂ノ上、椿 井安ノ平、椿井西ヶ峰、椿 井北代の各一部	約 2.1	平成4年5月29日 平成20年12月19日
⑫	上粕東林・椿井上野地 区計画	山城町上粕東林、上粕上 野、椿井上野、椿井縄手、 椿井大將軍の各一部	約 2.0	平成4年5月29日 平成20年12月19日

⑬	平尾開キ・山森地区計画	山城町平尾開キ、平尾山森の各一部	約0.9	平成12年6月9日 平成20年12月19日
⑭	綺田北部地区計画	山城町綺田藪浦、綺田渡り戸、綺田鳥居、綺田野田、綺田神ノ木、綺田渋川、綺田柏谷、綺田平後、綺田北村、綺田中浜、綺田戸田家、綺田山際、綺田浜、綺田出垣外、綺田西ノ口、綺田局塚の各一部	約33.9	平成12年6月9日 令和2年3月31日
⑮	平尾西方儀・北河原乾川原地区計画	山城町平尾西方儀、平尾東方儀、北河原乾川原、北河原内畑の各一部	約3.6	平成12年6月9日 平成20年12月19日
⑯	国道沿道地区計画	山城町上狛一本木、上狛狸々垣外の全部 北河原乾川原、北河原畑岡、椿井北野、椿井畑岡、椿井落合、椿井水垣内、椿井阪ノ下、椿井堂垣内、椿井鳥井、椿井伊賀落、上狛柘榴垣外、上狛子サ工、上狛松笠、上狛宝本、上狛西浦代、上狛内瀬、上狛前畑、上狛大竹、上狛造々垣外、上狛落辺の各一部	約23.1	平成12年6月9日 令和2年3月31日
⑰	棚倉駅西地区計画	山城町平尾小島、平尾西古川、平尾中古川、平尾前田、平尾北払戸、平尾南払戸、平尾里屋敷、平尾不知田、平尾池顔、平尾三所塚の各一部	約11.0	平成9年11月21日 平成20年12月19日
⑱	当尾の郷会館地区計画	加茂町辻下垣外の一部	約0.6	平成30年11月30日

※以上 18 地区においては、開発の実情や社会情勢にあわせて、点検や見直しを行っております。今後も必要に応じた地区計画の見直しを検討します。



出典：令和元年度都市計画基礎調査

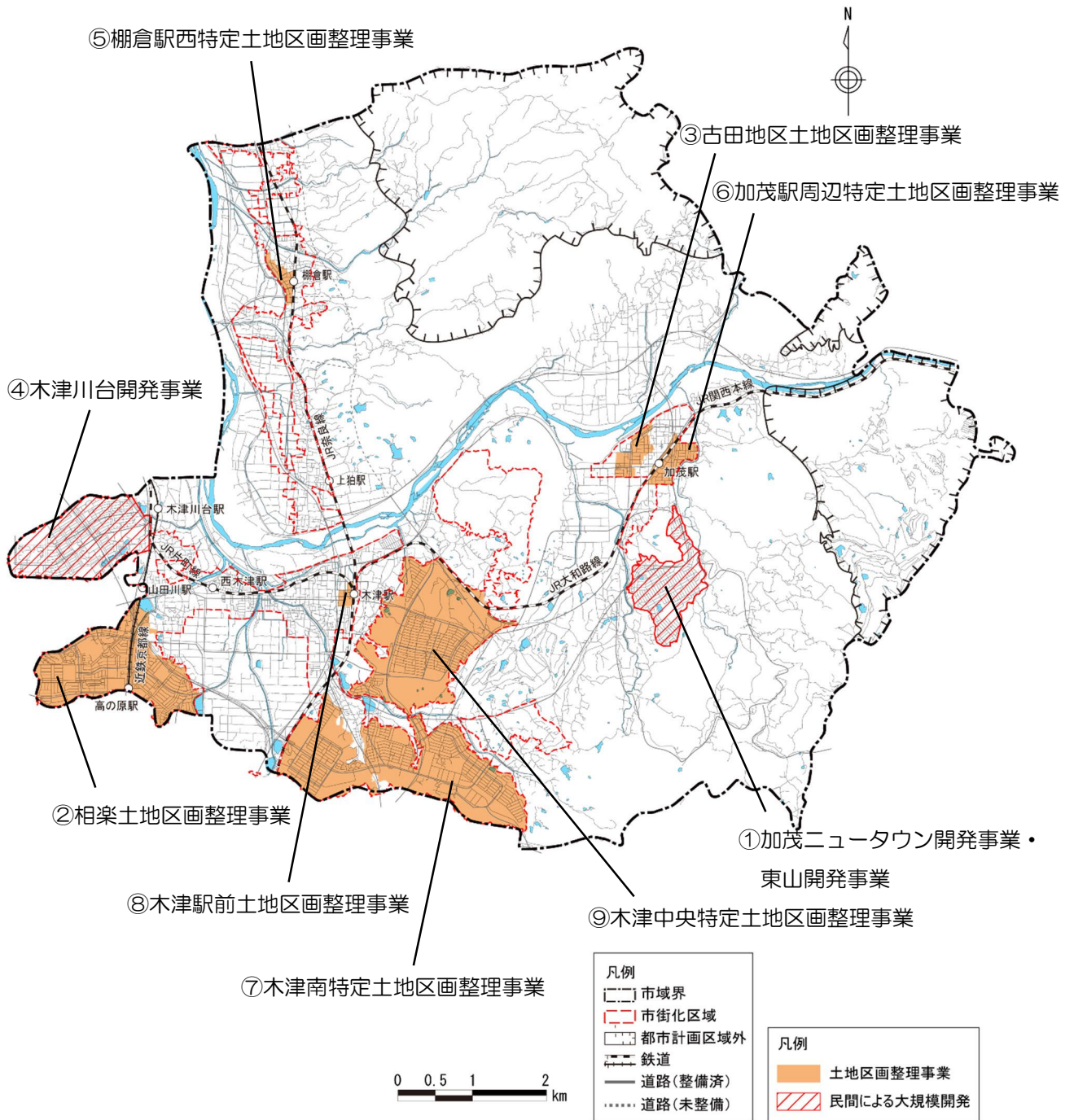
地区計画図

⑤ 市街地開発事業等

昭和の後期から始まった市街地開発事業等としては、主に木津地域のニュータウンでの土地区画整理事業があり、JR木津駅、加茂駅、棚倉駅の周辺でも一部みられます。

また、民間による大規模開発地として南加茂台地区及び木津川台地区があります。

① 加茂ニュータウン開発事業・東山開発事業			
施行者	大阪労働者住宅生活協同組合		
開発完了公告	昭和62年3月	事業手法	開発許可（都市計画法第29条）
施行面積	81.4ha（1次：68.6ha 2次：12.8ha）	計画人口	9,492人（1次：8,000人 2次：1,492人）
② 相楽土地区画整理事業			
施行者	住宅・都市整備公団（（現）独立行政法人都市再生機構）		
換地処分公告	平成6年3月	事業手法	土地区画整理事業
施行面積	181.0ha	計画人口	22,000人
③ 古田地区土地区画整理事業			
施行者	旧加茂町		
換地処分公告	平成8年7月	事業手法	土地区画整理事業
施行面積	18.8ha	計画人口	1,650人
④ 木津川台開発事業			
施行者	近鉄不動産(株)、近畿日本鉄道(株)		
開発完了公告	平成8年12月	事業手法	開発許可（都市計画法第29条）
施行面積	124.9ha	計画人口	8,970人
⑤ 棚倉駅西特定土地区画整理事業			
施行者	旧山城町		
換地処分公告	平成12年3月	事業手法	特定土地区画整理事業
施行面積	11.0ha	計画人口	1,170人
⑥ 加茂駅周辺特定土地区画整理事業			
施行者	旧加茂町		
換地処分公告	平成15年8月	事業手法	特定土地区画整理事業
施行面積	23.0ha	計画人口	2,200人
⑦ 木津南特定土地区画整理事業			
施行者	独立行政法人都市再生機構		
換地処分公告	平成21年3月	事業手法	特定土地区画整理事業
施行面積	283.8ha	計画人口	18,600人
⑧ 木津駅前土地区画整理事業			
施行者	木津川市		
換地処分公告	平成24年3月	事業手法	土地区画整理事業
施行面積	5.2ha	計画人口	300人
⑨ 木津中央特定土地区画整理事業			
施行者	独立行政法人都市再生機構		
換地処分公告	平成27年1月	事業手法	特定土地区画整理事業
施行面積	245.7ha	計画人口	11,000人



市街地開発事業等位置図

6) 木津駅東側地区住民アンケート調査

平成21(2009)年度に実施した調査データとの比較検証を行うため、令和元(2019)年度に前回調査と同内容のアンケート調査を実施し、そのデータに基づき、都市計画に関する意識、意向を再整理します。

●調査の概要（令和元（2019）年度調査）

調査の目的	第2次木津川市都市計画マスタープランの策定にあたり、JR 木津駅と木津中央地区（城山台）の間に位置する木津駅東側地区の将来の土地利用についての意見等を把握し、今後の都市計画を検討して行く上での重要な資料として活用することを目的として実施したものです。
調査の対象	木津駅東側地区の土地所有者 374 人
配布・回収方法	郵送による配布、回収
調査期間	令和元（2019）年 8 月 14 日～令和元（2019）年 9 月 2 日
回収状況	配布数 a 374 未着数 b 024（あて先不明） 回収数 c 156 回収率 $c \div (a-b)$ 44.6%

●調査の概要（平成 21（2009）年度調査）

調査の目的	木津川市都市計画マスタープランの策定にあたり、市民の木津川市の都市計画全般にかかる意向等のほか、木津駅東側地区の将来の土地利用についての意見等を把握し、今後、木津川市の都市計画を検討していく上での資料として活用することを目的として実施したものです。
調査の対象	木津駅東側地区の土地所有者 335 人
配布・回収方法	郵送による配布、回収
調査期間	平成 21（2009）年 5 月 12 日～平成 21（2009）年 5 月 29 日
回収状況	配布数 a 335 未着数 b 013（あて先不明） 回収数 c 158（5/29 以降到着分も含む） 回収率 $c \div (a-b)$ 49.1%

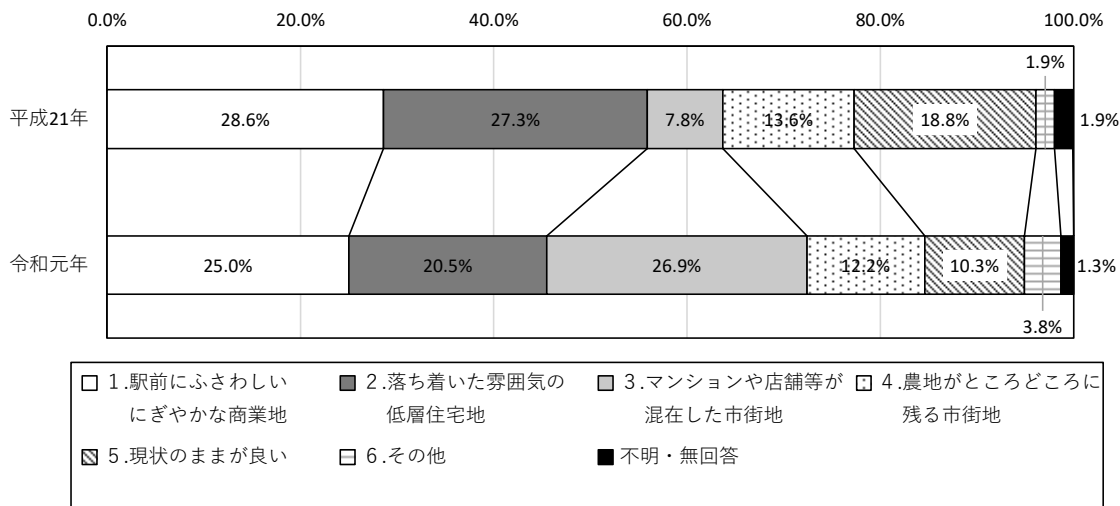
※ 回答比率は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。また、複数回答の設問についても、回答比率の合計が 100%を超える場合があります。

●調査項目

(ア)	望まれるまちの将来像
(イ)	理想的なまちにしていくために必要な取り組み
(ウ)	今後の営農意向

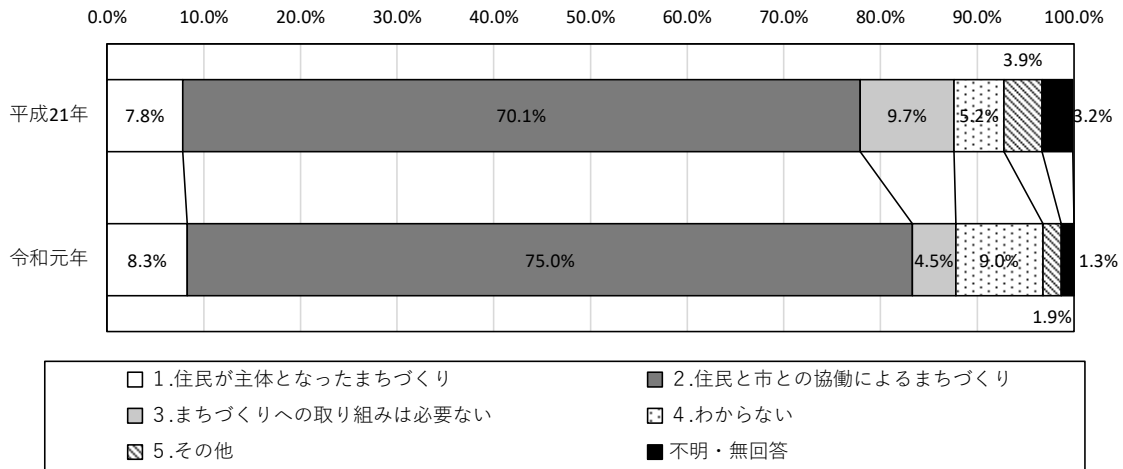
● 調査結果

(ア) あなたは、木津駅東側地区が将来どのようなまちになればいいと思いますか。あてはまるものを1つ選び○をつけて下さい。



- 「マンションや店舗等が混在した市街地」が26.9%で最も多く、次いで「駅前にふさわしいにぎやかな商業地」が25.0%となっています。
- 1～4は市街化をイメージした選択肢であり、それらを合計すると84.6%が市街化を望んでいると捉えることができます。
- 前回最も多かった「駅前にふさわしいにぎやかな商業地」が28.6%から25.0%に低下した一方、「マンションや店舗等が混在した市街地」が7.8%から26.9%に上昇し、最も多くなっています。
- 市街化をイメージした1～4の選択肢の合計は、77.3%から84.6%に上昇し、市街化を望む傾向が強くなっています。

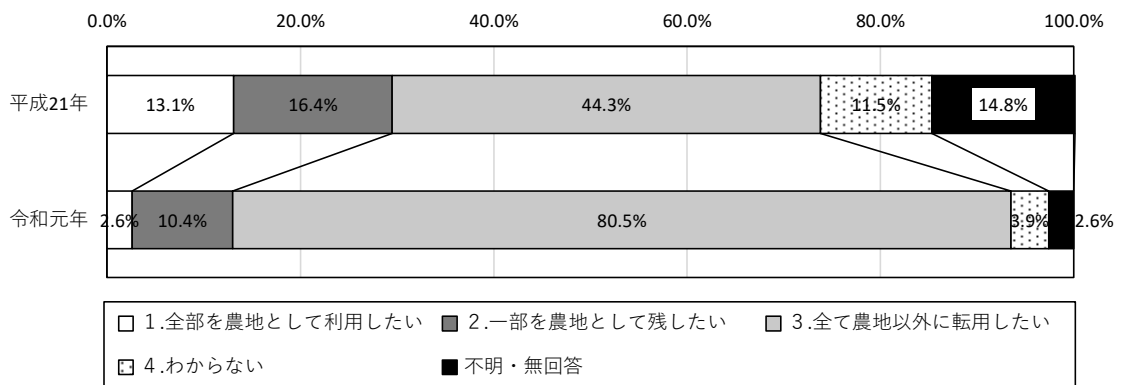
(イ) 木津駅東側地区をあなたが望む理想的なまちにしていくためにはどのような取り組みが必要だと思いますか。あてはまるものを1つ選び○をつけて下さい。



- ・「住民と市との協働によるまちづくり」が 75.0%で最も多く、それ以外の選択肢とは大きな差があります。
- ・前回結果との大きな差異はみられませんが、「まちづくりへの取り組みは必要ない」は 9.7%から 4.5%に低下した一方、「住民と市との協働によるまちづくり」は 70.1%から 75.0%に上昇しています。

(木津駅東側地区に農地をお持ちの方（77名）のみへの質問)

(ウ) 木津駅東側地区での今後の営農について、どのような見通しをお持ちですか。あてはまるものを1つ選び○をつけて下さい。



- ・「全て農地以外に転用したい」が 80.5%で最も多く、次いで「一部は農地として残したい」が 10.4%が続いています。
- ・前回調査と比較すると、「全て農地以外に転用したい」が最も多い点は差異がありませんが、前回の 44.3%から 80.5%に上昇しています。

(3) 上位・関連計画の整理

1) 第2次木津川市総合計画後期基本計画（令和6（2024）年3月 木津川市策定）



2) 相楽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和6（2024）年12月 京都府策定）

都市づくりの基本理念

- ア 暮らしを支える基盤づくり
 - (ア) 日常生活に必要な施設を鉄道駅周辺等の中心市街地や地域生活拠点へ誘導
 - (イ) 都市の特性に応じた公共交通ネットワークへ再構築
 - (ウ) 持続可能な都市基盤施設へ再構築
- イ 魅力あふれる地域づくり
 - (ア) ゆとりある生活空間の確保
 - (イ) スマートシティの実現
- ウ 未来を拓く産業づくり
 - (ア) 府南部地域の特性を生かした産業の集積
 - (イ) 政策的な都市づくりによる新産業の創出
- エ 防災・減災
 - (ア) 防災の視点を取り入れた土地利用や住まい方の工夫
- オ 地域の活性化
 - (ア) 市街化調整区域の既存集落における地区計画等を活用した地域活力の維持・向上

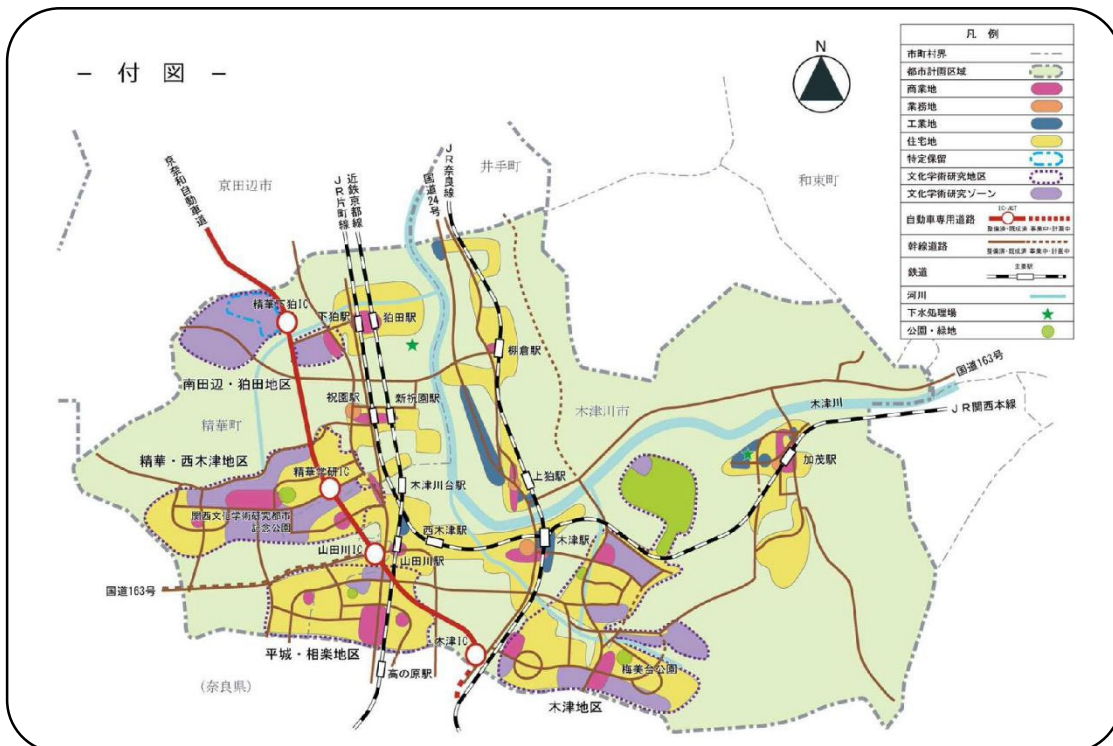
区域の将来像

優れた居住環境、研究機関等の集積を生かしたオープンイノベーションの起こり続ける都市

災害に強く、脱炭素で、誰もが暮らしやすい持続可能な都市

豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市

－ 付 図 －



- 3) 関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画（昭和 63（1988）年 3 月 京都府策定、平成 4（1992）年 1 月、平成 18（2006）年 3 月、平成 20（2008）年 8 月、平成 25（2013）年 5 月、平成 28（2016）年 1 月、平成 31（2019）年 4 月、令和 4（2022）年 4 月一部変更）

第1章 関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する方針

1 都市建設の目標

関西文化学術研究都市（京都府域）は、大阪府域、奈良県域における関西文化学術研究都市との機能分担を図りながら、京都府及び近畿圏更には我が国の文化・学術・研究の向上、創造的な産業技術の開発による新産業の創出、経済のグローバル化に伴う世界に開かれた国際研究開発拠点としての体制構築、未来を拓く知の創造都市の形成等諸課題にこたえる都市として計画するものである。

このような都市にふさわしい機能を総合的に確保するため、情報通信技術等を活かし、環境・エネルギーや健康・医療、交通、農業等の生活や社会に関わるシステムやサービスを快適にする持続可能な街づくりを進めるとともに、防災性の向上や歴史文化・自然環境と調和を図りつつ、地域の歴史・文化的条件等に配慮して、21世紀初頭までに都市が概成されるよう、次に掲げる整備等を図る。

(1)文化学術研究施設等の整備

高度な文化・学術・研究機能の集積を図るため、文化、芸術に関する高度な研究、教育及び一般啓発等を行う施設、大学等の教育・研究施設、創造的な基礎研究、応用研究及び先端的な技術開発を行う施設、文化・学術・研究における交流、研修等の活動を推進するための機能を備えた施設、文化・学術・研究を促進・支援する情報提供施設並びに文化学術研究交流施設の充実を図る。

(2)産業の振興

産業分野における創造的産業技術開発や新産業創出の拠点として、文化・学術・研究の成果をいかす研究開発型産業及び文化・学術・研究活動を支援する産業の育成を図り、雇用の増大に資するとともに、中堅・中小企業やベンチャー企業の育成や新産業創出機能の充実を図る。

(3)居住環境の整備

今後の街づくりのモデルとして、環境共生や省エネルギー等の先進的な低負荷型街づくりや、高齢者等に配慮した人に優しい都市空間の形成による先導的で良好な住宅・宅地等の整備を図り、文化学術研究都市にふさわしい文化の香り高い人間性豊かで安心・安全、快適な人にやさしい居住環境を確保する。

(4)都市機能の整備

研究・経済活動のグローバル化、高度情報化、少子高齢化等の著しい進展の中で、文化学術研究都市にふさわしい公共・公益施設、情報・通信基盤施設を含む都市機能の総合的な整備を図る。

また、住民、研究者等の利便性の確保を図るとともに、都市的サービスの向上に配慮する。

(5) 広域的な交通施設、情報・通信基盤施設の整備

近畿圏をはじめとする国内外の諸都市や研究開発拠点との連携を確保するための基盤施設を整備し、情報の受信及び発信基地としての機能を強化する。このため、総合的な都市交通体系の確立を目指して道路、鉄道等の交通施設の整備を図るとともに、高度な情報・通信基盤施設の整備を図る。

また、交通施設の整備に伴い必要となる安全施設等の整備により、利用者の安全性及び快適性の向上を図る。

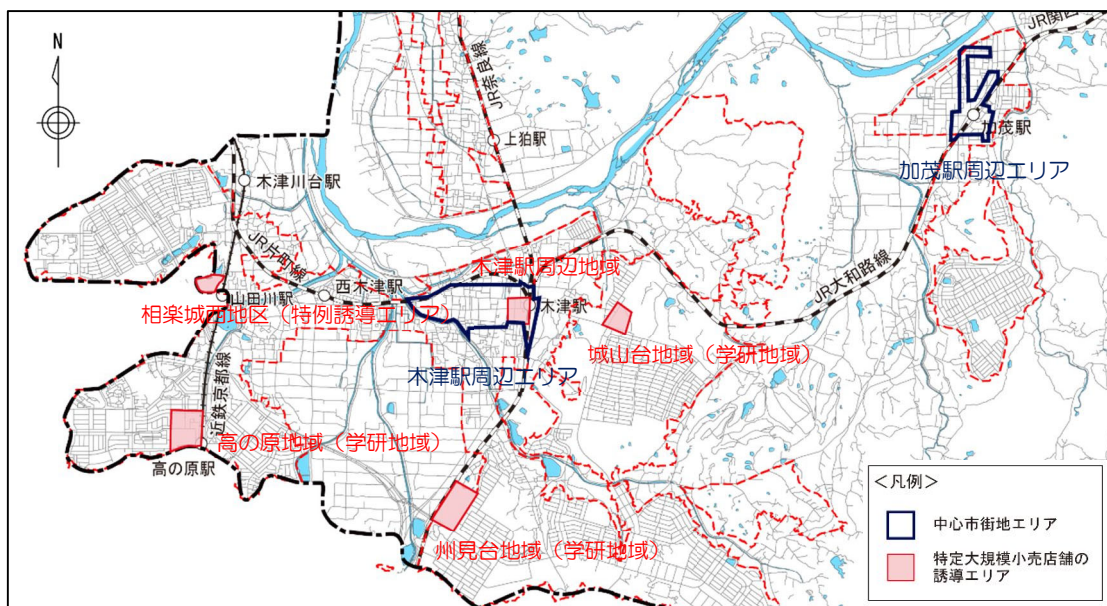
4) 相楽地域商業ガイドライン（平成 19（2007）年 6 月 京都府策定、令和 4（2022）年 6 月改正）

京都府と府内市町村は、中心市街地活性化に取り組むにあたり、人口減少時代の到来や少子高齢化社会の進展等の社会的な背景を踏まえ、まちづくり三法による規制誘導を講じることや、これまで整備された都市基盤など既存ストックを活かしたまちづくりを推進することで、公共交通機関を核とした誰もが暮らしやすく、機能的な都市活動ができる「まちなか」再生を図っていく必要があると考えています。

そして、この場合、特に広域に影響を及ぼす大規模小売店舗は、郊外部への無秩序な立地を抑制し、結果として都市の中心市街地へ誘導することで、中心市街地活性化の効果を上げることが必要です。

こうしたことから、京都府中心市街地活性化懇話会の「まちなか再生を推進するガイドラインに関する提言」に基づき、京都府と府内市町村は、中心市街地エリア、中心市街地の将来目標及び大型店抑制・誘導エリア等を明示した地域商業ガイドラインを策定しました。

参考：位置図（市域抜粋）



※ 相楽地域商業ガイドラインを参照して作成

(4) 都市計画の現況と基本的課題

① 人口構造の変化に対応した計画的な都市整備

- ・ 木津川市の人口は順調に増加し、令和4(2022)年9月には8万人に達したものの、その後横ばいや減少など、人口増加は一定の落ち着きを見せる転換期を迎えており、今後は減少に転ずる見込みです。
- ・ 少子高齢化が確実に進んでおり、令和7(2025)年では65歳以上が25.8%を占めています。今後も急速に高齢化が進むことが予想されます。
- ・ 一世帯あたりの人員は減少しており、核家族世帯と単独世帯が増加しています。今後、高齢化やライフスタイルの多様化が一層進むと、更に単独世帯が増加すると予想されます。

高齢化の進行、単独世帯や核家族世帯の増加などを背景に、日々の生活や移動に不安を抱える人、地域の支えを必要とする人が増加していると考えられます。身近な所で生活利便機能が利用できる環境づくりが求められています。

高齢化や単独世帯の増加に伴う地域コミュニティの衰退や人口減少が進む既成市街地や集落部における人口維持のための環境整備も重要な課題です。

② 地域特性に応じた土地利用と市内連携の強化

- ・ 木津川、山林等の自然環境や農地、古くからの市街地、農山村集落、計画的に整備されている関西文化学術研究都市など、まちの成り立ちの違いを背景に地域ごとに異なる性格を持つ土地利用がなされています。
- ・ 木津地域では人口が大きく増加しているものの、加茂地域、山城地域では減少傾向が続いており、地域によって差が生じています。特に、人口増加は文化学術研究地区が中心であり、他の地域との差が明らかになっています。
- ・ 市外から市内に働きに来る人が増加している状況にあり、今後の土地利用の方向性ととも、学術・産業機能の更なる発展が期待されます。
- ・ 木津駅東側地区の将来について、市街化を望む傾向が強くなっており、農地を所有する人のうち、80.5%の人が「全て農地以外に転用したい」と回答しています。

それぞれの地域が有する特性を活かしながら、自然環境や農地の保全、業務・研究、商業機能等の都市機能の維持・向上を図る必要があります。

旧3町が合併し、クラスター型の都市構造を持つ木津川市は、それぞれの拠点を結ぶネットワークの整備により、利便性の高い都市づくりを進めていく必要があります。

木津駅東側地区については、中心都市拠点の機能強化と文化学術研究地区との連続性の強化を図るため、周辺環境に配慮しながら計画的な市街地形成や、交通アクセスの向上に向けた検討を市民とともに進める必要があります。

③ 水と緑を大切にし、地域資源を活かした、市民が愛着と誇りをもつまちづくり

- ・ 木津川や山並みなど緑豊かな自然の中に、それらと調和した歴史的・文化的遺産が数多く分布し、伝統的な街並みも残されています。
- ・ 平成27（2015）年に、宇治茶とその文化的景観が、日本遺産第1号「日本茶800年の歴史散歩～京都・山城～」に認定され、さらに本市を含む府南部の12市町村にて、宇治茶をテーマに、景観維持やお茶産業の振興、文化の発信などに取り組む「お茶の京都」が展開されています。
- ・ 学研木津北地区にある「かせやまの森」が、令和7（2025）年3月に、生物多様性の保全に貢献している区域として、環境省より令和6年度後期「自然共生サイト」に認定され、持続可能な生物多様性保全の活動を推進しています。

水と緑に代表されるかけがえのない木津川市の環境資源を、次世代に継承していくことが求められています。河川や山並みなどの水と緑およびそれに調和したまちなみを、保全し生かしていく必要があります。

市民主体で地域資源を活かして、市民がまちへの愛着と誇りを持てるようなまちを育てていく必要があります。

④ 災害に強く、しなやかなまちづくり

- ・ 木津川市には、天井川を形成している河川が多く、氾濫時には甚大な被害をもたらす恐れがあります。低地を流れる河川では、排水の不良から農地の冠水や住宅の浸水被害が発生する恐れがあります。
- ・ 災害などに対する取り組みとして、近年の自然災害の頻発化・激甚化の影響を受け、まちの治水・耐震対策の強化や防災情報の提供が求められています。

近年、気候変動に伴う大規模な災害が多発していることから、国、自治体、企業等が協働し、集水域・河川区域・氾濫域を一つの流域として捉え、①氾濫防止・軽減、②被害対象の減少、③早期復旧・復興のためのハード・ソフト一体の総合的治水対策（流域治水）を推進します。

一方、「木津川市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修のための支援制度のPRを図りつつ、市民・事業者へのご理解のもと、適切に進捗管理を行います。

⑤ 環境負荷の少ないまちづくり

- ・ 地球温暖化対策に資するため、市内に多く残る農地や樹林地を保全することが求められています。また、公共施設整備にあたっては、可能な限りグリーンインフラを取り入れる等の検討を行うことが必要となっています。

- ・ 持続可能な3R（リデュース、リユース、リサイクル）を継続・強化するとともに、省エネルギーや再生可能エネルギーを推進することが求められています。



政府は、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を「全体としてゼロ」にする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。これを受けて、木津川市においては、令和 4（2022）年 3 月に「気候非常事態・ゼロカーボンシティ宣言」を行い、その施策の一環として、「デコ活宣言」を掲げており、脱炭素社会に向けた環境配慮型のまちづくりを目指しています。

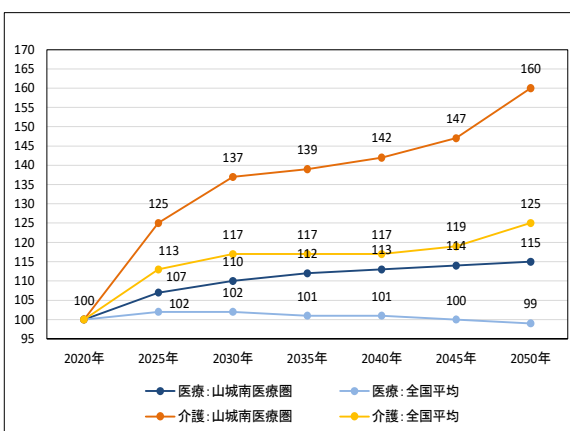
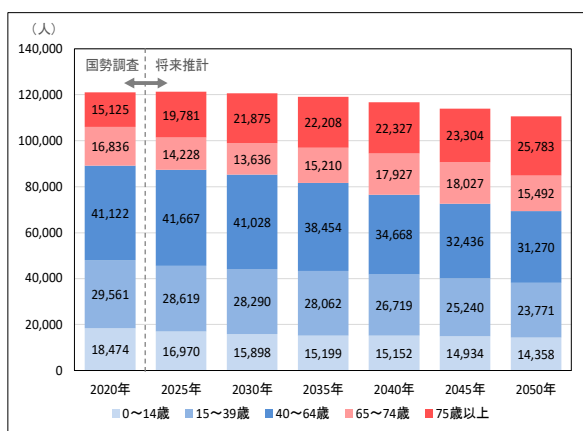
⑥ 誰もが元気に暮らせるまちづくり

- ・ 木津川市を含む山城南医療圏では、人口減少と高齢化が進んでいます。
- ・ 日本医師会の地域医療情報システムによると、医療需要予測は、令和2（2020）年実績と比較し、全国では令和7（2025）年で最大2%増で頭打ちとなり、その後、低下する予測ですが、山城南圏域の増加率は最大15%増となっています。
- ・ 同システムによる介護需要予測も、令和2（2020）年実績と比較し、全国平均増加率は最大25%で、山城南圏域の増加率はさらに大きく最大60%増となっています。

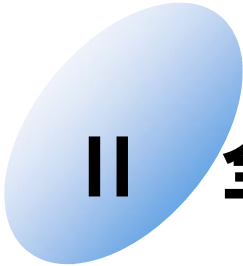


医療や介護の需要が高まる中、マンパワーの確保や、これらに係る適切な都市機能の配置が必要になります。都市計画では、各クラスターにおける集約型の都市構造を推進するとともに、適切な都市機能の配置ができる環境の形成を図っていく必要があります。

【参考資料】山城南医療圏の将来推計人口及び医療介護需要予測指数



出典：地域医療情報システム

A blue oval graphic with a gradient, tilted slightly to the right, positioned behind the text.

II 全体構想

1. 都市計画の目標

(1) まちの将来像（総合計画より）

木津川市では、豊かな未来に向けて、こどもの笑顔があふれ、こどもを大切にすることであらゆる世代の市民がいきいきと耀いて暮らせる、みんなが木津川市に住んで良かった、住み続けたいと幸せを実感できるまち。このまちを将来世代に引き継ぎ、創造力にあふれたこどもたちが、さらに新しい未来を切り拓いてくれる、そんな持続可能なまちづくりを進めます。

まちの将来像

子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川

幸せを実感できる住みよさがある

- 住む、学ぶ、働く、遊ぶ、安心・安全の暮らしを感じられる。
- 人、組織、地域のつながりと相互扶助で地域課題の解決に取り組んでいる。

新しい価値や魅力が常に生み出されている

- 市民の感性、創造する力が育ち、活かされるチャンスがある。
- 市内外の交流・ネットワークによる地域づくりが進んでいる。
- 地域の自然・文化や立地環境、関西文化学術研究都市の研究成果などが地域個性や産業に活かされている。

人口が増加し、地域に元気がある

- こどもが元気に産み育てられ、世代間のバランスが整っている。
- 地域ごとのコミュニティづくりが効果的・効率的におこなわれている。

(2) 都市計画の目標

都市計画マスタープランは、「総合計画」におけるまちの将来像「子どもの笑顔が未来に続く 幸せ実感都市 木津川」を実現する上での都市計画分野を担います。

今後、本計画の目標年次である令和12（2030）年度までの間に、木津川市がどのような都市計画を進めていくのかを市民が共有できるように、都市計画の目標を以下のとおり定めます。

都市計画の目標

自然と文化を身近に 未来を拓く学研都市 木津川

古くは日本の首都である恭仁京が置かれ、数々の社寺など豊富な歴史的・文化的遺産や、木津川の水運と街道の接点として、恵まれた自然環境を背景に農産物や茶、木綿の産地として発展してきました。近年は関西文化学術研究都市の中核としても発展し続けており、全国的な人口減少、少子高齢化の中で、多くの子育て世代に魅力あるまちとして選ばれ、人口は着実に増加してはいましたが、各ニュータウンの計画人口におおよそ達成した現在においては、やや減少傾向にあります。

新型コロナウイルス感染症対策を契機に、生活行動や働き方などが変化し、これらはアフターコロナにおいても継続しています。そのような中で、職住近接のあり方や交通ネットワーク、オープンスペースのあり方など、様々なニーズや変化、リスクに対応した都市づくりを進めていきます。

木津川市では、自然と歴史によって育まれてきた文化を身近なものとして捉えて、先人が築き上げてきたまちを未来ある子どもたちに継承するとともに、関西文化学術研究都市の更なる充実とその研究成果を産業、ビジネス、市民生活に活かした持続的な発展に繋がられるよう都市計画として支えていき、新旧文化が調和した、子どもの笑顔が未来に続く都市の実現を目指して、「自然と文化を身近に 未来を拓く学研都市 木津川」を都市計画の目標として掲げます。

(3) 都市計画を進めていく上での基本的な視点

本市は、これまで関西文化学術研究都市の整備を進め、人口増など右肩上がりの社会に対応してきましたが、将来的な人口減少への転換や少子高齢化の進行を見据え、市固有の財産である歴史的・文化的遺産や自然、関西文化学術研究都市の様々なポテンシャル等を活かしながら、まちの魅力を様々な観点から創出し、持続可能な社会を実現する必要があります。

これらを踏まえ、都市計画の目標を実現するための視点として、以下の5項目を設定します。

都市計画の目標を実現するための5つの視点

○まち全体の調和と一体感の向上による、木津川市らしさの演出

市固有の財産である歴史的・文化的遺産や自然を有する既存市街地と関西文化学術研究都市を有する新市街地の新旧市街地がそれぞれの特性を活かして市全体の発展を目指すことで、一体感を高めていきます。

○地域特性に応じた拠点の適正化による、クラスター型の都市づくり

集約型の都市構造の構築を基本に、新旧市街地の地域特性に応じた拠点を設定し、それぞれの拠点の状況に応じた都市機能の維持・向上を図るとともに、各拠点が連携したクラスター型の都市づくりを進めます。

○安心・安全に暮らせる、災害に強い都市づくり

防災・減災への対応や、既成市街地の改善など、すべての市民が健康で心豊かな生活を送れるよう、全体の安全性を高めていきます。

○都市と自然が調和した持続可能な都市づくり

自然環境の保全を図りつつ、無秩序な市街地拡大の抑制や交通環境の整備・改善、市街地の緑化などにより、環境負荷の少ない脱炭素社会を構築していきます。

○市民との協働による、木津川市の魅力の向上

市民、事業者、行政との協働により、各主体が持つ力を発揮し、木津川市の魅力を高め、市民が愛着と誇りが持てるまちに育てていきます。

(4) 将来都市構造

「総合計画」に位置付けられた木津川市の将来像や都市計画の目標の実現に向け、これまでのまちの歴史や先に述べた5つの視点を踏まえた都市構造を設定します。

木津川市は、自然が豊富であること、関西文化学術研究都市の建設が進められていることなど、木津川市のまちづくりの特徴を踏まえて、それぞれの地域の個性を最大限に活かした土地利用を図ります。

都市構造については、持続可能な社会の実現に向けて、集約型の都市構造の構築を基本とし、関西文化学術研究都市の整備が進められていることや、地域毎のまちづくりの経緯、方向性などを踏まえて拠点を設定し、都市機能配置の適正化による拠点の機能維持や向上を図ります。また、それぞれの拠点が道路や公共交通で有機的に連携したクラスター型の都市構造を形成し、木津川市全体の調和と一体感の向上を図ります。

将来都市構造図



将来都市構造図における拠点、ゾーン、軸の考え方

●拠点

拠点	位置	考え方
中心都市拠点	市役所周辺からJR木津駅周辺及び城山台地区センターゾーン	市役所周辺からJR木津駅周辺及び城山台地区センターゾーンを一体的な中心都市拠点と位置付け、行政、商業、医療・福祉等多様な都市機能を配置します。 また、木津川市のみならず南山城地域も含めた広域の中心核として、質の高い都市的サービスを提供する拠点としても位置付けます。
都市拠点	JR加茂駅周辺 JR棚倉駅周辺	交通結節点であるJR加茂駅周辺及びJR棚倉駅周辺を都市拠点として、住民のニーズに対応した商業・業務機能等の都市機能を配置します。
地域拠点	近鉄山田川駅周辺 JR上狛駅周辺 梅美台地区近隣商業地域	近鉄山田川駅周辺や、JR上狛駅周辺、梅美台の近隣商業地域を地域拠点として位置付け、地域住民の日常生活に必要なサービスを提供する拠点の形成を図ります。
商業拠点	平城・相楽地区（京都府域）センターゾーン 州見台地区センターゾーン	近鉄高の原駅周辺の平城・相楽地区（京都府域）のセンターゾーンや州見台地区のセンターゾーンを商業拠点と位置付け、中心都市拠点との連携を図りながら、関西文化学術研究都市における都市活動を支える高次な商業機能を配置します。
観光・レクリエーション拠点	特別史跡恭仁宮跡 史跡高麗寺跡 史跡 椿井大塚山古墳等 当尾エリアの浄瑠璃寺、岩船寺、石仏群等 山城町森林公園 田護池周辺	特別史跡恭仁宮跡、史跡高麗寺跡、史跡椿井大塚山古墳等の歴史的・文化的遺産及び当尾エリアの浄瑠璃寺、岩船寺、石仏群等の歴史的文化的財を「観光拠点」として位置付け、歴史的・文化的遺産を活かした観光ネットワークの形成と周辺環境の整備を図ります。 また、市民の憩いの場として木津川を利用した親水空間を創出するとともに、山城町森林公園及び田護池周辺を「レクリエーション拠点」として位置付けます。 山城町森林公園については、周辺環境の整備や魅力の向上を図り、田護池周辺については、市民の憩いの場としての整備を検討します。
にぎわい拠点	国道24号城陽井手木津川バイパスと国道163号の結節点	国道24号城陽井手木津川バイパスと国道163号の結節点については、市内外の人が利用できる多様な機能を有したにぎわい施設の整備に向けた検討を行います。

●ゾーン

ゾーン	位置	考え方
市街地ゾーン	市街化区域（関西文化学術研究都市を除く）	行政、商業、居住等様々な機能を有する市街地として位置付けるゾーン。都市拠点を中心に、利便性と質の高い市街地の形成を図ります。
学研市街地ゾーン	関西文化学術研究都市（学研木津東地区、学研木津北地区を除く）	居住、文化学術研究、商業、新たな産業などの機能を有する市街地として位置付けるゾーン。「学研都市建設計画」で位置付けられている各ゾーンの性格を明確にしつつ、特色ある市街地の形成を図ります。
学研市街地整備ゾーン	学研木津東地区	産業系の土地利用を中心とした土地活用を推進するゾーン。権利者の意向を踏まえながら、まちづくりを目指します。
学研里地里山共生ゾーン	学研木津北地区	既存の里地里山を保全するゾーン。まちの里地里山の景観・生物多様性の保全や地域づくり及び地域振興の資源として、里地里山環境の再生を推進します。
市街化検討ゾーン	JR木津駅東側の市街化調整区域及び城山台の一部 JR棚倉駅東側	JR木津駅と城山台との間に位置する地区及び城山台の一部では、計画的な市街地形成に向けた検討を進めます。 また、JR棚倉駅東側では、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備及び主要地方道枚方山城線と同バイパスまでの延伸構想にあわせて、周辺での都市的土地利用の検討を行います。
田園共生ゾーン	市街化調整区域の田畑と集落地	緑豊かな田園風景を大切にするゾーン。立地条件を活かした新たな技術による近郊農業の展開を図るとともに、歴史的・文化的遺産を調和した快適な生活環境づくりにより、田園環境と定住環境の充実を図ります。
森林共生ゾーン	山林、丘陵地	山林や丘陵地の緑のゾーン。自然環境を地域固有の貴重な緑の財産と捉え保全を図るほか、人と自然のふれあいの場としての活用を図ります。

●軸

軸	位置	考え方
広域交流軸	京奈和自動車道 国道24号 国道163号 国道24号城陽井手木津川バイパス 関西文化学術研究都市の各クラスターを連絡する道路	<p>「総合計画」における交流軸のうち、主要幹線道路である京奈和自動車道、国道24号、163号及び国道24号城陽井手木津川バイパスを「広域交流軸」として位置付け、京都・大阪・奈良・三重方面をはじめとして、全国各地域と本市との連携の強化を図ります。</p> <p>また、市域外の関西文化学術研究都市の各クラスターとの広域的連携や交流の推進による地域活力の創出を目指し、各クラスターを連絡する道路の整備促進を図ります。</p>
拠点・市街地交流軸	○主要地方道 奈良加茂線 天理加茂木津線 八幡木津線 上狛城陽線 枚方山城線 ○一般府道 高田東鳴川線 ○市道 木335号 木892号 ○都市計画道路 山手幹線 木津駅前東線 奈良加茂線 東中央線 松谷線	<p>広域交流軸を基軸としつつ、主要地方道奈良加茂線、天理加茂木津線、八幡木津線、上狛城陽線、枚方山城線(国道24号城陽井手木津川バイパスまでの延伸構想を含む)、一般府道高田東鳴川線、市道木335号、木892号、都市計画道路山手幹線、木津駅前東線、奈良加茂線、東中央線、松谷線を「拠点・市街地交流軸」として位置付け、各拠点及び市街地を結び地域の生活や歴史・文化に密着した交流を促進し、各拠点の結びつきを深めつつ、木津川市の一体性を高めます。</p>
公共交通軸	JR奈良線 JR大和路線 JR片町線 JR関西本線 近鉄京都線 路線バス	<p>鉄道及び路線バスを「公共交通軸」に位置付け、公共交通の利便性向上を図ります。</p>

(5) 人口フレーム

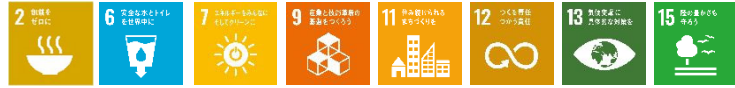
社会全体で人口減少社会に入りつつある中、木津川市は住宅開発地への入居が進み、令和4（2022）年9月には80,062人となりましたが、令和7（2025）年9月末時点の人口は79,080人（住民基本台帳による人口）となっています。大規模な住宅開発地への人口流入が一定収束する中で、今後人口は、緩やかに減少し、高齢化率も徐々に上昇することが予測されます。

「総合計画」においては、「人口ビジョン」における長期的目標人口を基本とし、最新の人口の動きを踏まえた分析の結果、令和10（2028）年に80,000人を目指すこととしていることから、本計画においては、「総合計画」の将来目標人口の算出方法を踏襲し、令和12（2030）年における将来目標人口を80,000人とします。

将来目標人口	令和12（2030）年 80,000人
--------	------------------------

2. 都市計画の方針（分野別方針）

（1）土地利用の方針



1) 基本的な考え方

都市計画の目標である「自然と文化を身近に 未来を拓く学研都市 木津川」の実現に向けて、将来都市構造を踏まえ、土地利用方針を定めます。豊かな自然環境、歴史的・文化的遺産と都市機能が調和した秩序ある土地利用の配置・誘導により、快適で利便性の高い都市の形成を図ります。

【地域特性に応じた安全で良好な居住機能の配置】

- 安全で良好な居住環境の形成に向けて、市街地の成り立ちや立地等の特性に応じた多様な居住機能のきめ細かな配置を行います。

【関西文化学術研究都市における都市の魅力を高める土地利用】

- 関西文化学術研究都市における中核都市として、文化学術研究機能、商業機能、居住機能など、地域全体の魅力を高めるための土地利用を行います。

【自然環境、歴史的・文化的遺産との調和に配慮した土地利用】

- 木津川や山林、農地等の豊かな自然環境や遺跡、社寺等の歴史的・文化的遺産を保全するとともに、それらとの調和した都市的土地利用を配置します。

2) 土地利用の方針

土地利用の基本的な枠組みとして、3つの区分を設定し、それぞれの区分の計11の地区について、土地利用の方針を整理します。また、土地利用の方針について検討段階にある地区においては、市街化検討ゾーンに区分し、整理します。

●土地利用の区分と地区

区 分	地 区
住居系	都市型住居地区、近郊都市型住居地区
商業・業務系	広域対応型地区、地域対応型地区、沿道サービス型地区、中心都市拠点地区、文化・学術研究地区、産業地区
自然系	田園共生地区、自然保全地区、学研里地里山共生地区

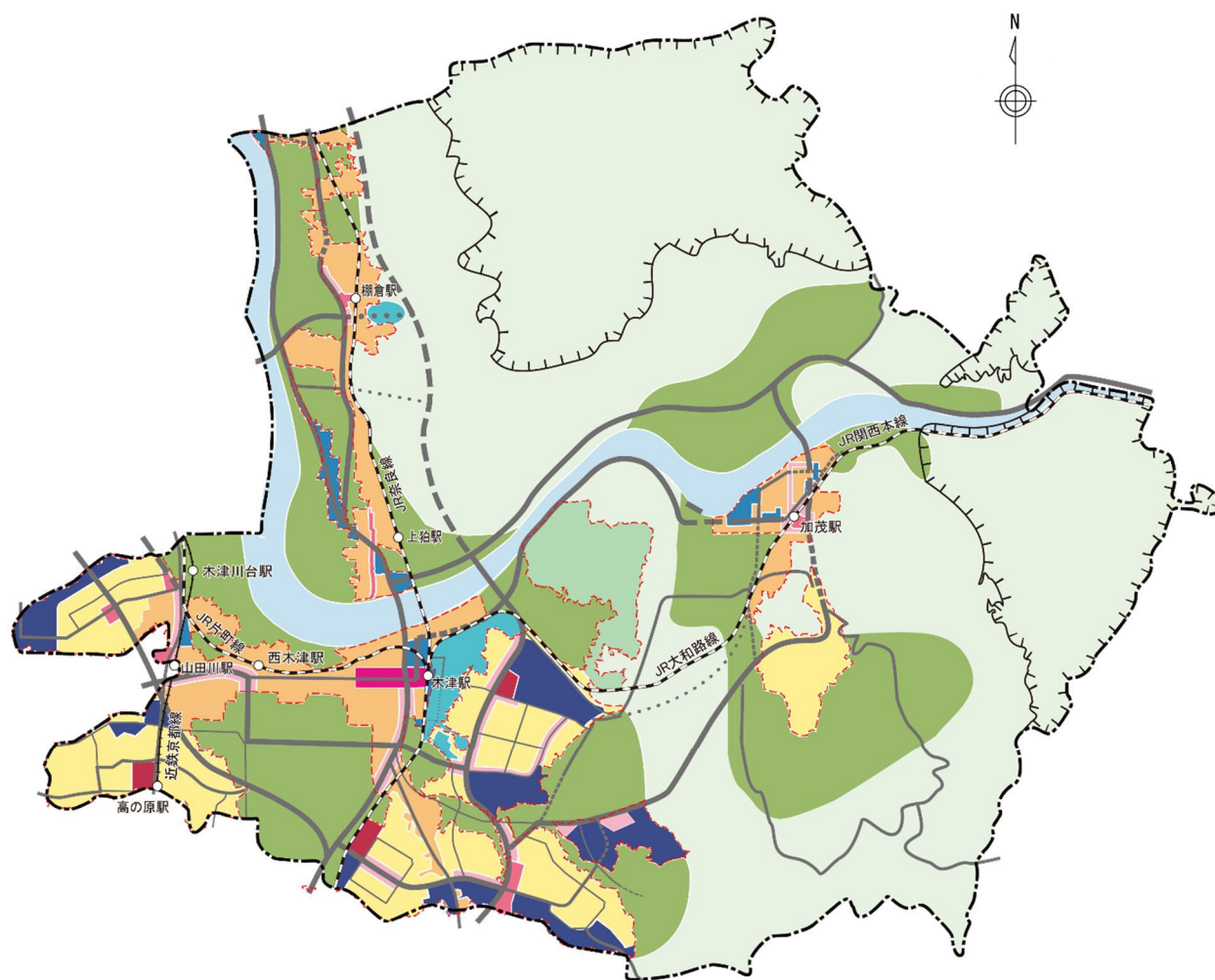
●土地利用方針

区分	地区	土地利用の方針
住居系	都市型住居地区	<ul style="list-style-type: none"> 各都市拠点を含む旧来からの既成市街地で、駅周辺及び国道等の沿道に位置し、小規模な店舗や工場等を含む利便性の高い低層と中高層を中心とした市街地です。 一般住宅地では、周辺の田園共生地区や自然保全地区でのスプロール開発を抑制します。 既成市街地などの幅員4m未満の狭隘道路が分布する地区では、きめ細かな道路整備やオープンスペースの確保、空家等対策の推進などにより、戸建て住宅を中心とした良好な居住環境の形成を図ります。
	近郊都市型住居地区	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に開発された地区であり、低層と中高層からなる住宅地です。 関西文化学術研究都市の開発地区である木津川台地区、兜台地区、相楽台地区、州見台地区、梅美台地区、城山台地区は、文化・学術・研究機能を備えた新都市の形成と良好な居住環境を有する住宅地として、ゆとりとうるおいのある良好な住環境の形成を図ります。 南加茂台地区は、入居開始から約40年経過していることから、良好な住環境の維持と向上を図るとともに、空家等対策の推進や住民参加による高齢化に対応したまちづくりを進める必要があります。
商業・業務系	広域対応型地区	<ul style="list-style-type: none"> 奈良市にまたがる近鉄高の原駅周辺は「平城・相楽地区」のセンターゾーンとして既に広域対応型の商業施設や医療施設が立地しており、周辺地区の土地利用との調和に配慮し、市域内外の方が利用する都市的にぎわいのある商業核の形成を図ります。 関西文化学術研究都市「木津地区」の州見台地区の西側及び城山台地区の中央に商業施設が立地しており、交通利便性を活かした広域複合商業地区の形成や生活利便機能、文化交流機能及び研究開発支援機能の集積する地区として形成を図ります。

地域対応型 地区	<ul style="list-style-type: none"> • JR加茂駅周辺、JR棚倉駅周辺及び上狛地区については、加茂地域、山城地域住民の日常生活の利便向上に供する商業、公共サービス機能等の維持・充実を図ります。 • JR加茂駅周辺、JR棚倉駅周辺については、中心都市拠点を補完する都市拠点として都市機能を配置します。 • 近鉄山田川駅周辺は、精華町とまたがる区域で、既に市域内外の住民の日常生活に必要な商業施設が立地しており、引き続き商業施設の維持に努めます。 • 関西文化学術研究都市「木津地区」のサブセンターゾーンである梅美台地区の西側において、地域の日常生活を支援する商業施設が立地しており、機能の維持・充実を図ります。
沿道サービス型地区	<ul style="list-style-type: none"> • 主要幹線道路沿道の一部地区については、車でのアクセスに対応した小・中規模の沿道型商業施設・公益施設等の立地を誘導し、幹線道路沿道のにぎわい軸を形成します。
中心都市拠点地区	<ul style="list-style-type: none"> • 本市の中心都市拠点と位置付けた、市役所周辺からJR木津駅周辺及び城山台地区センターゾーンにおいては、基盤整備を進めるとともに、商業・業務機能を中心に、公共機関や文化機能、福祉、保健・医療など様々な質の高い都市的サービスが提供される地区の形成を図ります。
文化・学術研究地区	<ul style="list-style-type: none"> • 「学研都市建設計画」に基づき、文化学術研究施設や研究開発型産業施設からなる研究開発、先端産業の拠点として学術研究機能の集積を図ります。
産業地区	<ul style="list-style-type: none"> • 既存の工場が立地する地区については、公害の防止など周辺地区の土地利用との調和に配慮しつつ、工場生産環境の確保を図ります。

自然系	田園共生地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の周辺に広がる農地については、都市近郊型農業の生産の場及び都市環境と都市防災の面での貴重なオープンスペースとして保全に努めるとともに、都市農園など多面的な農地の活用等を図ります。 農村地域の魅力を発信し、地域住民とともに移住・定住の促進を図ります。 集落については、農地や山林等との調和に配慮した良好な集落環境の保全を図ります。
	自然保全地区	<ul style="list-style-type: none"> 公園、ゴルフ場、歴史的・文化的遺産等を含む山林や木津川などの自然環境について、水源涵養や自然景観形成など本市の緑の骨格を担う地区として保全に努めるとともに、観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。
	学研里地里山共生地区	<ul style="list-style-type: none"> 学研都市建設計画に基づき、既存の里地里山の景観・生物多様性の保全や地域づくり及び地域振興の資源として、里地里山環境の再生を進めます。
市街化検討ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> 木津駅東側地区は、JR木津駅と城山台地区の間に位置し、城山台の一部とともに市街化による基盤整備を進めることで、城山台地区の整備が進んだことにより、中心都市拠点の機能の更なる強化が期待できるため、市街地の形成に向けた協議を地域住民と進めます。 JR棚倉駅東側は、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備及び主要地方道枚方山城線の同バイパスまでの延伸構想にあわせて、周辺での都市的土地利用の検討を行います。

土地利用方針図



凡例

	市域界
	市街化区域
	都市計画区域外
	鉄道
	道路(整備済)
	道路(未整備)

凡例 (土地利用)

住居系	都市型住居地区	
	近郊都市型住居地区	
	広域対応型地区	
商業・業務系	地域対応型地区	
	沿道サービス型地区	
	中心都市拠点地区	
	文化・学術研究地区	
自然系	産業地区	
	田園共生地区	
	自然保全地区	
	学研里地山共生地区	
	市街化検討ゾーン	

(2) 交通施設・公共交通の方針



1) 基本的な考え方

市街地の骨格を形成するとともに、市民生活や産業活動等に非常に重要な役割を果たす基盤施設である道路、鉄道、バス等の交通施設については、地球温暖化対策の推進や高齢化の進行等を含む成熟社会を迎える中において、市内の幹線道路を通行しやすくするほか、公共交通への依存が高まっていることを踏まえ、その整備の推進が強く求められています。都市環境との調和に配慮しつつ土地利用計画と整合した交通体系の形成を図ります。

【クラスター型の都市構造に対応した幹線道路網の形成】

- ・クラスター型の都市構造を踏まえ、地域間の連携強化、災害時の道路ネットワークの強化に対応した広域的な自動車交通を担う幹線道路を整備するとともに、これらと有機的に結びついた骨格的な道路ネットワークの形成を図ります。

【安全で快適に通行できる骨格的な道路環境の形成】

- ・骨格的な道路ネットワークについては、十分な幅員、歩道の確保や緑化による道路景観形成など、自動車、自転車、歩行者が安全で快適に通行できる道路環境の実現を図ります。

【細街路の防災性、安全性の向上】

- ・生活道路については、市街地の安全性・快適性を高める観点から、地区の特性を踏まえた細街路の防災性、安全性向上を図ります。

【バリアフリーの道路空間の形成】

- ・すべての道路において、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して通行できる、人にやさしいバリアフリーの道路空間の形成を図ります。

【環境負荷が小さく利便性の高い公共交通ネットワークの形成】

- ・脱炭素社会の実現に向けて重要な役割を果たすとともに、あらゆる人が気軽に利用できる交通手段として重要な役割を果たす鉄道・バス等の公共交通機関については、ネットワークの強化や安全性・利便性の向上、輸送力の強化などにより、一層の利用促進を図ります。

2) 交通施設整備の方針

① 道路の方針

(ア) 主要幹線道路

京都、奈良方面を結ぶ京奈和自動車道、国道24号や大阪、三重方面を結ぶ国道163号を主要幹線道路として位置付け、幅員拡充など交通安全対策の充実と渋滞の解消を促進します。さらに、維持管理の強化、電線類地中化の促進により国土強靱化に資する道路ネットワークの形成を図ります。

また、災害から住民の命を守る道路として、木津川右岸地域を南北に連絡する国道24号城陽井手木津川バイパスや、左岸地域を南北に連絡する都市計画道路山手幹線の早期開通を目指して整備を促進するとともに、主要地方道枚方山城線の国道24号城陽井手木津川バイパスまでの延伸を促進します。さらに、市域を東西に連絡する災害時等の代替道路としての整備に向けた検討を行い、災害に強い地域交通網を構築します。

その他、主要地方道奈良加茂線及び天理加茂木津線については、奈良方面にアクセスする主要幹線道路として、道路拡幅、改良などの整備を促進します。また、主要地方道上狛城陽線の改良について整備を促進します。

<対象路線>

- ・京奈和自動車道整備促進
- ・国道163号拡幅・改良整備促進
- ・国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備の促進
- ・主要地方道枚方山城線の延伸促進
- ・都市計画道路山手幹線の早期開通促進
- ・都市計画道路奈良加茂線整備促進
- ・主要地方道天理加茂木津線改良整備促進
- ・主要地方道上狛城陽線改良整備促進



[国道24号歩道拡幅(木津池田)]

(イ) 幹線道路

地域間を結ぶ骨格的な道路として十分な幅員、歩道の確保や緑化による道路景観形成など、自動車、歩行者が安全で快適に通行できる道路環境の整備促進を進めます。

さらに、市域内を循環する道路を整備するとともに、市庁舎の前面道路となる市道木335号木津山田川線について、市民が安全に市役所に来訪できるように、歩道拡幅等の計画的な整備を目指します。

<対象路線>

- ・都市計画道路野田川線整備推進
- ・市道木335号木津山田川線改良整備推進
- ・都市計画道路木津東西線整備推進
- ・都市計画道路下梅谷鹿背山線整備事業の検討

(ウ) 補助幹線道路

計画的に開発された地区及び開発される地区における主な地区内道路や既成市街地、既存集落内の交通を支える道路を補助幹線道路として位置付けます。特に歩行者の安全性に配慮した道路環境の形成を図ります。

<対象路線>

- ・計画的に開発された地区における主な地区内道路、既成市街地、既存集落内の交通を支える道路

(エ) 生活道路

市街地内や集落内の道路については、生活道路として位置付け、周辺環境との調和に配慮しつつ段差解消などのバリアフリー化を進めるなど安全性を高めた道路環境の整備を進めます。特に、既成市街地の幅員がおおむね4m未満の道路については、防災上、安全上の観点から緊急車輛の通行や避難路の確保のための狭隘道路の改良など地区の特性を踏まえた道路整備を推進します。道路の維持管理にあたっては、日常のパトロールを強化するとともに、市民との連携による安心・安全で快適な道路づくりを進めます。

<対象路線>

- ・市道山6号地獄谷線道路改良整備推進

【参考 都市計画決定道路一覧】 (令和8(2026)年3月現在)

名 称		延長	幅員
番 号	名 称	(m)	(m)
1・4・1	田辺奈良線	3,950	22.0
1・4・2	大和北道路	30	20.5
自動車専用道路 小計		3,980	
3・1・17	東中央線	7,160	40.0
3・2・19	木津駅前線	110	23.0
3・2・20	四ツ池幹線	1,890	30.0
3・2・21	永谷幹線	240	30.0
3・2・47	木津駅前東線	640	25.0
3・3・2	東西幹線2号線	1,760	22.0
3・3・3	平城3号線	1,050	22.0
3・3・7	国道163号線	890	25.0
3・3・22	山手幹線	570	25.0
3・4・4	上中高の原停車場線	780	16.0
3・4・5	近鉄西線	1,940	16.0
3・4・6	東西幹線1号線	2,230	16.0
3・4・8	新国道163号線	2,480	16.0
3・4・9	国道24号線	3,520	16.0
3・4・10	相楽山平城線	540	16.0
3・4・12	木津平城線	880	16.0
3・4・14	加茂駅前線	1,380	16.0
3・4・15	奈良加茂線	4,040	12.0
3・4・16	船屋京内線	2,690	12.0
3・4・28	公園通り線	1,450	17.0
3・4・29	天神山線	810	16.0
3・4・30	松谷線	280	25.0
3・4・31	大井手川線	1,420	12.0
3・4・32	大池線	1,110	17.0
3・4・33	木津東西線	1,860	25.0
3・4・34	梅谷線	2,160	16.0
3・4・35	木津南北線	1,300	16.0
3・4・36	市坂循環線	2,090	16.0
3・4・42	加茂駅東線	120	20.0
3・4・43	精華山城線	860	16.5
3・4・44	野田川線	570	16.0・28.8
3・4・45	棚倉駅西口通線	120	16.0
3・4・46	上狛城陽線	4,390	16.0
3・4・48	木津駅北線	300	17.0
3・5・13	木津加茂線	1,190	12.0
3・5・37	奈良加茂線	1,740	14.0
3・5・101	船屋北線	350	12.0
3・5・102	下梅谷鹿背山線	1,490	12.0
3・5・103	木津中ノ川線	1,040	12.0
3・5・105	木津中央1号線	750	12.0
3・6・49	城陽井手木津川線	5,150	11.5
幹線街路 小計		65,340	
7・8・201	木津川台通り1号線	610	10.0
区画街路 小計		610	
8・5・205	権の木の道	510	15.0
8・6・201	赤松の道	640	8.0
8・6・202	ニセアカシアの道	1,300	8.0
8・6・203	エゴノキの道	900	6.0
8・6・204	山桃の道	530	8.0
8・6・207	木津川台通り2号線	150	10.5
8・6・208	木津川台通り3号線	210	10.0
8・6・209	木津川台通り4号線	580	10.0
8・6・213	木津中央歩行者専用道路	820	10.0
8・7・210	木津川台通り5号線	180	6.5

8・7・211	木津川台通り6号線	210	4.0
8・7・212	木津川台通り7号線	40	4.0
8・7・206	山桜の道	1,570	6.0
8・7・401	加茂駅東西連絡通路	90	6.0
8・7・501	棚倉駅東西連絡線	80	4.0
特殊街路 小計		7,810	
合計		77,740	

② 公共交通の方針

(ア) 鉄道路線

通勤・通学、観光客の利便性の向上や関西文化学術研究都市の整備進捗に伴う利用ニーズに対応するため、鉄道の輸送力増強を目指します。

京阪奈新線の近鉄高の原駅への延伸並びに北陸新幹線南部ルート及びリニア中央新幹線の早期整備を関係機関へ働きかけます。

<主な取り組み>

- ・JR奈良線の全線複線化、片町線・関西本線の高速化及び複線化
- ・JR、近鉄の利便性向上の要望
- ・京阪奈新線の近鉄高の原駅への延伸の実現化要望
- ・北陸新幹線南部ルートの早期整備の要望
- ・リニア中央新幹線の早期整備の要望

(イ) 鉄道駅

鉄道施設のターミナル機能の強化を図るため、駅舎の改築やバリアフリー化の促進、アクセス道路の改善を推進します。

<主な取り組み>

- ・老朽駅舎の改築やバリアフリー化の促進要望
- ・近鉄木津川台駅へのアクセス道路整備推進及び駅前広場の整備に向けた方針の検討



[JR 木津駅西口]

(ウ) バス

「木津川市地域公共交通計画」に基づき、人口流動や住民ニーズ、鉄道との連携に留意しながら、住宅地、集落、関西文化学術研究都市、公共施設、商業施設など相互の連絡に配慮したネットワークの充実や、ダイヤ改正によるスムーズな乗り継ぎ環境の実現に努めます。あわせて、ホームページなどの多くの媒体を活用した情報提供の充実や、バスの利用体験の場の提供などの利用機会の創出などを通じて、持続可能

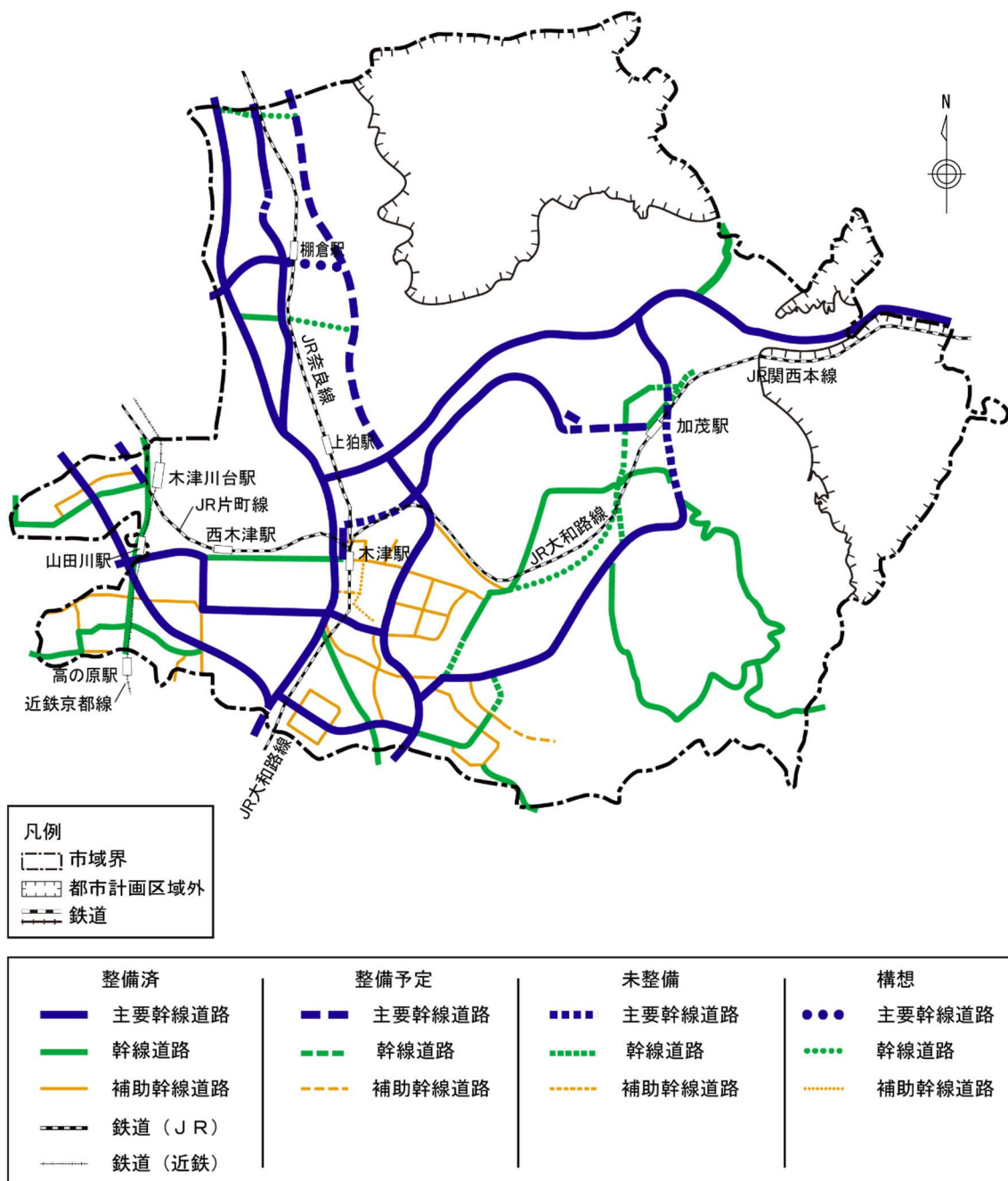
な運行を目指します。

さらに、高齢者や障がい者が利用しやすいバスとするため、低床バスなどのバリアフリーに対応した車両の導入を促進します。

<主な取り組み>

- 路線バス、コミュニティバス等の運行の確保と利便性の向上
- 「木津川市地域公共交通計画」の施策の実行
- 「けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画」の施策の実行

交通施設・公共交通の方針図



(3) 都市・自然環境及び歴史的・文化的遺産の方針



1) 基本的な考え方

木津川や山林をはじめとする豊かな自然や自然と調和した歴史的・文化的遺産は、本市の特徴を示すとともにまちの魅力を高める重要な要素であることから、これらの保全・活用を図りつつ、緑の基本計画に基づき、市街地においても緑とうるおいのある快適な都市環境の形成を図ります。

【緑とうるおいのある公園・緑地の整備】

- ・地域性や利用目的に応じた公園・緑地の整備を進めるとともに、既存公園などを活かしながら、身近な緑を確保するとともに、市民協働により緑を育てる取り組みなどを進めます。

【山々の緑や農地の面的な緑の保全・活用】

- ・まとまりのある森林や里山を「緑の骨格」として捉え、多様な生物の生息の場や自然災害の防止、自然景観の形成などの観点から、保全・活用を図ります。
- ・農地やため池などについても、農作物の生産の場のほか、環境保全や防災、景観形成、都市におけるオープンスペースとして、保全・活用を図ります。

【都市施設の緑化推進】

- ・道路や公共施設等において、積極的に緑化を推進します。

【河川の水辺環境の保全・活用と水質保全】

- ・木津川については「水辺の骨格」として捉え、周辺を結びつけた水と緑のネットワークを形成するとともに、市民が身近に自然に触れられる親水空間の確保を図ります。

【環境負荷を低減する生活環境づくり】

- ・都市と自然が調和した持続可能なまちづくりに向けて、ごみ処理、省エネルギー、リサイクルなどの面から環境負荷を低減する生活環境づくりを図ります。また、水洗化を促進し、公共用水域の水質保全を図ります。

【自然と歴史的・文化的遺産の保全・活用】

- ・豊かな自然と調和した史跡・遺跡・社寺、伝統的まち並み・集落などを木津川市の魅力を高める重要な要素として保全するとともに、観光や憩いの空間、市内外の交流の場としての活用を図ります。

2) 都市・自然環境及び歴史的・文化的遺産の方針

① 公園・緑地の方針

公園・緑地については、それぞれの地域固有の歴史や立地環境、地域性や期待される機能・役割に応じた整備を継続的に進めることに加え、地域性に対応した緑の拠点としての整備も進めます。

既存の公園に関しては、周囲の自然環境や生活環境に配慮した維持管理を行うとともに、防災性の向上やバリアフリー化など利用者のニーズに対応した施設の充実を図ります。さらに、公園リノベーションの推進や公園照明灯のLED化を通じて、快適で持続可能な利用環境の整備を進めるとともに、不動川公園広域防災拠点整備基本構想に基づく機能強化を検討します。また、維持管理にあたり、自主管理活動交付金制度により、市民参加による維持管理活動を進めています。

市街地においても、新市街地や緑化向上が望まれる地区については、生垣等の緑化を推進するための緑化協定や地区計画の指定を検討します。

また、地域住民が守り続けてきた身近な憩いの場である社寺林等の緑地についても、所有者など関係者の協力を得ながら適切な維持管理を促進します。

<主な取り組み>

- ・都市公園施設の長寿命化対策の推進
- ・都市公園の適切な維持管理と機能向上
- ・不動川公園を広域的防災拠点として整備検討
- ・緑化協定、地区計画指定の検討
- ・社寺林等の保全促進
- ・市民自主管理活動をはじめとする官民連携による柔軟な維持管理の推進

【参考 都市計画公園一覧】

(令和8(2026)年3月現在)

	名称	DID			市街化区域			市街化調整区域		
		面積 m ²			面積 m ²			面積 m ²		
		街区公園	近隣公園	地区公園	街区公園	近隣公園	地区公園	街区公園	近隣公園	地区公園
1	清水公園	2,966.55								
2	瓦谷公園	1,507.15								
3	市坂公園				4,100.00					
4	下川原公園	973.19								
5	木津駅前地区1号公園	1,551.00								
6	木津川台1号公園	5,199.38								
7	木津川台2号公園	1,883.20								
8	木津川台3号公園	3,053.36								
9	木津川台4号公園	2,391.65								
10	木津川台5号公園	1,922.77								
11	木津川台6号公園	4,499.06								
12	木津川台7号公園	1,964.02								
13	木津川台8号公園	2,086.13								

	名称	DID			市街化区域			市街化調整区域		
		面積 m ²			面積 m ²			面積 m ²		
		街区公園	近隣公園	地区公園	街区公園	近隣公園	地区公園	街区公園	近隣公園	地区公園
14	木津川台9号公園	2,922.69								
15	木津川台10号公園	1,061.92								
16	木津川台11号公園	2,414.69								
17	木津川台公園						40,005.38			
18	兜台1号公園	2,500.95								
19	兜台2号公園	2,500.49								
20	兜台3号公園	2,600.45								
21	兜谷公園			40,000.05						
22	相楽台1号公園				2,500.44					
23	相楽台2号公園				2,500.69					
24	相楽台3号公園	2,700.10								
25	大里公園					21,867.86				
26	音浄ヶ谷公園					11,310.44				
27	土師山公園					21,168.65				
28	梅美台公園					34,500.00				
29	州見台公園					20,805.63				
30	上人ヶ平遺跡公園					22,495.16				
31	加茂公園								13,866.84	
32	塚穴公園		21,492.44							
33	大谷公園	2,420.76								
34	広芝公園	2,520.76								
35	野上公園	1,217.71								
36	熊谷公園	4,101.36								
37	西櫛公園	2,717.03								
38	東山公園	1,242.00								
39	四ツ岩公園	5,195.00								
40	中門伝公園				2,299.15					
41	渦公園				1,700.60					
42	唐岩公園				1,698.56					
43	不動川公園									43,802.57
44	城址公園						86,527.00			
45	城山台公園					20,083.00				
	面積合計	66,113.37	21,492.44	40,000.05	14,799.44	152,230.74	126,532.38	0.00	13,866.84	43,802.57
	ha	6.61	2.15	4.00	1.48	15.22	12.65	0.00	1.39	4.38

D I D：人口集中地区をいう。

② 山林・里山等の自然環境及び農地の方針

本市を取り巻く豊かな山林は、水源涵養や景観形成、多様な生物の生息の場、レクリエーション、土砂災害の防止など多面的な機能を持つ重要な緑であることから、適切な維持管理や法的規制により基幹的な緑の骨格として保全します。

農地については、農作物の生産の場であり、災害時における食糧の自給に資することが期待できるとともに都市における緑のオープンスペースであることから、今後も木津川市農業振興地域整備計画書に基づき、維持・保全を図るとともに、令和6年度に策定した地域計画が実現できるよう、地域の方々とともに取り組みを推進します。また、

「生物多様性第2次木津川市地域連携保全活動計画」とも連動しつつ、特に付加価値の高いブランド農作物の生産に重点をおいた農業生産の環境づくりや農産物を活用した地域活性化に向けた検討を行います。また、休耕地において、民設による市民農園・体験農園としての活用を図るなど、農地の多面的な展開による保全・活用に努めます。



[山城の眺望]



[相楽の田園風景]

<主な取り組み>

- 自然環境の緑の骨格としての保全
- 里山保全対策の検討
- 農業振興施策による農地の保全
- ほ場整備事業の推進
- ブランド農作物生産の環境づくり
- 農産物を活かした地域活性化方策の検討
- 生産緑地制度の活用
- 民設による市民農園の開設の支援

③ 都市施設等の緑化の方針

道路、公園などの都市施設におけるグリーンインフラとしての緑化を推進し、すでに緑化が施されている道路等については、適切な維持管理により緑を保全することで、水と緑のネットワークの形成を図ります。

市の玄関口のシンボリックな道路である市道木335号木津山田川線沿いに緑地空間を確保し、そのシンボリック性を高めます。

また、コミュニティ施設などの公共施設においても、積極的な緑化を進め、地域の緑とうるおいのあるまちづくりを進めます。

<主な取り組み>

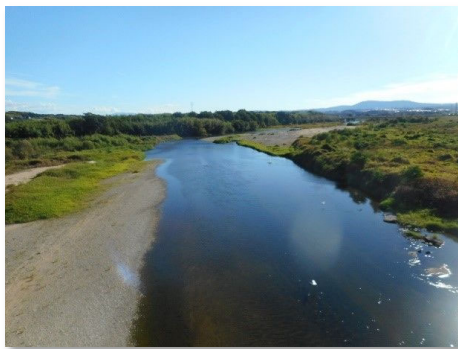
- 道路、公園などにおける適切な植栽整備

- ・シンボリックな道路沿道における緑地の確保
- ・コミュニティ施設などにおける緑化推進

④ 河川、ため池の方針

市のシンボルである木津川については、水運を利用してきた歴史を持ち、現在も淡水魚類や昆虫類などの生物生息の場、自然景観の形成、水害防止など様々な重要な役割を果たしています。この河川環境を木津川市の自然の豊かさを象徴する地域のかげがえのない財産として保全を図ります。あわせて水運の歴史と自然環境に配慮した河川公園としての活用を検討します。中小河川や水路については、治水上の安全性確保のための河川改修に加え、周辺環境との調和や親水性に配慮した遊歩道・サイクリングロードとしての活用や親水空間の創出に努め、市民に親しまれる河川空間の形成を図ります。

点在するため池については、農業用水として保全しつつ、一部のため池については、周辺を公園化するなど親水空間として活用を進めます。また、地震や大雨によるため池の決壊を防止するため、ため池管理者に対して適正管理の指導を行うとともに、ハザードマップを用いて、危険箇所等の周知を行います。



[木津川]



[井関川]

<主な取り組み>

- ・河川管理施設の適切な維持管理（除草、^{しゅんせつ}浚渫、修繕）
- ・河川管理施設の計画的な更新、もしくは老朽化対策の推進
- ・水辺の骨格である木津川の保全と親水空間としての活用
- ・鹿川堤を利用したサイクリングロードとしての活用
- ・井関川における親水空間の活用
- ・田護池周辺での憩いの場の整備検討

⑤ 生活環境の方針

持続可能な循環型社会の形成に向けて、サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた環境負荷の低減などの視点に基づき、生活環境の確保・充実に関する取り組みを進めます。

平成30（2018）年9月からごみ焼却施設“環境の森センター・きづがわ”が本格稼働しており、最新技術の採用により温室効果ガス排出量削減に寄与しています。今後も引き続き市民と行政が協働して、ごみの発生抑制・減量・再資源化に取り組むことで、より一層の環境負荷の低減に取り組んでいきます。

また、太陽光・太陽熱利用などの新エネルギー導入や雨水の再利用など、環境負荷の少ない技術をまちづくりに導入するとともに、木津川市地球温暖化対策実行計画に基づき、ZEB・ZEHの推進及び普及促進を図ります。

さらに、木津川市エコ生活応援補助金等により、太陽光発電・蓄電設備、高効率給湯機器・コージェネレーションシステムの設置について促進し、環境負荷の軽減を図ります。

市民の快適な生活環境の実現や公共用水域の水質保全を図るため、「京都府水環境構想2022」に基づき、公共下水道事業計画の見直しや全市域の水洗化を推進します。また、上下水道施設の老朽化による機能低下や漏水事故等が増加していることから、老朽化施設の更新が喫緊の課題となっています。このため、上下水道基幹施設（浄水場、配水池、ポンプ場、終末処理場等）及び管路の計画的な更新・耐震化を進めます。

身近な生活環境の向上のための適切な対応が、地球規模の環境問題の解決、環境保全に大きく寄与することから、環境に関する様々な情報提供・啓発はもとより、市民と行政の協働による取り組みなどを進めます。

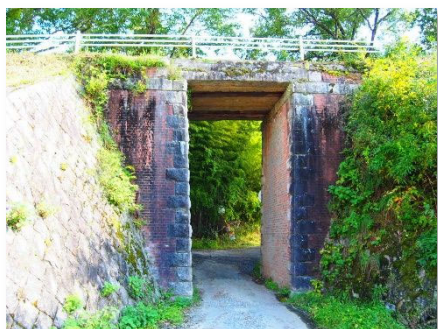
<主な取り組み>

- ・ごみの分別・減量・再資源化の推進
- ・まちづくりにおける新エネルギー、雨水の再利用システムなどの導入
- ・「京都府水環境構想2022」に基づく全市域における水洗化の推進
- ・「京都府水環境構想2022」に基づく公共下水道事業計画の見直し
- ・上下水道基幹施設及び管路の更新・耐震化
- ・山城浄水場、吐師受水場の更新
- ・環境問題に関する情報提供、意識啓発
- ・庁舎の省エネ管理（LED化・太陽光発電）検討

⑥ 歴史的・文化的遺産の方針

観光地「当尾石仏の里」として全国に知られ、浄瑠璃寺庭園（史跡・特別名勝）を有する浄瑠璃寺から岩船寺一帯や、特別史跡恭仁宮跡、史跡高麗寺跡、史跡椿井大塚山古墳などの歴史的・文化的遺産の保全及び周辺環境の整備を図るとともに、「木津川市文化財保存活用地域計画」に基づき、それらを活かした市内外の交流が進む魅力ある取り組みなどを進めます。特に恭仁宮跡については、特別史跡への指定を機に、整備の推進を図ります。

豊かな自然や点在する遺跡、社寺、石仏などのほか、近代化遺産として関心の高い大仏鉄道跡などを含め、様々な歴史的・文化的遺産などの地域資源を結ぶ観光ネットワークの形成を図るとともに、地域資源を結ぶルートとなる道路については、案内板の設置や歩道の整備などにより快適な歩行空間の形成を図ります。



[大仏鉄道遺構（赤橋）]

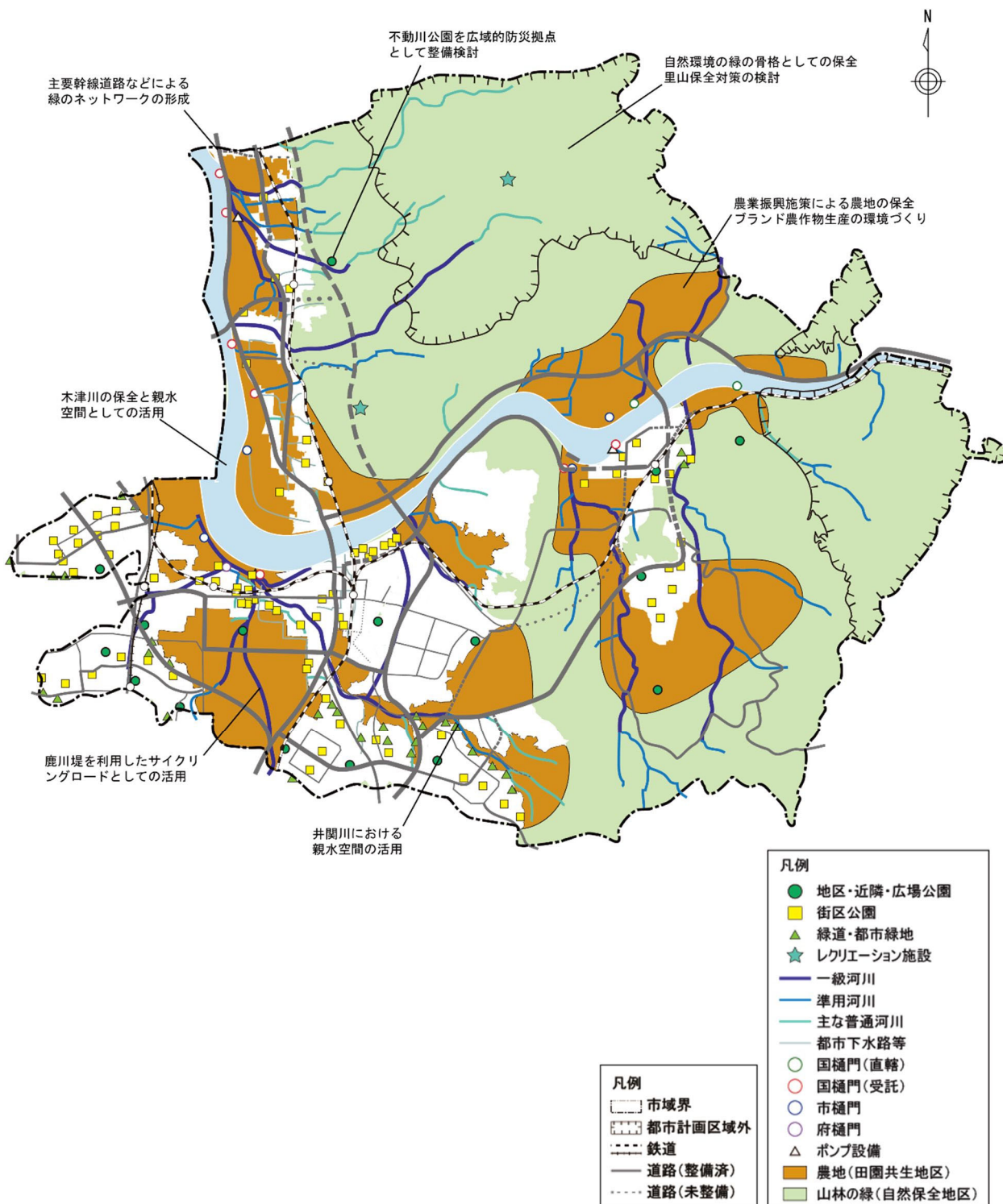


[史跡高麗寺跡]

<主な取り組み>

- ・特別史跡恭仁宮跡の保全と活用
- ・史跡高麗寺跡の第2次整備の検討
- ・歴史的・文化的遺産の保全と周辺環境の整備
- ・木津川市古寺巡礼バスの運行による観光客の誘客
- ・自然環境や社寺等の歴史的・文化的遺産を活かした観光ネットワークの形成
- ・観光ネットワークの散策路の形成と案内板の設置、歩道の整備等
- ・史跡神雄寺跡の保全と活用
- ・史跡奈良山瓦窯跡の活用
- ・市内の小中学校の歴史遺産郷土学習の推進
- ・不動川砂防施設の学習の場としての活用
- ・大仏鉄道跡を広域的な歩行者ネットワークとしての形成を図り、観光資源として活用
- ・上狛環濠集落、上狛茶問屋街、木津本町通、船屋通などの伝統的まち並みの景観保全

都市・自然環境及び歴史的資源の方針図（公園及び河川）



(4) 市街地及び集落の方針



1) 基本的な考え方

長い歴史の中で商業、業務、居住等の様々な機能を配置し、文化、伝統を育み、にぎわいを形成してきた市の顔ともいえる都市拠点や、周辺住民の日常生活を支える地域拠点においては、それぞれの役割に応じた都市機能を配置する拠点として利便性の向上を図ります。

拠点の周辺に広がる市街地及び集落については、地域特性に応じた都市基盤整備等により、市街地及び集落環境の安全性、快適性の向上を図ります。

文化学術研究地区においては、計画的に整備・開発を進めるとともに、整備済み区域では、適切な管理による良好な市街地環境の維持を図ります。

【中心都市拠点と都市拠点の整備】

- JR木津駅周辺を木津川市のみならず南山城地域も含めた広域の中心核として位置付け、質の高い都市的サービスを提供する中心都市拠点の形成を図ります。
- JR加茂駅周辺とJR棚倉駅周辺を、中心都市拠点を補完する都市拠点として位置付け、地域住民のニーズに対応した都市機能を配置します。

【地域拠点の整備】

- 近鉄山田川駅周辺、JR上狛駅周辺及び梅美台の近隣商業地域を地域拠点に位置付け、周辺住民の日常生活サービス機能の維持・充実を図ります。

【21世紀の新たな時代にふさわしい新たな市街地の整備】

- 文化学術研究地区については、計画的な整備・開発により、高度な文化・学術・研究を支える都市基盤を整備するとともに、周辺地区や地区内の各機能との調和のとれた土地利用を推進し、21世紀にふさわしい優れた都市環境や居住環境の維持・形成を図ります。

【地域の性格に応じた既成市街地の整備】

- 既成市街地については、商業・業務、居住など地域の性格に応じた基盤整備などによる環境づくりを推進します。特に、建物が密集している地域において、防災性向上に向けた整備を進めます。

【農山村集落の環境づくり】

- ・農山村集落については、居住の維持を基本とし、生活基盤整備による農山村環境の向上を図ります。

【都市基盤の整備にあわせた地域活性化の推進】

- ・住民の命を守る道路として位置付ける国道24号城陽井手木津川バイパスの整備の機会を活用し、沿道地域の活性化を図ります。

2) 市街地及び集落の方針

① 中心都市拠点の整備推進

木津川市の行政機能の中核となる市役所周辺の都市基盤整備を推進するとともに、市役所周辺からJR木津駅周辺及び城山台地区センターゾーン一帯において行政・医療・福祉機能、商業・業務機能、住居機能などの複合的な都市機能を配置します。

<主な取り組み>

- ・市道木335号木津山田川線改良整備推進
- ・木津駅前地区計画による良好な市街地環境の維持

② 都市拠点の都市機能の充実

加茂地域と山城地域の都市拠点であるJR加茂駅及びJR棚倉駅の周辺は、土地区画整理事業による都市基盤整備が完了しており、大災害時には中心都市拠点の代替機能が期待できるため、地域住民のニーズに対応した商業、業務機能等の都市機能を配置します。

JR棚倉駅東側については、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備及び主要地方道枚方山城線の同バイパスまでの延伸構想にあわせて、都市的土地利用の検討を行います。

<主な取り組み>

- ・地区計画による商業・業務機能等の配置
- ・JR棚倉駅東側の都市的土地利用の検討

③ 地域拠点の都市機能の充実

交通結節点である近鉄山田川駅及びJR上狛駅の周辺や、梅美台の近隣商業地域は、地域住民の日常生活に必要な都市機能の立地や既存の都市機能の維持を図ります。

④ 木津駅東側地区の市街地形成に向けた検討

JR木津駅と城山台地区を結ぶ骨格道路となる木津駅前東線の沿道一帯を新旧市街地を結節する重要な地域に位置付け、田園環境との調和を図りつつ、計画的な市街地形成に向けた検討を進めます。

＜主な取り組み＞

- ・ 農業振興地域整備計画に基づく農振農用地の見直しに向けた検討
- ・ 木津駅東側地区の市街地形成に向けた事業化調査の検討
- ・ 木津駅東側地区の事業化調査を踏まえたまちづくり協議会の組成

⑤ 関西文化学術研究都市の整備

関西文化学術研究都市である木津東地区については、都市的土地利用の実現に向けて、組合施行による土地区画整理事業の実施を目指します。

また、木津北地区については、里山環境の再生を図りつつ、地域づくり及び地域振興の資源としての活用を進めます。

兜台地区、相楽台地区、木津川台地区、州見台地区、梅美台地区及び城山台地区については、適切な維持管理を進め、市街地の熟成を図っていきます。

＜主な取り組み＞

- ・ 木津東地区における組合施行による土地区画整理事業の支援
- ・ 木津北地区における里地里山の維持再生の推進
- ・ 兜台地区、相楽台地区、木津川台地区、州見台地区、梅美台地区及び城山台地区における適切な維持管理の実施

⑥ 既成市街地の方針

既成市街地については、幹線道路、生活道路、公園・緑地、下水道（雨水）など都市施設の整備と適切な維持管理を進め、市街地の都市基盤を整えます。

また、安全・快適で利便性の高い市街地の実現を目指し、道路ネットワークの整備や

オープンスペースの確保、適正な建築物の立地誘導等を推進します。

住宅地においては、緑と調和した落ち着いたまち並み形成など地域の個性を活かした住環境の保全・充実に努めます。

土地区画整理事業が完了した地区においては、道路や公園などの都市施設の適切な維持管理に努めます。

＜主な取り組み＞

- 道路等の基盤整備の推進
- 住宅地における落ち着いたまち並み形成
- 土地区画整理事業完了地区における都市施設の適切な維持管理
- 空家等の適切な管理及び利活用の促進

⑦ 集落地区の整備

市街化調整区域及び都市計画区域外における集落については、限界集落の防止や防災性の向上の観点から道路等の生活基盤整備等を行いつつ、農業振興地域整備計画に基づき、周辺環境との調和に配慮した農村景観の保全を図りつつ、持続可能な集落環境づくりを検討します。

＜主な取り組み＞

- 生活道路等の整備
- 農山村集落の景観形成の推進
- 空家等の適切な管理及び利活用の促進
- 農村地域の魅力発信と地域住民との協働による移住・定住の促進
- 市街化調整区域における地区計画の検討

⑧ 国道24号城陽井手木津川バイパスの整備にあわせた地域活性化の推進

国道24号城陽井手木津川バイパスの整備の機会を活用し、沿道地域の活性化を図るため、主要地方道枚方山城線の同バイパスまでの延伸構想にあわせたJR棚倉駅東側の都市的土地利用の検討や、市内外の人が利用できる多様な機能を有したにぎわい施設の整備に向けた検討を行います。

＜主な取り組み＞

- JR棚倉駅東側の都市的土地利用の検討
- 国道163号との結節点でのにぎわい拠点の整備の検討

市街地及び集落の方針図

- (既成市街地)
 ・道路等の基盤整備の推進
 ・住宅地における落ち着いたまち並み形成
 ・土地区画整理事業完了地区における都市施設の適切な維持管理
 ・空家等の適切な管理及び利活用の促進



- (集落地区)
 ・生活道路等の整備
 ・農山村集落の景観形成の推進
 ・空家等の適切な管理及び利活用の促進
 ・農村地域の魅力発信と地域住民との協働による移住・定住の促進
 ・市街化調整区域における地区計画の検討

・JR棚倉駅東側の都市的土地利用の検討

- (都市拠点)
 ・都市拠点の都市機能の充実

- (にぎわい拠点)
 ・にぎわい拠点の整備の検討

- (中心都市拠点)
 ・都市拠点の整備推進及び複合的都市機能の配置

- (兜台地区、相楽台地区、木津川台地区)
 ・適切な維持管理の実施

- (都市拠点)
 ・都市拠点の都市機能の充実

- (木津北地区)
 ・木津北地区における里地里山の維持再生の推進

- (地域拠点)
 ・地域拠点の日常生活に必要な都市機能の立地と維持

- (州見台地区、梅美台地区、城山台地区)
 ・適切な維持管理の実施

- (木津駅東側地区)
 ・木津駅東側地区の市街地形成に向けた事業化調査の検討
 ・木津駅東側地区の事業化調査を踏まえたまちづくり協議会の組成
 ・農業振興地域整備計画に基づく農振農用地の見直しに向けた検討

- (木津東地区)
 ・組合施行による土地区画整理事業の支援

凡例	
	市域界
	都市計画区域外
	鉄道

(5) 都市景観形成の方針



1) 基本的な考え方

都市における景観は、さまざまな都市活動の場を演出し、まちや地域への愛着を育む重要な要素であり、人々の意識の中でも質の高い景観形成への期待が高まっています。

木津川市には、木津川の流れや山林、農地、歴史的・文化的遺産、伝統的まち並みなど本市固有の自然・歴史的景観や関西文化学術研究都市の開発による都市景観といった景観資源を保有しています。これらの景観資源については、これまでの法制度の活用に加えて、景観法（平成16（2004）年6月 法律第110号）や京都府景観条例（平成19（2007）年3月 京都府条例第15号）、「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」（以下、「学研景観計画」という。）の適切な運用を図り、新都市にふさわしい優れた景観を持つ都市景観の形成を目指します。

【緑の骨格となる自然景観の形成】

- ・木津川や山林の緑は本市の水辺・緑の骨格となるとともに、自然景観を構成する重要な要素として保全を図ります。農地についても緑の景観を形成するオープンスペースとして保全を図ります。

【歴史的景観の形成】

- ・遺跡、社寺等の歴史的・文化的遺産について、周囲の自然環境と一体となった歴史的景観として保全を図ります。旧街道や集落などの伝統的まち並みについても保全を図ります。

【地区の特性に応じた市街地景観の形成】

- ・市街地においては、にぎわいやゆとりとうるおいなど各地区の特性に応じながら、魅力的な市街地景観の形成を図ります。文化学術研究地区については、学研景観計画との整合を図りながら、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、質の高い都市景観の形成を図ります。

2) 都市景観形成の方針

① 自然景観の形成

木津川市の周囲を取り巻く山々や木津川は市街地からの眺望景観の一要素であるとともに、基幹的な緑の骨格軸であることから適切な維持管理や法的規制により保全を図ります。

<主な取り組み>

- 里山の維持管理の実施
- 木津川の水辺環境の保全

② 田園景観の形成

農作物の生産の場であるだけでなく、緑の景観を形成するオープンスペースでもある農地について、保全に努めるとともに、集落や周辺部の緑地も含めて田園景観と一体的な保全を図ります。また、柿畑や日本茶のふるさと「宇治茶生産の景観」の景観計画区域である茶畑など個性的な農地景観についても保全を図ります。



[加茂町山田]

<主な取り組み>

- 農業振興施策を活用した田園景観の保全
- 生産緑地制度のオープンスペースを活用した田園景観の保全

③ 歴史的景観の形成

浄瑠璃寺から岩船寺一帯の当尾南部エリアや瓶原エリアの海住山寺、神童寺のある神童子など山間部における歴史的・文化的遺産について、周囲の緑と一体となった良好な歴史的景観の保全を図ります。また、かつての都である特別史跡恭仁宮跡や史跡椿井大塚山古墳等については、周囲の緑と一体となった歴史的・文化的遺産としての保全と活用を図りつつ、「木津川市文化財保存活用地域計画」に基づく歴史的景観の形成を図ります。他の社寺などについても、周囲の緑とあわせた保全を図ります。上粕環濠集落や日本茶のふるさと「宇治茶生産の景観」の文化的景観である上粕茶問屋街、旧街道の伝統的なまち並みについて、かつての営みを今に伝える貴重な文化資源として地域住民と協働して保全を図ります。



[木津本町通]

<主な取り組み>

- 史跡等の公有化・整備

- ・歴史的・文化的遺産と周辺環境の一体的な保全
- ・上狛環濠集落、上狛茶問屋街、木津本町通、船屋通の伝統的まち並みの地域住民との協働による保全

④ 道路景観の形成

道路については、整備とあわせた沿道緑化と、公共空間における施設建造物のデザイン化を図るほか、将来の道路として確保した用地は、道路整備を行うまでオープンスペースとしての活用など市民との連携を図りながら市街地における魅力ある良好な沿道景観の形成を図ります。

＜主な取り組み＞

- ・沿道緑化の推進
- ・施設建造物のデザイン化の推進
- ・市民との連携による沿道景観づくり
- ・学研景観計画による道路景観の形成

⑤ 公共施設の景観形成

市庁舎、支所をはじめとする各公共公益施設では、建築物及び外構等の緑化等により、本市の都市景観のモデルとなる修景を進めます。

＜主な取り組み＞

- ・公共施設の外構緑化



[木津川市加茂支所]

⑥ 既成市街地の景観形成

住宅地については、地区計画制度等を活用しつつ、地区の特性を活かしながら落ち着いた住環境の形成に向けた景観づくりを進めます。

商業・業務地については、活発な商業・サービス業等の活動空間として商業振興施策と連動しながら、にぎわいのある景観形成を推進します。

工業地については、周辺環境との調和に配慮することを基本とし、事業者との連携を図りつつ公害防止に努め、また、敷地内緑化等による環境形成を図りながら地域になじんだ景観形成を誘導します。

＜主な取り組み＞

- ・地区計画制度による建築物、屋外広告物等の規制・誘導
- ・商業地におけるにぎわいの感じられる景観形成
- ・工場の事業者との連携による緑化推進

⑦ 関西文化学術研究都市の景観形成

文化学術研究地区においては、学研景観計画や地区計画に基づく建築物等の規制・誘導や道路沿道景観の誘導等を図り、オープンスペースの確保、緑化推進など21世紀における新しい都市として、魅力ある都市景観の形成を進め、周辺の自然環境との調和を図りながらゆとりとうるおいのある市街地景観の形成を進めます。



[株式会社タカコ
京都工場・技術革新センター]

＜主な取り組み＞

- ・学研景観計画との連携による質の高い市街地景観づくり
- ・地区計画制度による建築物等の規制・誘導

⑧ 屋外広告物の規制・誘導

市街地景観に大きな影響を与える屋外広告物については、周囲の景観との調和を図るための規制・誘導を図ります。

＜主な取り組み＞

- ・京都府屋外広告物条例（昭和28（1953）年4月 京都府条例第30号）、木津川市屋外広告物施行規則（平成19（2007）年3月 木津川市規則第113号）による規制・誘導

(6) 都市防災の方針



1) 基本的な考え方

水害、地震、火事などの災害から市民の生命と財産を守り、安心・安全な暮らしが営めるよう、木津川市国土強靱化地域計画（令和2（2020）年3月）に基づく各種施策を推進し、あらゆる角度から災害に強いまちづくりを進めます。

【治水・治山対策の推進】

- ・木津川をはじめ、市内を流れる中小河川等の改修のほか、河川流域に存在するオープンスペースを活用し雨水を一時貯留するなど、総合的な治水対策や土砂災害対策を進めるとともに、山林の保全・育成などによる地すべり対策等の防災対策を進めます。

【地震・火災対策の推進】

- ・地震や火災に対する安全性向上を図るため、建築物の耐震性・耐火性向上を促進するほか、特に密集市街地において、避難路の確保や避難場所を含む防災拠点の確保を図ります。

【防災にかかる市民意識の向上】

- ・避難訓練や防災に関する広報活動の実施により、人々の防災にかかる意識の向上を図り、災害発生時における円滑な避難や自主的な救援を行える自主防災組織づくりを促進します。

2) 都市防災の方針

① 治水・治山対策の推進

木津川市内を流れる天井川の決壊を防止するため、老朽化した護岸の修繕や定期的な点検や浚渫^{しゅんけつ}などを促進します。また、低地部の内水排除を行うため、樋門や雨水施設の改修・整備を進めるとともに、河川改修などによる治水対策を進めます。さらに、河川流域の農地や緑地などが本来もつ保水・遊水機能の維持や市街地部の駐車場などのオープンスペースに雨水を一時貯留する流出防止施設を設けるなど、市街地における治水対策を図ります。

国道24号城陽井手木津川バイパスは、災害時において木津川右岸域で唯一の南北方向の緊急輸送道路である国道24号の代替の防災道路として、住民の命を守る重要な役

割を果たすことから、災害時の道路ネットワークの確保の観点からも早期開通を目指して整備を促進します。また、広域的な防災拠点の整備についても検討します。

点在するため池については、地震や大雨による決壊を防止するため、ため池管理者に対して適正管理の指導を行います。

山林の保全・育成を図るほか、地すべり、がけ崩れ等の危険防止対策などによる総合的な防災対策を進めます。



[小川内水排除施設（整備中）]



[土砂災害計画区域等に係る
加茂住民説明会]

<主な取り組み>

- 住民の命を守る防災道路としての国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備の促進
- 木津川の治水対策の強化の要望
- 赤田川などの河川改修事業の促進
- 上津川、上狛川、西ノ口川などの雨水排水施設の改修推進
- 小川、南後背川における内水排除対策の推進
- 西澗樋門の改修推進
- 準用河川を中心とした主要河川における除草、^{しゅんせつ}浚渫、修繕の実施
- 河川管理施設の計画的な更新、もしくは老朽化対策の推進
- 農地、緑地等オープンスペースの保全・活用
- 加茂町大野地内の治山事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進
- 土砂災害警戒区域等の指定及び警戒避難体制の整備促進
- 不動川公園を広域的防災拠点として整備検討
- 農業用ため池の定期点検の実施

② 地震・火災対策の推進

「木津川市国土強靱化地域計画」（令和2（2020）年3月）に基づいて、地震、火災等の災害時の避難路としての役割を担う道路や大規模地震発生後の救援・復興活動の骨格となる緊急輸送道路について、機能強化と安全性の向上を促進するとともに、住民の生命を守る国道24号城陽井手木津川バイパスの早期開通を目指して整備を促進します。あわせて、京都府緊急輸送道路等の確保・整備として府と連携し、沿道の建築物の耐震化・不燃化を促進します。

既成市街地のうち密集市街地においては、避難場所としても活用可能なオープンスペースの確保や、建物のセットバックによる道路の拡幅等により避難路の確保に努めるとともに、火災発生時における延焼防止など防災性の向上を進めます。また、新たな避難所の指定を検討し、防災拠点の確保を図ります。

新たに開発する市街地においては、避難路となる道路の無電柱化や公園などのオープンスペースを配置し、都市防災の強化に努めます。

既存の建物については、木津川市建築物耐震改修促進計画に基づき、より一層の耐震診断・改修を推進・促進し、耐震性向上を図ります。特に、不特定多数の方が利用する公共施設については、早急に耐震性確保に努めます。民間の建物についても、住宅の耐震診断の支援等や防災に関する情報提供等を進めるとともに、地震に強い安心・安全のまちづくりを推進する観点から、緊急性や公共性を伴う特定建築物について耐震診断に関する情報提供等の支援を行います。

公共建築物・道路等施設構造物の整備の際には、十分な耐震性を確保するとともに、民間の建築物についても、関係機関と連携しながら法令に基づく耐震化に向けた情報発信を行います。

常備消防について、令和7（2025）年度には、相楽中部消防組合消防本部が城山台九丁目に移転しました。新庁舎では、大規模災害への対応に備え、地域住民との防災訓練の実施や消防職員の訓練の実施、関係機関との連携強化等、将来を見据えた総合的な消防力の向上を図ります。また、消防団については、組織体制、車両・通信機器等の資機材、消防水利等の充実と消防団詰所等の施設の老朽化に伴う整備を進めます。



[消防団詰所の整備]

<主な取り組み>

- ・住民の命を守る防災道路としての国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備の促進
- ・不動川公園を広域的防災拠点として整備検討
- ・緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化・不燃化の促進

- 避難場所及び避難路の確保
- 木津川市建築物耐震改修促進計画に基づく耐震診断・耐震改修の推進・促進
- 消防体制の充実
- 消防団詰所の整備

③ 市民の防災意識の向上

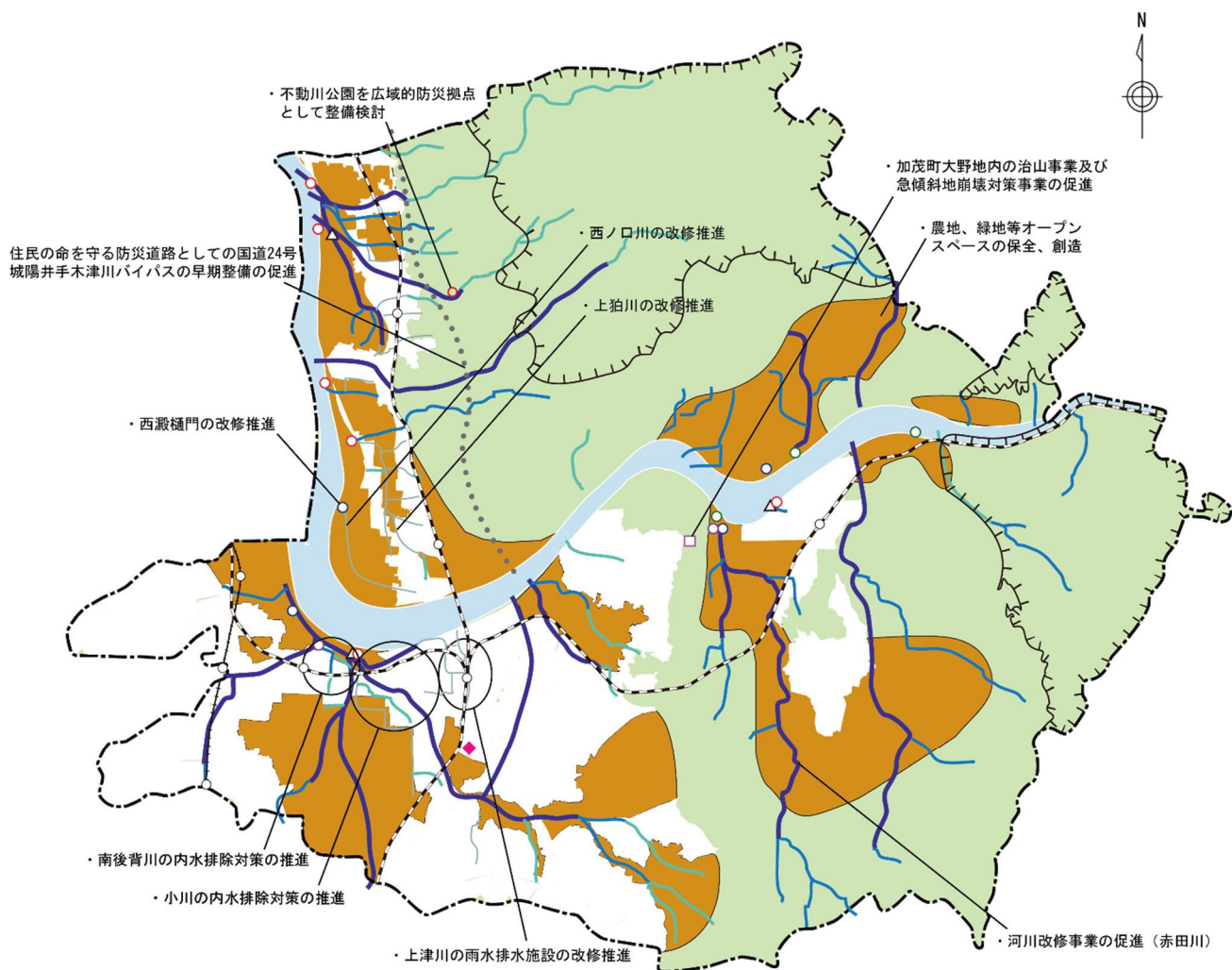
避難訓練の実施や災害に関する広報活動等により、防災意識の向上を図り、円滑な初期消火や災害弱者対策の視点も含めた緊急時の避難・救援を行える自主的な防災組織づくりを促進します。

また、自治会などを単位とした、自主防災組織の育成と確立を図ります。

<主な取り組み>

- 防災に関する広報活動の推進
- ハザードマップによる災害時における危険箇所等の周知
- 自主防災組織の活動支援
- 気象庁などが発表する気象情報や雨量・水位情報など、リアルタイムな防災情報の活用と伝達・共有の強化

都市防災の方針図



- | 凡例 | |
|----|--------------|
| — | 一級河川 |
| — | 準用河川 |
| — | 主な普通河川 |
| — | 都市下水路等 |
| ⋯⋯ | 道路(バイパス) |
| ◆ | 消防庁舎 |
| ○ | 国樋門(直轄) |
| ○ | 国樋門(受託) |
| ○ | 市樋門 |
| ○ | 府樋門 |
| △ | ポンプ設備 |
| □ | 治山事業 |
| ■ | 農地(田園共生地区) |
| ■ | 山林の緑(自然保全地区) |
-
- | 凡例 | |
|-----|---------|
| --- | 市域界 |
| ⋯⋯ | 都市計画区域外 |
| --- | 鉄道 |



III 地域別構想

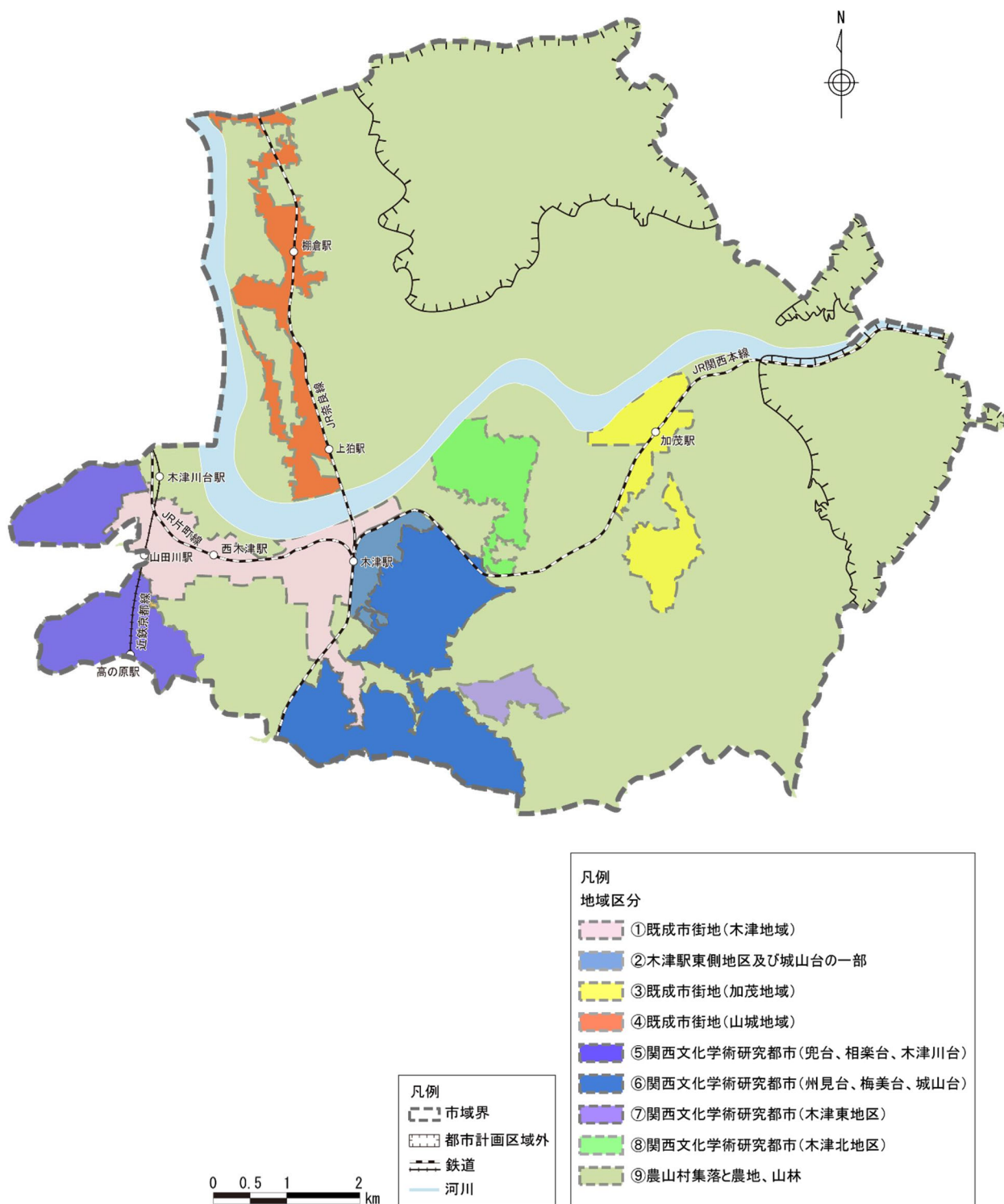
1. 地域区分の考え方

木津川市の構造を見ると、大まかには、盆地に古くから形成されている既成市街地、丘陵部に開発された関西文化学術研究都市、農山村集落・山林で構成されており、それらが一体となり木津川市の魅力を醸し出しています。

これらを踏まえ、全体として魅力ある木津川市の実現に向けて、それぞれの特性を活かした魅力ある地区の形成を図っていくため、以下の地域区分に基づく地域別構想を定めます。

地域区分	対象となるエリア
①既成市街地（木津地域）	木津川市の中心核（中心都市拠点）及びその周辺（木津駅東側地区及び城山台を除く）
②木津駅東側地区及び城山台の一部	木津駅東側地区及び城山台の一部
③既成市街地（加茂地域）	加茂地域の市街化区域
④既成市街地（山城地域）	山城地域の市街化区域
⑤関西文化学術研究都市（兜台、相楽台、木津川台）	整備済の文化学術研究地区（市西部）
⑥関西文化学術研究都市（州見台、梅美台、城山台）	整備済の文化学術研究地区（市中央部）
⑦関西文化学術研究都市（木津東地区）	未整備の文化学術研究地区
⑧関西文化学術研究都市（木津北地区）	里地里山を保全する文化学術研究地区
⑨農山村集落と農地、山林	市街化調整区域（木津駅東側地区を除く）及び都市計画区域外

地域別構想・地域区分図



2. 地域別構想

(1) 既成市街地（木津地域）

1) 地域の概況

- 木津川左岸に位置し、関西文化学術研究都市及び木津駅東側地区を除く市街地部分で、様々な都市機能が配置された木津川市の中心市街地とその西に位置する住宅地により構成されています。
- JR木津駅周辺は関西文化学術研究都市木津地区の玄関口として整備が進められているほか、市役所をはじめとして国や府も含めた行政施設、保健・医療施設、交通ターミナル施設等が立地する中心都市拠点が形成されています。
- 中心都市拠点の西側は住宅地を中心とする既成市街地が形成されています。

2) 地域の目指すべき方向性

○木津川市の活力を生む中心都市拠点の形成

木津川市及び南山城地域の広域の中心核として、多様な都市機能を配置することで、便利で質の高い都市的サービスを提供し、多彩な交流や都市の活力の創出を目指します。

○ずっと住み続けたい良質な居住地の形成

地域の特性を踏まえ、安心・安全でゆとりある良質な居住地の形成を目指します。

○便利で快適な交通環境の形成

木津川市の中心都市拠点や関西文化学術研究都市の玄関口として、市域内外からアクセスの利便性が高い交通環境の形成を目指します。

3) 都市計画の方針

① 土地利用及び市街地・集落形成の方針

(ア) 便利でにぎわいのある中心都市拠点の形成

対象	市役所周辺～JR木津駅周辺地区
----	-----------------

木津川市のみならず南山城地域の中核や関西文化学術研究都市木津地区の玄関口として位置付けられるJR木津駅周辺について、便利でにぎわいのある中心都市拠点として、商業、業務、医療・福祉などの都市機能を配置します。また、都市機能の集積に当たっては「木津川市企業立地促進条例」に基づく支援策もあわせて活用します。



[JR 木津駅西口駅前広場]

<主な取り組み>

- ・土地区画整理など基盤整備後の土地の有効活用
- ・JR木津駅のターミナル機能の充実

(イ) 良好な住宅地の形成

(比較的最近に開発された低層住宅地)

対象	木津町エリア・木津エリア・本町エリアの一部、下川原エリア
----	------------------------------

中心都市拠点の西に位置する居住を中心とする市街地で比較的最近に開発された低層住宅地については、地区計画や建築協定等の制度の活用により、地区の特性を活かしつつ、周辺環境と調和した良好な住環境の形成を図ります。

<主な取り組み>

- ・良好な住環境形成を図るための地区計画・建築協定等の推進

(従来からの住宅地)

対象	木津町エリア・木津エリア・本町エリアの一部、北ノ庄エリア、相楽南エリア、吐師エリア、市坂エリア
----	---

本地域には従来から形成された住宅市街地が広がっています。これらの住宅地においては、生活道路の整備や狭隘道路の拡幅など防災面等に配慮した環境整備を進

めるとともに、下水道の整備などを進め、安心・安全で快適な住環境の形成を図ります。また、空家等が比較的多く分布することから、適切な管理の促進等の対策を推進します。

地区計画や建築協定等の制度の活用により、地区の特性を活かしつつ、周辺環境と調和した良好な住環境の形成を図ります。

<主な取り組み>

- ・生活道路の整備と細街路の拡幅、下水道整備の推進
- ・空家等の適切な管理及び利活用の促進
- ・良好な住環境形成を図るための地区計画・建築協定等の締結

② 交通施設の方針

(ア) 幹線道路等の整備と沿道利用

主要幹線道路である国道24号、国道163号、市道木335号木津山田川線などについては、拡幅や歩道の確保等による安全性の確保を進めつつ、主要な道路の沿道についてはバリアフリー化、沿道景観づくりを一体的に進め、にぎわいとるおいのある商業・沿道サービス軸の形成を図ります。

<主な取り組み>

- ・市道木892号木津鹿背山線改良整備推進
- ・市道木335号木津山田川線改良整備推進
- ・国道163号、国道24号沿道における商業・サービス軸の形成

(イ) 鉄道・バス交通の利便性向上

鉄道施設の改築やバリアフリー化、アクセス改善を促進します。また、バス交通については、市民に身近な公共交通機関として運行の確保と利便性の向上を促進します。

<主な取り組み>

- ・JR西木津駅の利便性向上要望
- ・路線バスの確保及びコミュニティバス等の運行の維持と利便性の向上
- ・路線バス、コミュニティバスのJR木津駅、近鉄山田川駅等での接続に配慮したダイヤ等の見直し

③ 都市・自然環境及び歴史的資源の方針

(ア) 市街化区域内農地の活用・保全（未利用地の解消）

市街化区域の農地については、適切な開発誘導によりスプロール開発を抑制し、計画的な土地利用を図ります。

また、一部の農地については、将来の公園、緑地などのオープンスペースとして位置付けるとともに、生産緑地制度の活用により農地としての保全を図ります。



[生産緑地（城山台）]

(イ) 公園・緑地等の整備・維持管理

市民の憩いの場などの役割を持つ公園・緑地については、計画的な整備を進め、既存公園については、周辺環境や生活環境に配慮した維持管理を進めます。

公園・緑地の役割を持つ社寺林等についても所有者の協力を得ながら維持管理を促進します。

整備・維持管理にあたっては、防災性の向上やバリアフリー化など利用者のニーズに対応した施設の充実を図ります。また、公園照明灯のLED化など、省エネ・環境配慮型の設備更新もあわせて進めます。さらに、維持管理にあたり、市民自主管理活動による市民参画や、官民連携による柔軟な維持管理を進めていきます。



[ふれあい広場]

<主な取り組み>

- 都市公園施設の長寿命化対策の推進
- 都市公園の適切な維持管理と機能向上
- 社寺林等の保全促進
- 市民自主管理活動をはじめとする官民連携による柔軟な維持管理の推進

(ウ) 公共用水域の水質保全

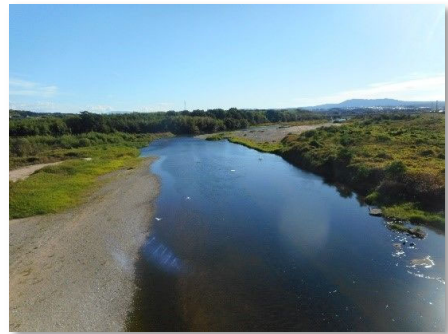
公共用水域の水質保全を図るため、「京都府水環境構想2022」に基づき、水洗化未整備区域の解消を図ります。

<主な取り組み>

- ・「京都府水環境構想2022」に基づく水洗化未整備区域の解消

(エ) 河川・治水対策

市のシンボルでもある木津川は多様な生物や植物が生息・植生しており、これらの環境保全を図りつつ、レクリエーション機能を有した親水空間として活用を図ります。また、鹿川堤をサイクリングロードとして活用を図るとともに、山松川との合流部の親水空間の活用を図ります。



[木津川]

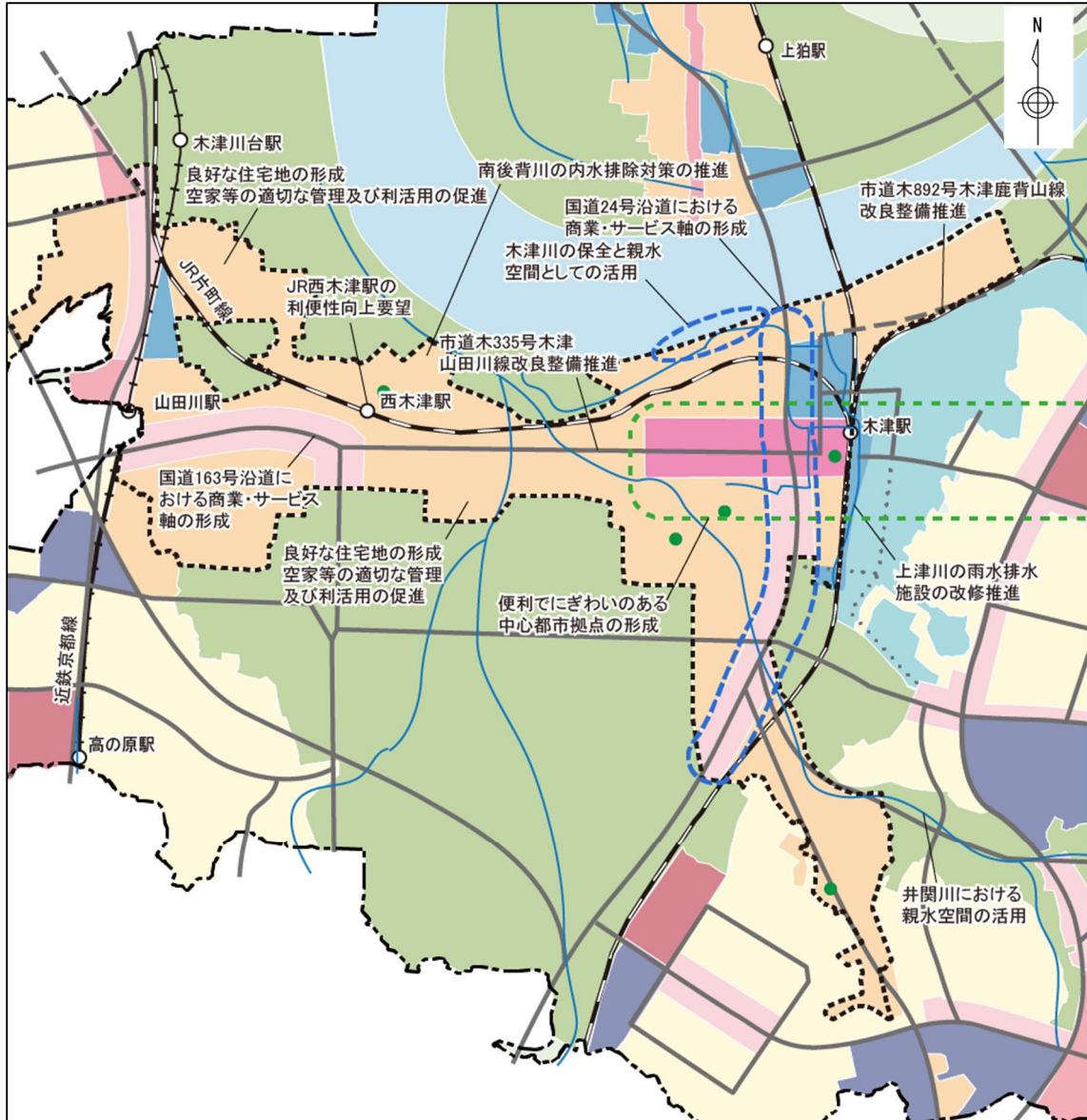
治水対策については、低地部の内水排除を行うため、河川の雨水排水施設の改修や定期的な^{しゅんせつ}浚渫、樋門の改修・整備を行うなど治水対策を進めます。

また、河川流域の農地や緑地などが本来持つ保水・遊水機能の維持や市街地部の駐車場などのオープンスペースに流出防止施設を設けるなど、市街地における治水対策を図ります。

<主な取り組み>

- ・木津川の保全と親水空間としての活用
- ・鹿川堤を利用したサイクリングロードとしての活用
- ・井関川における親水空間の活用
- ・上津川の雨水排水施設の改修推進
- ・小川、南後背川における内水排除対策の推進
- ・準用河川を中心とした主要河川における治水対策としての^{しゅんせつ}浚渫の実施
- ・河川管理施設の計画的な更新、もしくは老朽化対策の推進
- ・駐車場などのオープンスペースを活かした治水対策の検討

既成市街地（木津地域）



凡例

対象地域【既成市街地（木津地域）】	●
都市計画公園	○
住居系	
- 都市型住居地区	■
- 近郊都市型住居地区	■
- 広域対応型地区	■
- 地域対応型地区	■
商業・業務系	
- 沿道サービス型地区	■
- 中心都市拠点地区	■
- 文化・学術研究地区	■
- 産業地区	■
自然系	
- 田園共生地区	■
- 自然保全地区	■
- 学研里地里山共生地区	■
市街化検討ゾーン	■

(2) 木津駅東側地区及び城山台の一部

1) 地域の概況

- JR木津駅東側の線路と特定土地区画整理事業が完了した城山台地区との間に位置しており、市街化調整区域に指定されている農地が広がっています。

2) 地域の目指すべき方向性

○中心都市拠点の都市機能を強化する市街地形成の検討

文化学術研究地区や中心都市拠点の都市機能の強化を踏まえて、周辺環境に配慮しながら、計画的な市街地の形成に向けた検討を行います。

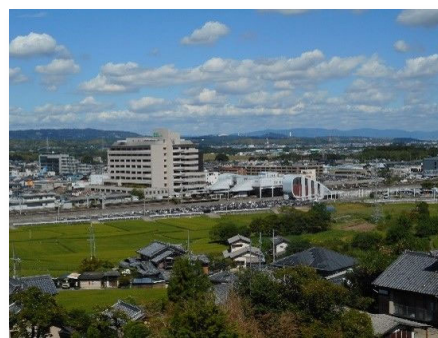
3) 都市計画の方針

① 土地利用及び市街地・集落形成の方針

木津駅東側地区のまちづくりの検討

対象	木津駅東側地区、城山台の一部
----	----------------

市街化調整区域に指定されている木津駅東側地区については、令和元（2019）年度に実施した住民アンケート調査によると、84.6%の人が市街化をイメージしたまちの将来像を望んでいるものの、農地所有者の13.0%が一部もしくは全部の農地の営農の継続を望んでいます。それらの整合を図りつつ、城山台の開発進展に伴い、市街地としてのポテンシャルの高まりが予想されることから、



[木津駅東側地区]

文化学術研究地区との連動や中心都市拠点の機能の強化を踏まえるとともに、周辺環境に配慮し、計画的な市街地の形成に向けた検討を市民とともにを行います。

また、城山台の一部については、市街地形成時の活用を検討します。

<主な取り組み>

- 木津駅前東線沿道の土地利用の検討
- 木津駅東側地区の市街地形成に向けた事業化調査の検討

- ・木津駅東側地区の事業化調査を踏まえたまちづくり協議会の組成

② 交通施設の方針

幹線道路等の整備と沿道利用

木津駅東側地区（城山台の一部を含む）の道路整備については、市街地形成の検討にあわせて、道路整備の検討を行います。

また、市道木津駅前東線の道路整備については、地域防災力の向上等に資する木津駅への代替ルートとなる新規道路の整備検討を行います。

<主な取り組み>

- ・木津駅東側地区の道路整備の検討
- ・地域防災力の向上等に資する木津駅への代替ルートとなる新規道路の整備検討

③ 都市・自然環境及び歴史的資源の方針

(ア) 権利者の意向に沿った農地の保全

計画的な市街地の形成に向けて、市民とともに検討を進めるにあたっては、権利者の意向を踏まえて、農地との共存の検討を行います。

(イ) 公園・緑地等の整備

計画的な市街地の形成に向けて、市民の意向を踏まえながら、良好な市街地環境の形成や防災機能、市民の憩いの場などに寄与する公園・緑地等の整備を検討します。

(ウ) 河川・治水対策

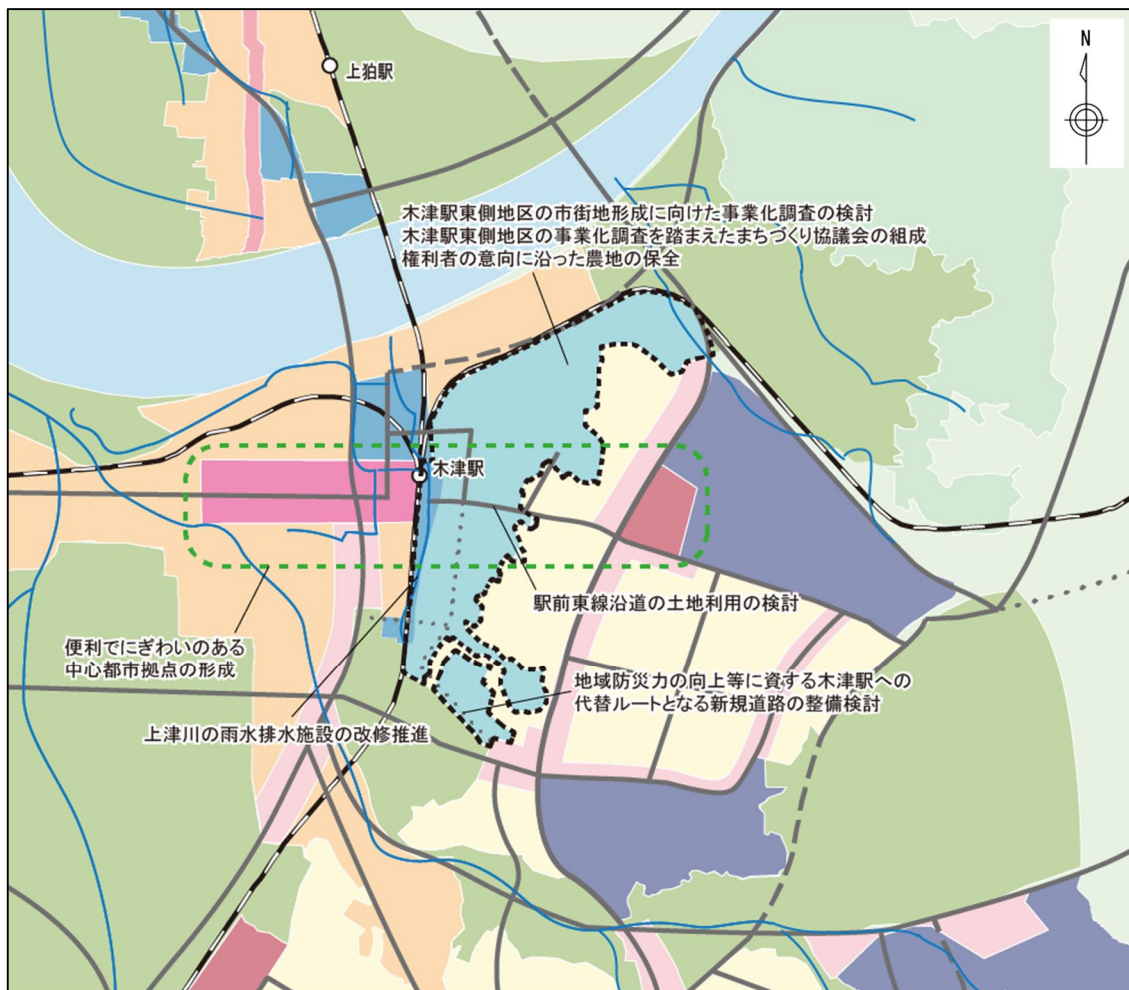
木津駅東側地区については、大雨により木津川が氾濫した際に、最大5.0～10.0mの浸水が想定されており、市街地形成の検討においては、浸水想定を踏まえて検討を行います。

また、流出抑制対策についても適宜検討します。

<主な取り組み>

- ・上津川の雨水排水施設の改修推進

木津駅東側地区及び城山台の一部



凡例

対象地域[木津駅東側地区及び城山台の一部]	
都市計画公園	
住居系	<ul style="list-style-type: none"> 都市型住居地区 近郊都市型住居地区 広域対応型地区 地域対応型地区
商業・業務系	<ul style="list-style-type: none"> 沿道サービス型地区 中心都市拠点地区 文化・学術研究地区 産業地区
自然系	<ul style="list-style-type: none"> 田園共生地区 自然保全地区 学研里地里山共生地区
市街化検討ゾーン	

(3) 既成市街地（加茂地域）

1) 地域の概況

- 木津川左岸に位置する市街地部分で、JR加茂駅周辺の市街地及び丘陵地に計画的に開発された南加茂台の住宅団地により構成されています。
- 加茂盆地の中央に位置するJR加茂駅周辺は、西側の古田地区土地区画整理事業、東側の加茂駅周辺特定土地区画整理事業が完了し、加茂支所や商業施設（スーパー等小売店）、住宅、工場など都市的施設が立地する市街地が形成されています。
- 加茂盆地南の丘陵地で計画的に開発された南加茂台は、昭和56（1981）年12月より入居が始まった約82haの低層戸建住宅地です。
- とりわけ昭和62（1987）年に開発が完了した南加茂台地区の人口減少に起因し、令和4（2022）年4月に加茂地域が過疎地域に指定されています。

2) 地域の目指すべき方向性

○自然と歴史文化の里・加茂の玄関にふさわしい都市拠点の形成

自然と歴史文化に恵まれた加茂地域にふさわしい風格とにぎわいのある市街地の形成を目指します。

○環境と調和した良好な居住地の形成

周囲の豊かな自然環境や歴史的特性との調和に配慮しながら、安全で快適な良好な住宅地の形成を目指します。

3) 都市計画の方針

① 土地利用及び市街地・集落形成の方針

(ア) 加茂駅周辺地区における都市拠点の形成

対象	加茂駅周辺地区
----	---------

地区計画に基づく自然景観と調和したまち並み形成など加茂地域及び相楽東部地域の玄関口としての商業機能、居住機能の配置などによる土地の有効活用を進めます。



[JR 加茂駅周辺]

<主な取り組み>

- ・商業機能、居住機能の適切な誘導
- ・地区計画に基づくにぎわいのある都市的市街地景観づくり

(イ) 加茂地域の特性に応じた良好な住環境の維持

対象	船屋エリア、新町エリア、里二本松エリアの市街化区域、南加茂台地区
----	----------------------------------

自然環境と調和した安全で住みよい住環境の形成に向けて、生活道路の整備や狭隘道路の拡幅、水害対策など防災面に配慮した環境整備を進めます。

伝統的なまち並みが残る船屋通については、市民との協働によるまち並み保全を図ります。

また、入居開始（昭和56（1981）年12月）から40年以上経過する南加茂台地区においては、人口減少や高齢化が進行しており、今後、空家等の増加やまちの活力低下が予想されることを踏まえ、良好な住環境の維持・向上に向けた取り組みを検討します。

<主な取り組み>

- ・生活道路の整備と狭隘道路の拡幅
- ・雨水排水対策の推進
- ・空家等の適切な管理及び利活用の促進
- ・良好な住環境形成を図るための地区計画・建築協定等の推進
- ・船屋通の伝統的なまち並み保全

② 交通施設の方針

(ア) 幹線道路等の整備

木津川右岸の瓶原エリアとJR加茂駅周辺及び南加茂台地区の南北軸を強化するとともに、奈良方面とを結ぶ広域路線の整備を促進します。

<主な取り組み>

- ・都市計画道路奈良加茂線整備促進
- ・都市計画道路加茂駅前線街路整備促進
- ・都市計画道路船屋京内線・船屋北線整備

(イ) 木津方面への連携軸の強化

中心都市拠点と加茂地域を結ぶ道路ネットワークを強化するため、路線の整備を図ります。

<主な取り組み>

- ・主要地方道天理加茂木津線改良整備（バイパス化）促進
- ・加茂地域と城山台地区を結ぶ新たな骨格道路の整備検討

(ウ) バス交通の利便性向上

JR加茂駅を結ぶバス交通について、市民に身近な公共交通機関として運行の確保と利便性の向上を促進します。

<主な取り組み>

- ・路線バスの確保及びコミュニティバス等の運行の維持と利便性の向上
- ・路線バス、コミュニティバスのJR加茂駅との接続に配慮したダイヤ等の見直し

③ 都市・自然環境及び歴史的資源の方針

(ア) 自然環境、歴史的・文化的遺産の保全活用

対象	当尾エリア、瓶原エリア
----	-------------

歴史的・文化的遺産が数多く分布する当尾エリア、瓶原エリアへの観光レクリエーションルートの整備を進めます。

<主な取り組み>

- ・観光案内標識、歩道の整備・充実
- ・JR加茂駅周辺での観光案内の実施
- ・当尾の郷会館、公民館等の有効活用の検討
- ・当尾エリアにおける風致地区指定の検討

(イ) 市街化区域内農地の活用・保全（未利用地の解消）

市街化区域の農地については、適切な開発誘導によりスプロール開発を抑制し、計画的な土地利用を図ります。

また、一部の農地については、将来の公園、緑地などのオープンスペースとして位置付けるとともに、生産緑地制度の活用により農地としての保全を図ります。

(ウ) 公園・緑地の整備・維持管理

市民の憩いの場などの役割を持つ公園・緑地については、計画的な整備・維持管理を進めます。公園・緑地の役割を持つ社寺林等についても所有者の協力を得ながら維持管理を促進します。整備・維持管理にあたっては、防災性の向上やバリアフリー化など利用者のニーズに対応した施設の充実を図ります。また、公園照明灯のLED化など、省エネ・環境配慮型の設備更新もあわせて進めます。



[須田公園]

さらに、維持管理にあたり、市民自主管理活動による市民参画や、官民連携による柔軟な維持管理を進めていきます。

<主な取り組み>

- 都市公園施設の長寿命化対策の推進
- 都市公園の適切な維持管理と機能向上
- 社寺林等の保全促進
- 市民自主管理活動をはじめとする官民連携による柔軟な維持管理の推進

(エ) 公共用水域の水質保全

公共用水域の水質保全を図るため、社会情勢の変化等を踏まえ、公共下水道及び浄化槽の効率的・効果的な整備手法を検討し、水洗化未整備区域の解消を図ります。

<主な取り組み>

- 「京都府水環境構想2022」に基づく水洗化未整備区域の解消

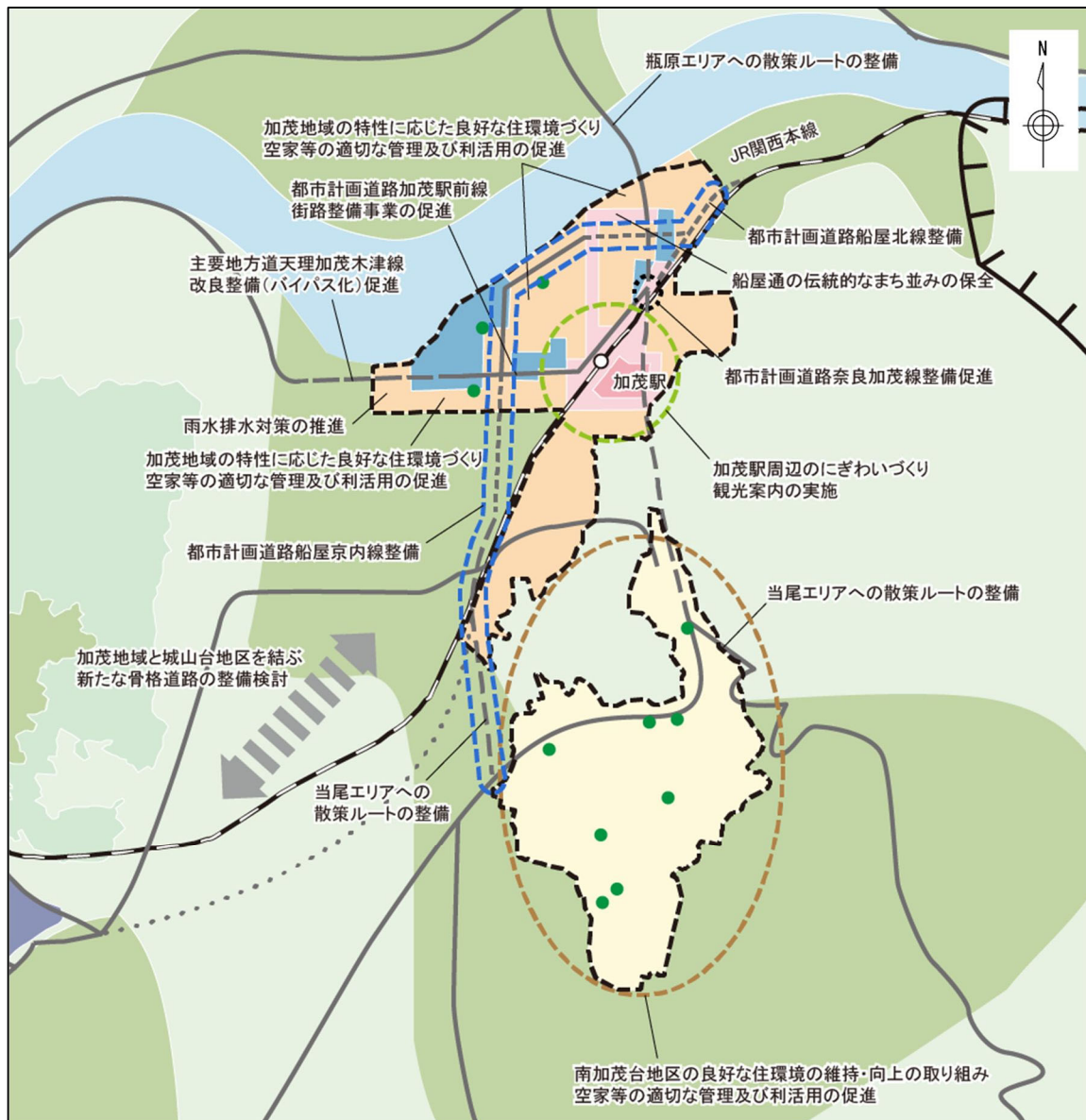
(オ) 河川・治水対策

河川・治水対策については、低地部の内水排除を行うため、河川の雨水排水施設の改修や定期的な^{しゅんせつ}浚渫、樋門の改修・整備を行うなど河川・治水対策を進めます。

<主な取り組み>

- ・準用河川を中心とした主要河川における除草、^{しゅんせつ}浚渫、修繕の実施
- ・河川管理施設の計画的な更新、もしくは老朽化対策の推進

既成市街地（加茂地域）



凡例

対象地域【既成市街地(加茂地域)】	
都市計画公園	
住居系	<ul style="list-style-type: none"> 都市型住居地区 近郊都市型住居地区 広域対応型地区 地域対応型地区
商業・業務系	<ul style="list-style-type: none"> 沿道サービス型地区 中心都市拠点地区 文化・学術研究地区 産業地区
自然系	<ul style="list-style-type: none"> 田園共生地区 自然保全地区 学研里地里山共生地区
市街化検討ゾーン	

(4) 既成市街地（山城地域）

1) 地域の概況

- ・旧山城町の木津川右岸に位置する市街地部分で、JR沿いの市街地やJR棚倉駅、JR上狛駅周辺の主に住宅地からなる市街地により構成されています。
- ・JR棚倉駅西側は、棚倉駅西特定土地区画整理事業が完了し、戸建て住宅による住宅地が形成されています。
- ・JR上狛駅周辺には、山城支所や事業所などの都市的施設が立地しており、また上狛環濠集落や上狛茶問屋街といったかつてのまちの営みを今に伝える伝統的なまち並みが残されています。

2) 地域の目指すべき方向性

○豊かな田園環境と調和した都市拠点・地域拠点の形成

市街地を取り囲む豊かな田園環境との調和に配慮した都市拠点、地域拠点の形成を目指します。

○環境と調和した良好な居住地の形成

周囲の豊かな自然環境との調和に配慮しながら、安全で快適な良好な住宅地の形成を目指します。

○防災機能の充実

木津川の河川氾濫などの災害への備えとして、防災上重要な役割を果たす防災道路や防災拠点の整備を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

○立地特性を活かした産業地区の形成と都市的土地利用の推進

国道24号沿道については、工場や沿道サービス機能等の立地誘導による産業地区の形成を図ります。

国道24号城陽井手木津川バイパスの整備及び主要地方道枚方山城線の同バイパスまでの延伸構想にあわせて、JR棚倉駅東側の都市的土地利用の検討を行います。

3) 都市計画の方針

① 土地利用及び市街地・集落形成の方針

(ア) JR棚倉駅周辺における都市拠点の形成

対象	JR棚倉駅周辺地域
----	-----------

JR棚倉駅東側については、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備及び主要地方道枚方山城線の同バイパスまでの延伸構想にあわせて、商業機能、居住機能の配置などによる都市的土地利用の検討を行います。また、特定土地区画整理事業が完了したJR棚倉駅周辺の既存市街地については、田園環境と調和したまち並み形成など山城地域の中心部としてふさわしい市街地景観の保全に努めます。

<主な取り組み>

- ・JR棚倉駅東側の都市的土地利用の検討
- ・駅周辺における住宅、商業機能の配置
- ・街路樹等による駅前広場や幹線道路沿道の景観を保全
- ・駅周辺の狭隘道路の解消
- ・地区計画に基づくにぎわいある市街地の形成



[都市計画道路棚倉駅西口通線]

(イ) JR上粕駅周辺における地域拠点の形成

対象	JR上粕駅周辺地域
----	-----------

JR上粕駅周辺については、交通結節点であることから、地域住民の日常生活に必要な商業機能、居住機能のほか業務機能の維持・充実などによる都市的土地利用の推進を図ります。

<主な取り組み>

- ・JR上粕駅周辺における住宅、商業機能の配置

(ウ) 山城地域の特性に応じた田園環境と調和した良好な住環境の維持

対象	綺田エリア、平尾エリア、高麗エリア、上粕エリアの市街化区域
----	-------------------------------

田園環境と調和した安全で住みよい住環境の形成に向けて、生活道路の整備や狭隘道路の拡幅、水害対策など防災面に配慮した環境整備を進めます。地区計画や建築協定等の制度の活用により、地区の特性を活かしつつ、周辺環境と調和した良好な住環境の形成を図ります。

＜主な取り組み＞

- ・生活道路の整備と狭隘道路の拡幅
- ・河川堤防の強化など水害対策の推進
- ・西澱樋門改修など水害対策の推進
- ・上粕川、西ノ口川の改修などによる上粕南部地区の雨水排水対策の推進
- ・良好な住環境形成を図るための地区計画・建築協定等の推進
- ・空家等の適切な管理及び利活用の促進

(エ) 産業地区の形成

対象	国道24号沿道エリア
----	------------

準工業地域に指定されている国道24号沿道については、産業地区として位置付け、上下水道や雨水排水施設の整備などを進め、工場や沿道サービス機能の立地誘導を図ります。

＜主な取り組み＞

- ・上下水道や雨水排水施設の整備推進

(オ) 国道24号城陽井手木津川バイパスの整備にあわせた地域活性化の推進

対象	棚倉駅周辺地域、上粕エリア
----	---------------

国道24号城陽井手木津川バイパスの整備の機会を活用し、沿道の活性化を図るため、主要地方道枚方山城線の同バイパスまでの延伸構想にあわせたJR棚倉駅東側の都市的土地利用の検討を行います。

また、国道163号との結節点において、にぎわい拠点の整備を検討します。

＜主な取り組み＞

- ・JR棚倉駅東側の都市的土地利用の検討
- ・国道163号との結節点でのにぎわい拠点の整備の検討

② 交通施設の方針

(ア) 幹線道路等の整備

主要幹線道路である国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備を促進し、地域内外の道路ネットワークの強化を図ります。

＜主な取り組み＞

- ・国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備の促進

- ・主要地方道枚方山城線の延伸促進
- ・主要地方道上狛城陽線整備促進
- ・都市計画道路野田川線整備推進
- ・市道山229号やすらぎ回廊線の整備推進

(イ) 鉄道・バス交通の利便性向上

鉄道施設の改築やバリアフリー化、アクセス改善を促進します。中心都市拠点であるJR木津駅へアクセスするバス交通について、市民に身近な公共交通機関として利便性の向上を促進します。

<主な取り組み>

- ・JR棚倉駅、JR上狛駅のバリアフリー化など改修要望
- ・コミュニティバスの運行の維持と利便性の向上
- ・コミュニティバスのJR棚倉駅での接続に配慮したダイヤ等の見直し

③ 都市・自然環境及び歴史的資源の方針

(ア) 歴史的・文化的遺産等の保全・活用

対象	史跡椿井大塚山古墳・史跡高麗寺跡、上狛環濠集落、上狛茶問屋街
----	--------------------------------

史跡椿井大塚山古墳・史跡高麗寺跡などの歴史的・文化的遺産の保全を図るとともに、それらを活かした周辺環境整備を進めます。JR上狛駅周辺に残る上狛環濠集落、上狛茶問屋街のまち並みについて、地域住民とともに伝統的なまち並み景観としての保全を検討します。

<主な取り組み>

- ・史跡椿井大塚山古墳保存活用計画の作成、史跡高麗寺跡第2次整備の検討
- ・上狛環濠集落、上狛茶問屋街の伝統的なまち並みの保全・活用を検討



[上狛環濠集落]

(イ) 市街化区域内農地の活用・保全（未利用地の解消）

市街化区域の農地については、適切な開発誘導によりスプロール開発を抑制し、計画的な土地利用を図ります。

また、一部の農地については、将来の公園、緑地といったオープンスペースとして位置付け、生産緑地制度の活用により農地としての保全を図ります。

(ウ) 公園・緑地の整備・維持管理

市民の憩いの場などの役割を持つ公園・緑地については、計画的な整備・維持管理を進めます。公園・緑地の役割を持つ社寺林等についても所有者の協力を得ながら維持管理を促進します。整備・維持管理にあたっては、防災性の向上やバリアフリー化など利用者のニーズに対応した施設の充実を図ります。また、公園照明灯のLED化など、省エネ・環境配慮型の設備更新もあわせて進めます。

国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備の促進に伴い、「不動川公園広域防災拠点整備基本構想」に基づき、不動川公園の広域的防災拠点としての整備を検討します。

また、維持管理にあたり、市民自主管理活動による市民参画や、官民連携による柔軟な維持管理を進めていきます。

<主な取り組み>

- ・都市公園施設の長寿命化対策の推進
- ・都市公園の適切な維持管理と機能向上
- ・社寺林等の保全促進
- ・「不動川公園広域防災拠点整備基本構想」に基づき不動川公園を広域的防災拠点として整備検討
- ・田護池周辺での憩いの場の整備検討
- ・市民自主管理活動をはじめとする官民連携による柔軟な維持管理の推進

(エ) 公共用水域の水質保全

公共用水域の水質保全を図るため、社会情勢の変化等を踏まえ、公共下水道及び浄化槽の効率的・効果的な整備手法を検討し、水洗化未整備区域の解消を図ります。

<主な取り組み>

- ・「京都府水環境構想2022」に基づく水洗化未整備区域の解消

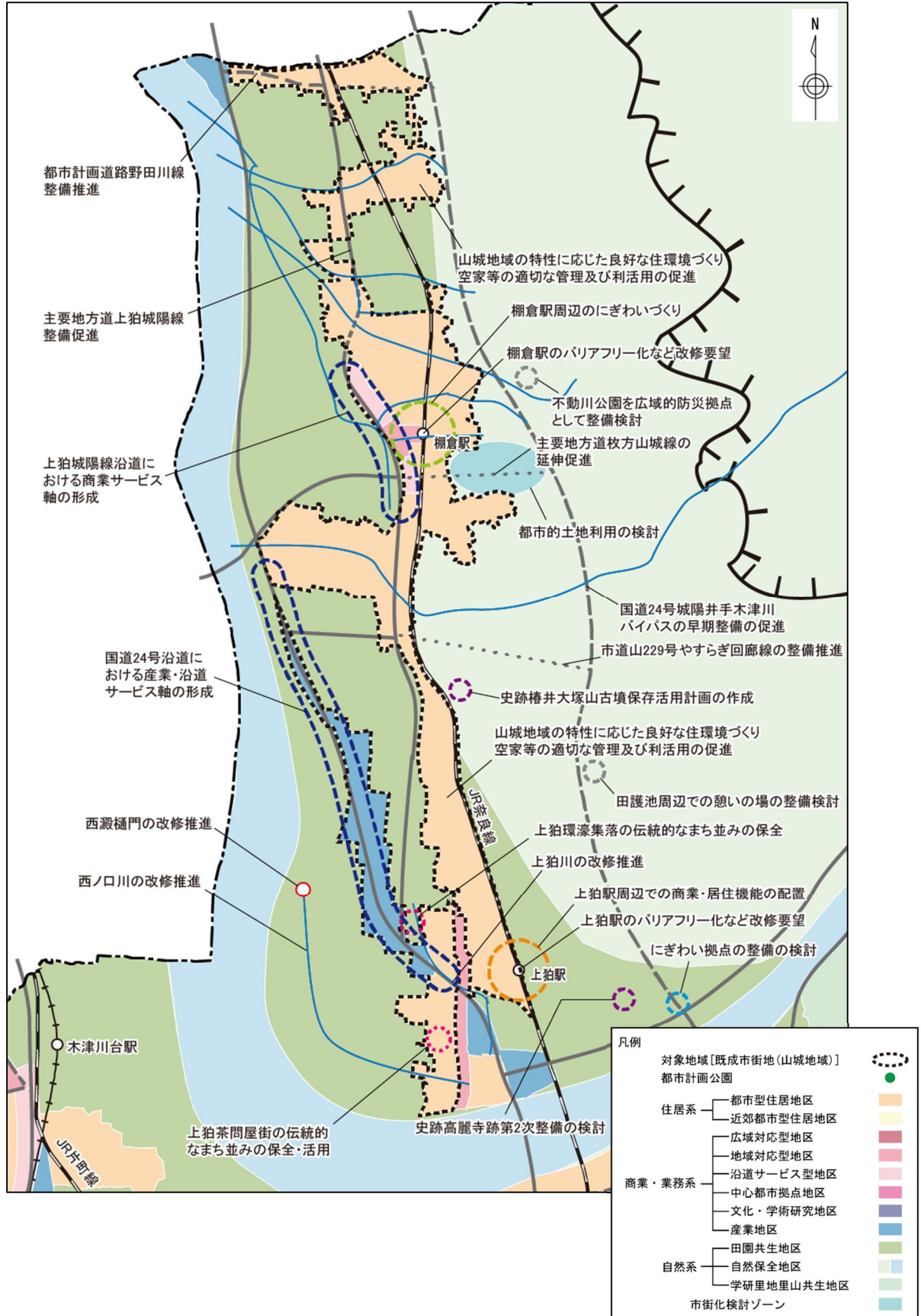
(オ) 河川・治水対策

河川・治水対策については、低地部の内水排除を行うため、河川の雨水排水施設の改修や定期的な^{しゅんせつ}浚渫、樋門の改修・整備を行うなど河川・治水対策を進めます。

<主な取り組み>

- ・準用河川を中心とした主要河川における除草、^{しゅんせつ}浚渫、修繕の実施
- ・河川管理施設の計画的な更新、もしくは老朽化対策の推進

既成市街地（山城地域）



(5) 関西文化学術研究都市（兜台、相楽台、木津川台）

1) 地域の概況

- ・昭和50（1975）年代より丘陵部で開発が始められた関西文化学術研究都市で、住宅、研究施設、商業施設等が立地する市街地により構成されています。
- ・兜台、相楽台は、精華町・奈良市にもまたがる626haの平城・相楽地区の一部で、住宅や大規模商業施設のほかハイタッチリサーチパークなどの文化学術研究施設等が整備されています。
- ・木津川台は、関西文化学術研究都市の中心地区に位置付けられている精華町にもまたがる506haの精華・西木津地区の一部で、住宅や商業施設のほか文化学術研究施設として公益財団法人国際高等研究所、公益財団法人地球環境産業技術研究機構、オムロン株式会社京阪奈イノベーションセンタなど様々な分野における先導的な文化学術研究施設が立地しています。

2) 地域の目指すべき方向性

○成熟した関西文化学術研究都市の良好な住宅地、文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンの形成

豊かな自然と調和したゆとりのあるまちを守り、育てながら、まちの成熟を目指します。

3) 都市計画の方針

① 土地利用と市街地・集落形成の方針

(ア) 文化学術研究施設の機能を活かす地区の形成

対象	兜台、相楽台、木津川台の文化学術研究地区
----	----------------------

「学研都市建設計画」を踏まえ、周辺の住宅地との調和を図りつつ、特色ある文化学術研究施設が立地する地区の形成を図ります。

<主な取り組み>

- ・関西文化学術研究都市での実証実験の実施及び参加

(イ) 近鉄山田川駅周辺での地域拠点の形成

対象	近鉄山田川駅周辺
----	----------

近鉄山田川駅周辺については、交通結節点であることから、地域住民の日常生活に必要な商業機能、居住機能の維持・充実などによる都市的土地利用の推進を図ります。

(ウ) 商業拠点における商業機能の充実

対象	近鉄高の原駅周辺
----	----------

「学研都市建設計画」を踏まえ、センターゾーンとして位置付けられる近鉄高の原駅周辺について、市民の買物等の利便に供する商業・業務機能、都市的サービス機能の維持に努めます。

また、建築物の用途・高さについて、周辺の住環境に配慮しつつ、関西文化学術研究都市にふさわしいセンターゾーンの形成を図ります。

(エ) 良好な住環境の維持

対象	兜台、相楽台、木津川台の全住宅地
----	------------------

兜台、相楽台、木津川台については、道路網や公園等の都市基盤の整備は完了しており、今後は、住環境形成に関する維持・管理を進め、良好な住宅地として成熟を図っていきます。

<主な取り組み>

- ・良好な住環境形成を図るための地区計画・建築協定等の推進



[木津川台]

② 交通施設の方針

バス交通等の利便性向上

近鉄高の原駅や近鉄山田川駅等を中心としたバス交通について、市民に身近な公共交通機関として利便性の向上を促進します。また、近鉄木津川台駅は、関西文化学術研究都市「精華・西木津地区」の一部である木津川台地区の玄関口のみならず、木津川市の西の玄関口でもあることから、木津川台地区及び周辺地域から、だれもが安心・安全にアクセスできるよう道路整備を推進し、駅前広場の整備に向けた方針を検討します。



[近鉄木津川台駅アクセス道路
(イメージパース)]

※写真はイメージパースであり、完成後とは異なる場合があります。

<主な取り組み>

- ・路線バスの確保及びコミュニティバス等の運行の維持と利便性の向上
- ・路線バス、コミュニティバスの近鉄山田川駅、近鉄高の原駅での接続に配慮したダイヤ等の見直し
- ・近鉄木津川台駅アクセス道路の整備推進及び駅前広場の整備に向けた方針の検討
- ・都市計画道路山手幹線の早期開通促進
- ・関西文化学術研究都市での実証実験の実施及び参加

③ 都市・自然環境及び歴史的資源の方針

公園・緑地の維持管理

公園・緑地の維持管理にあたっては、防災性の向上やバリアフリー化など利用者のニーズに対応した施設の充実を図ります。また、維持管理にあたり、市民自主管理活動による市民参画や、官民連携による柔軟な維持管理を進めていきます。

<主な取り組み>

- ・都市公園施設の長寿命化対策の推進
- ・都市公園の適切な維持管理と機能向上
- ・アダプトプログラムの活用による住民参加型維持管理の実施
- ・市民自主管理活動をはじめとする官民連携による柔軟な維持管理の推進

④ 都市景観の方針

周辺環境と調和した質の高い景観形成

対象	兜台、相楽台、木津川台
----	-------------

文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンについては、学研景観計画に基づき、質の高い景観形成が図られています。建築物等は周辺環境との調和に配慮しつつ、優れた建築デザインやシンボリックな道路と一体となった親しみやすい都市的景観の形成を図ります。住宅地については、現状の閑静で緑豊かなうるおいのある住宅地景観の維持・保全を図ります。

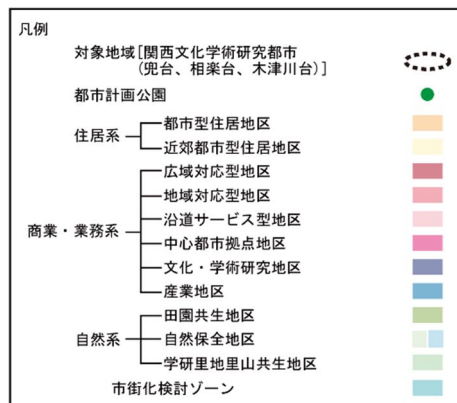
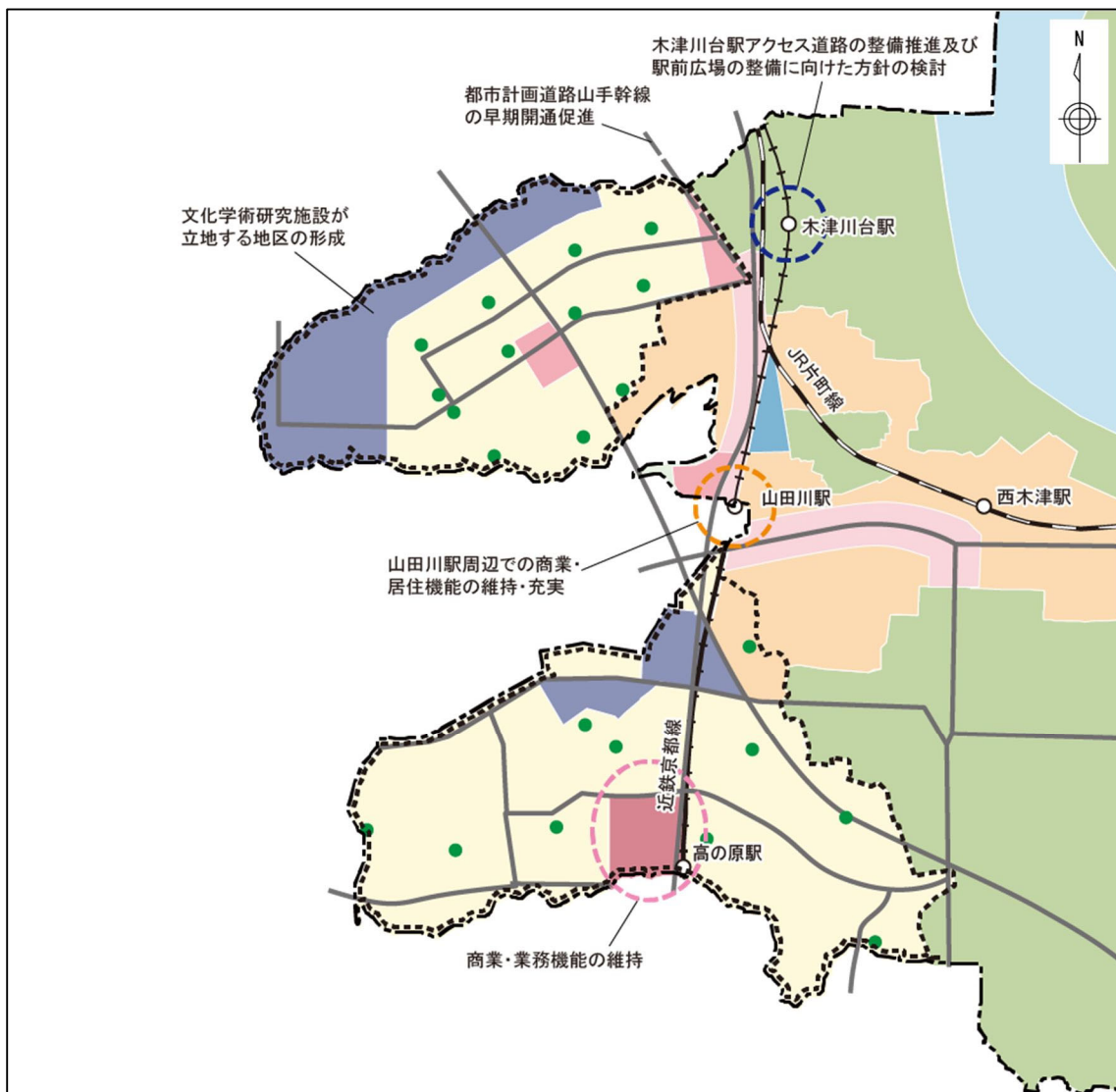


[公益財団法人国際高等研究所]

<主な取り組み>

- 学研景観計画等に基づく景観形成
- 良好なまち並み景観を維持、保全するための地区計画、建築協定等の推進（木津川台）及び検討（兜台、相楽台）
- 沿道緑化、敷地内緑化の推進

関西文化学術研究都市（兜台、相楽台、木津川台）



(6) 関西文化学術研究都市（州見台、梅美台、城山台）

1) 地域の概況

- 州見台及び梅美台は、284ha、計画人口1.9万人の平成9（1997）年にまち開きがなされた比較的新しい関西文化学術研究都市の一部で、住宅、研究施設、商業施設等が立地する市街地により構成されています。平成20（2008）年度末には、特定土地区画整理事業の換地処分が完了しており、住宅や研究施設等の立地が進展している地区です。
- 城山台は、JR木津駅東側市街化調整区域の東側に位置する246ha、計画人口1.1万人の地区で、平成27（2015）年1月末に、特定土地区画整理事業の換地処分が完了しており、住宅や研究施設、商業施設等の立地が進展している地区です。

2) 地域の目指すべき方向性

○新たな時代の関西文化学術研究都市にふさわしい良好な住環境、商業地区、文化学術研究ゾーンの形成

周囲の豊かな自然との調和に配慮しつつ、新たな時代にふさわしい安全で快適な都市の形成を目指します。

3) 都市計画の方針

① 土地利用と市街地・集落形成の方針

(ア) 計画的な土地利用

対象	州見台、梅美台、城山台
----	-------------

「学研都市建設計画」の土地利用の方針に基づき、計画的な土地利用を進めます。

また、白口地区にある消防庁舎は昭和49年の建設から50年余りが経過し老朽化が進んでいること、一級河川木津川の浸水想定区域内に位置し、災害リスクがあること等から常備消防について、令和7（2025）年度には、



[相楽中部消防組合消防本部]

相楽中部消防組合消防本部が城山台九丁目に移転しました。新庁舎では、大規模災害への対応に備え、地域住民との防災訓練の実施や消防職員の訓練の実施、関係機関との連携強化等、将来を見据えた総合的な消防力の向上を図ります。

(イ) 文化学術研究施設の立地促進

対象	州見台、梅美台、城山台の文化学術研究地区
----	----------------------

主として自然科学系の創造的な基礎研究、応用研究、先進的な技術開発を行う施設、文化・学術研究における交流研修等の活動を推進するための機能を備えた研究施設等の立地を促進します。また、城山台の文化学術研究ゾーンには、京都大学大学院農学研究科附属農場が開設しており、それらの機能や波及効果を活かした周辺のまちづくりを進めます。

<主な取り組み>

- ・文化学術研究施設、研究開発型産業施設等の立地促進
- ・京都大学大学院農学研究科附属農場などの機能や波及効果を活かしたまちづくりの推進

(ウ) 梅美台の近隣商業地域における地域拠点の形成

対象	梅美台の近隣商業地域
----	------------

梅美台の近隣商業地域については、地域住民の日常生活に必要なサービスを提供する商業機能の配置などによる都市的土地利用の推進を図ります。

(エ) 商業拠点等における商業機能等の形成

対象	州見台のセンターゾーン、城山台のセンターゾーン
----	-------------------------

「学研都市建設計画」を踏まえ、州見台のセンターゾーンを商業拠点として位置付け、商業・業務機能の維持に努めます。

また、城山台のセンターゾーンについては中心都市拠点の一部として位置付け、都市的都市施設等の集積を図り、にぎわいのある地区の形成を図ります。

(オ) 良好な住環境の形成

対象	州見台、梅美台、城山台の全住宅地
----	------------------

州見台、梅美台については、道路網や公園等の都市基盤の整備は完了しており、今後は、住環境形成に関する維持・管理を進め、良好な住宅地として成熟を図っていきます。城山台については、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、関西文化学術研究都市にふさわしい新しいライフスタイルを発信する住宅地の形成を進めます。



[梅美台]

<主な取り組み>

- ・良好な住環境形成を図るための地区計画・建築協定等の推進

② 交通施設の方針

(ア) 幹線道路等の整備

広域幹線道路として国道163号及び都市計画道路東中央線等が開通しており、今後は、国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備を促進し、地区内外の連携強化によるまちづくりの支援、通過交通の分散等を図ります。また、加茂地域方面へのアクセス強化に向けた新たな連携軸の整備も検討します。

<主な取り組み>

- ・国道24号城陽井手木津川バイパスの早期整備の促進
- ・加茂方面への連携軸の強化
- ・都市計画道路下梅谷鹿背山線の整備推進

(イ) バス交通等の利便性向上

JR木津駅等を中心としたバス交通について、市民に身近な公共交通機関として利便性の向上を促進します。

<主な取り組み>

- ・路線バスの確保及びコミュニティバス等の運行の維持と利便性の向上
- ・路線バス、コミュニティバスのJR木津駅、近鉄高の原駅での接続に配慮したダイヤ等の見直し
- ・関西文化学術研究都市での実証実験の実施及び参加

③ 都市・自然環境及び歴史的資源の方針

公園・緑地の維持管理

地区内の公園・緑地の適切な維持管理を進め、防災性の向上やバリアフリー化など利用者のニーズに対応した施設の充実を図るとともに、維持管理にあたり、市民自主管理活動による市民参画や、官民連携による柔軟な維持管理を進めていきます。

また、歴史的資源を活かした特色ある公園については、資源の保全と活用に取り組みます。

<主な取り組み>

- ・都市公園施設の長寿命化対策の推進
- ・都市公園の適切な維持管理と機能向上
- ・史跡神雄寺跡、史跡奈良山瓦窯跡、大仏鉄道跡など歴史的資源の保全と活用
- ・アダプトプログラムの活用による住民参加型維持管理の実施
- ・市民自主管理活動をはじめとする官民連携による柔軟な維持管理の推進

④ 都市景観の方針

周辺環境と調和した質の高い景観形成

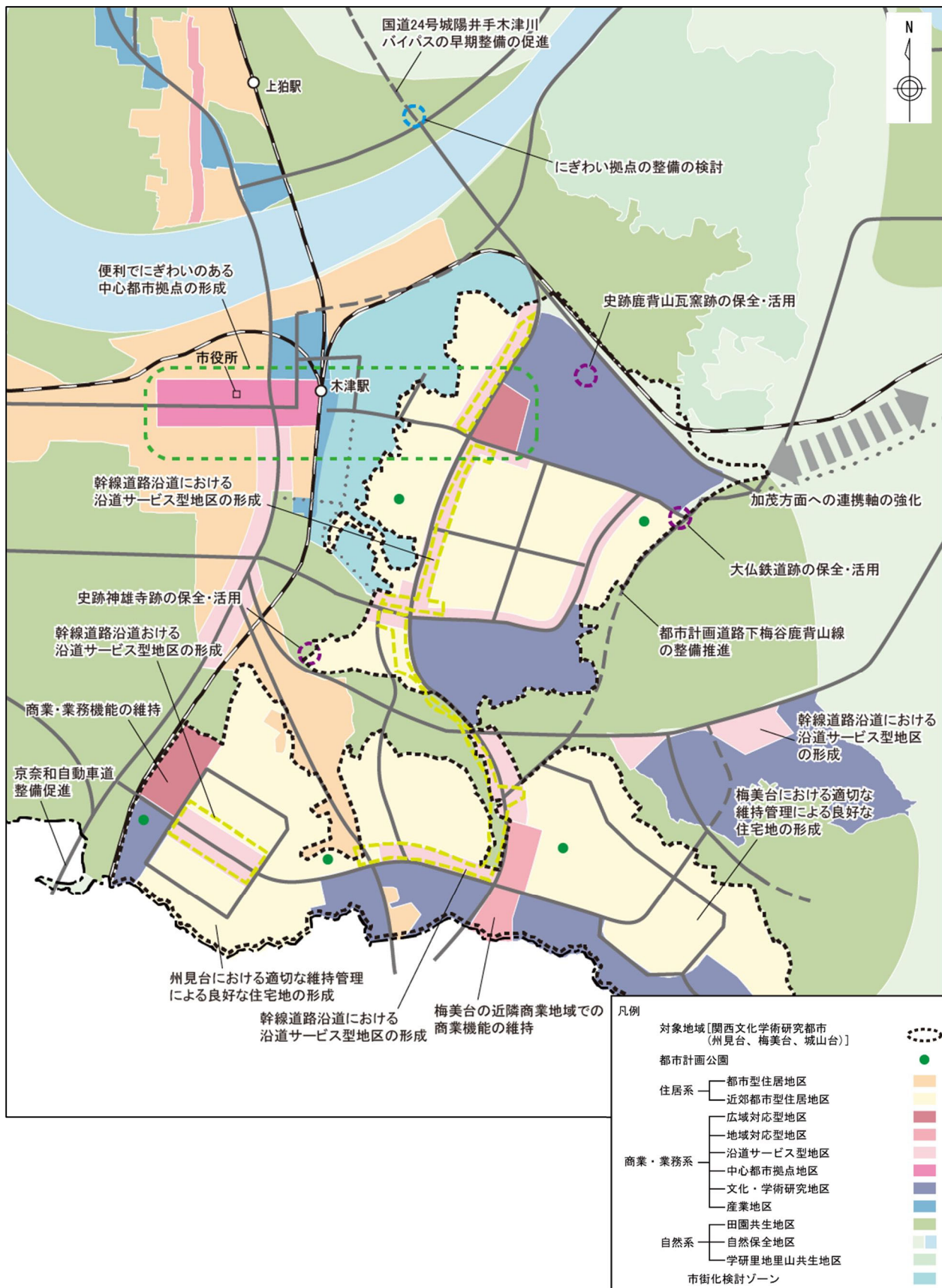
対象	州見台、梅美台、城山台の全地域
----	-----------------

文化学術研究ゾーン及びセンターゾーンについては、学研景観計画に基づき、質の高い景観形成を図り、建築物等は周辺環境との調和に配慮しつつ、優れた建築デザインやシンボリックな道路と一体となった親しみやすい都市的景観の形成を図ります。住宅地については、周辺の自然環境との調和やまち並みの連続性に配慮しながら、地区計画により閑静で緑豊かなうるおいのある景観形成を図ります。また、周辺部においては、鹿背山などの周辺の自然環境との連続性に配慮し、極力緑地の保全・再生を図るとともに、敷地内に新たな植栽を設け緑量の確保を図ります。

<主な取り組み>

- ・学研景観計画に基づく景観形成
- ・地区計画による良好なまち並み景観を維持、創造
- ・沿道緑化、敷地内緑化の推進
- ・東中央線沿道におけるシンボリック性のある建築デザインによる良好なまち並み景観の形成

関西文化学術研究都市（州見台、梅美台、城山台）



(7) 関西文化学術研究都市（木津東地区）

1) 地域の概況

- 木津東地区は、梅美台の北東側に位置する約55haの地区で、主に山林と農地により構成されています。
- 関西文化学術研究都市の「木津地区」に含まれますが、平成15（2003）年度に当時の都市基盤整備公団（（現）独立行政法人都市再生機構）による土地区画整理事業の中止が決定されたため、令和3（2021）年度に組合施行による土地区画整理事業の実現に向けて準備組合が組成し、早期の組合組成・事業化を目指しています。
- これを受けて、将来の土地利用について検討が進められる中で、「総合計画」において、主として、文化学術研究施設や研究開発型産業施設などの集積を図る区域（文化学術研究ゾーン）などとするとともに、良好な環境の創出を誘導するエリアとしての土地利用を検討することが位置付けられています。
- 権利者の意向を踏まえながら、ロボット関連を中心に、先導的な文化学術研究施設、研究開発型産業施設等からなる研究開発、先端産業の拠点としての整備を推進するとともに、これらと調和・融合を図りながら、住宅・サービス施設・生活利便施設等の複合機能を備えた沿道形成を推進します。

2) 地域の目指すべき方向性

○関西文化学術研究都市の発展

木津東地区の土地利用等を踏まえ、関西文化学術研究都市の発展に寄与する市街地整備の実現を目指します。

○権利者の意向に沿った土地利用の推進

権利者の意向を踏まえながら土地利用を検討し、主として、文化学術研究施設や研究開発型産業施設などの集積を図る区域（文化学術研究ゾーン）などとするとともに、良好な環境の創出を誘導するエリアとしての土地利用を検討します。

3) 都市計画の方針

土地利用の方針

周囲の田園環境に配慮した都市的土地利用の推進

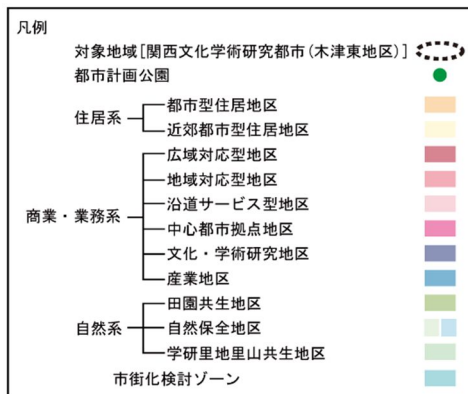
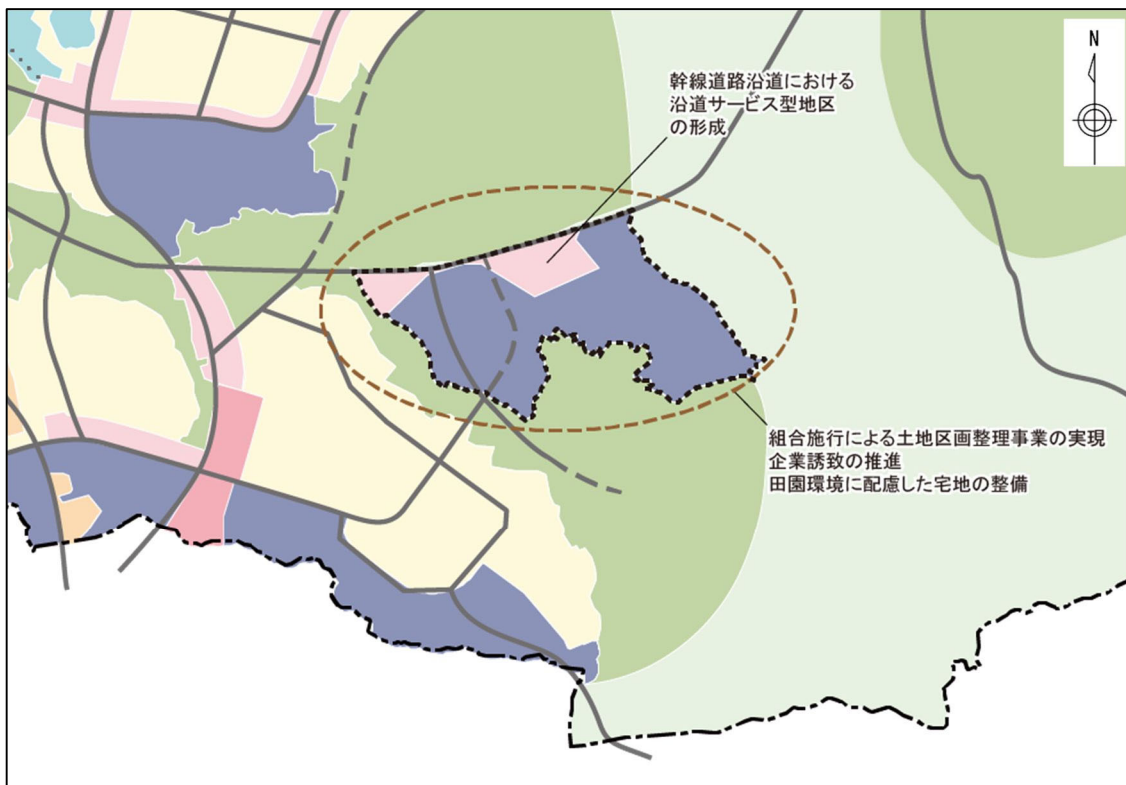
対象	木津東地区の全地域
----	-----------

今後の開発の可能性を見込み、民間事業者の計画提案・事業化への意欲を引き出しつつ、権利者の意向を踏まえながら、産業用地・住宅地・農地として良好な環境の創出や、都市と田園の共生を図り、関西文化学術研究都市の発展に寄与する市街地整備の実現を進めます。また、城山台等の立地施設と連携した文化学術研究ゾーンの形成を図ります。

<主な取り組み>

- ・組合施行による土地区画整理事業の実現
- ・木津東地区における企業誘致の推進
- ・田園環境に配慮した宅地の整備

関西文化学術研究都市（木津東地区）



(8) 関西文化学術研究都市（木津北地区）

1) 地域の概況

- 木津北地区は、城山台の北側に位置する約152haの地区で、主に山林と農地により構成されています。北部の地盤は固い花崗岩で、急峻な地形を有しています。
- 関西文化学術研究都市の「木津地区」に含まれますが、平成15（2003）年度に当時の都市基盤整備公団（（現）独立行政法人都市再生機構）による土地区画整理事業の中止が決定されました。
- これを受けて、将来の土地利用について検討が進められる中で、木津北地区については、市民や企業などの多様な主体によって、自然環境保全、里地里山の再生・活用、史跡等の保全整備、田園の保全・活用を目指すことが示されました。
- 生態系を有する生物多様性の保全に向け、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」に基づく「生物多様性第2次木津川市地域連携保全活動計画～みもろつく鹿背山再生プラン～」（以下、「生物多様性第2次木津川市地域連携保全活動計画」という。）を策定し、里山保全活動が行われています。
- 平成30（2018）年9月には、ごみ焼却施設“環境の森センター・きづがわ”が本格稼働しており、最新の技術の採用により温室効果ガス排出量削減に寄与しています。
- 令和7（2025）年3月に木津北地区にある「かせやまの森」が、生物多様性の保全に貢献している区域として、環境省より令和6（2024）年度後期「自然共生サイト」に認定され、多種多様な動植物が生息している環境を次世代に伝えるため、持続可能な生物多様性保全の活動を推進しています。

2) 地域の目指すべき方向性

○身近な自然の保全活用と継承

貴重種の生息環境や生物多様性を、教育や産業等の資源として保全・活用し、身近な自然との持続的な共生を図ります。また、農ある暮らしを通じ、多様な主体との連携による農地再生、地産地消や食育を推進します。

○環境負荷を低減する生活環境づくり

未利用・再生可能エネルギーを有効に活用することにより、脱炭素社会の実現に貢献します。

○持続可能な社会のための科学の実践

資源リサイクルの推進、環境調和型の研究開発施設等との連携や資源提供による持続可能な社会のための科学の実践に貢献します。

3) 都市計画の方針

土地利用の方針

木津北地区における自然環境の保全活用と持続可能な社会への取り組み

対象	木津北地区の全地域
----	-----------

シンボル性のある里山環境の維持・再生を図るため地区、活動団体、企業、大学等、NPO、行政の協働により、都市と自然が共生する持続可能な都市の実現に向けた取り組みを実践するまちづくりを目指します。

<主な取り組み>

○環境調和型研究開発ゾーン

- ・里山保全の拠点整備とともに、“環境の森センター・きづがわ”の資源循環や自然環境に関する学習拠点としての活用を目指す
- ・木津北地区における自然環境の保全活用と持続可能な社会への取り組みの検討

○里山の維持再生ゾーン

- ・「生物多様性第2次木津川市地域連携保全活動計画」に基づく木津北地区の里山環境の維持・再生
- ・「生物多様性第2次木津川市地域連携保全活動計画」に掲げている「かせやまの森」の目標達成に賛同する企業等からの助成金支援に向けた広報活動の推進

- 多様な主体の参画による里山の維持再生（竹林・樹木等の管理、管理等に必要な通路等の整備、水源涵養林整備、地すべりや荒廃防止等）、地域の特性や特産品（鹿背山柿等）の活用・連携
- 企業の社会的責任（CSR）活動の推進
- 環境調和型研究開発施設における研究開発の資源として里山の維持再生活動に伴う副産物（竹等）の提供などによる相互連携
- 多様な主体の連携による貴重種の保全（生物多様性の保全）
- 鹿背山城跡の保全と活用
- 自然資源等の循環的活用、固有の農産物を活用した農業振興等に係る企業や大学（京都大学等）の実証実験・社会実験・研究等のフィールドとしての活用
- 持続的な農業に向けた取り組み
- 観光農園、里山レストラン、市民農園等との連携

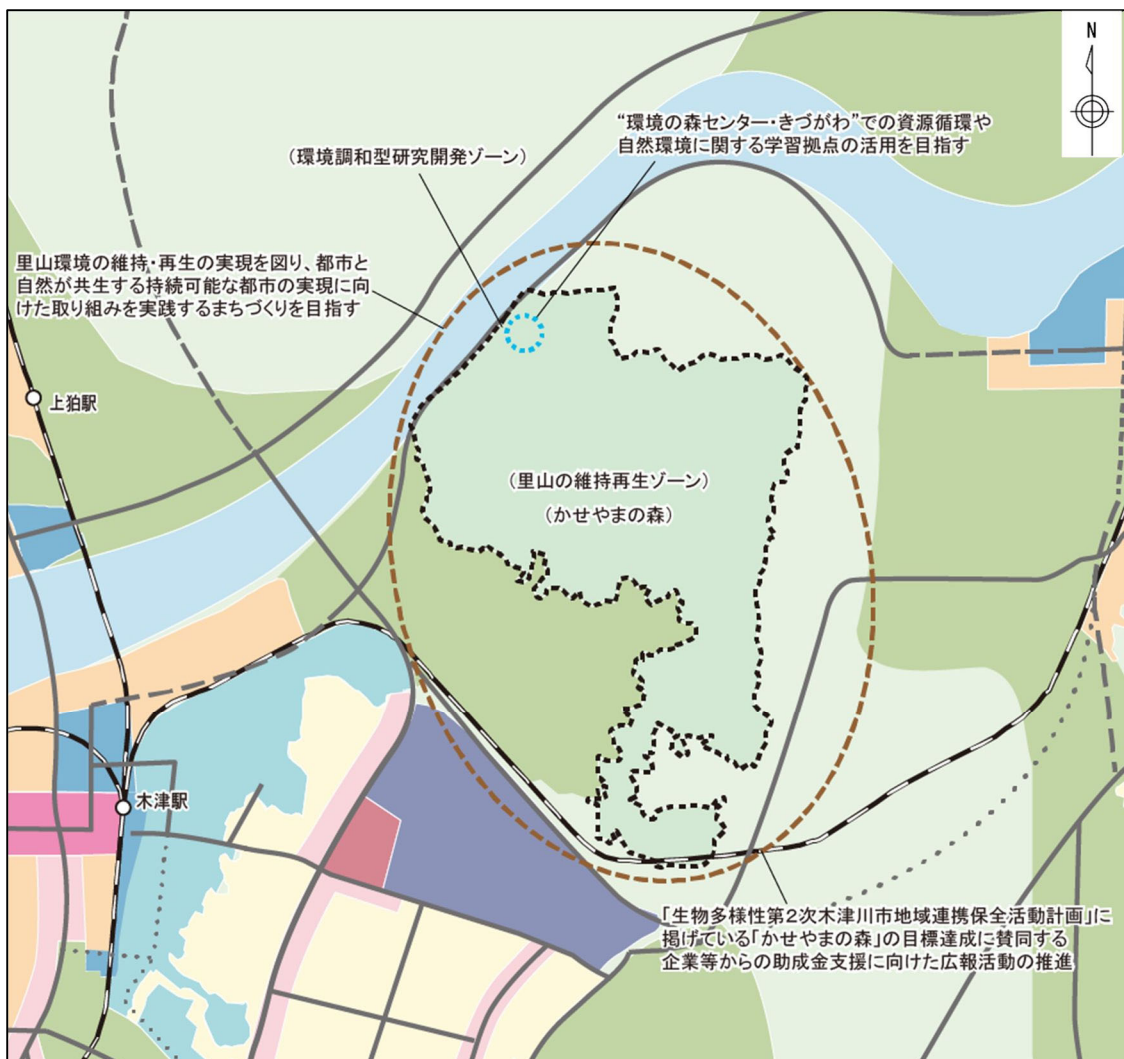


[環境の森センター・きづがわ]



[かせやまの森（里山風景）]

関西文化学術研究都市（木津北地区）



凡例

対象地域[関西文化学術研究都市(木津北地区)]

都市計画公園

住居系	都市型住居地区	●
	近郊都市型住居地区	■
商業・業務系	広域対応型地区	■
	地域対応型地区	■
	沿道サービス型地区	■
	中心都市拠点地区	■
自然系	文化・学術研究地区	■
	産業地区	■
	田園共生地区	■
	自然保全地区	■
	学研里地里山共生地区	■
	市街化検討ゾーン	■

(9) 農山村集落と農地、山林

1) 地域の概況

- 豊かな自然環境と調和した歴史的・文化的遺産が数多く点在している地域と農地、山林で、市街化調整区域または都市計画区域外となっています。
- 市の東から北に向けて木津川が流れているほか、加茂地域の周囲や山城地域の東側には山林が広がるなど自然環境が豊富に存在します。
- 数十軒程度を単位とした集落が山沿い、谷筋沿い等に点在しており、農林業が営まれています。近年では、人口減少、高齢化が進行しています。
- 農業振興地域は、農業基盤が一定整備されている優良農地で生産性の高い農業が営まれています。

2) 地域の目指すべき方向性

○豊かな自然環境の保全・活用

木津川の流れや山林の緑などの豊かな自然環境をかけがえのない市固有の財産として保全・活用します。

○安心して住み続けられる農山村集落の形成

各集落の特性を踏まえ、持続可能な集落の実現に向けた集落基盤の充実などにより、安心して住み続けられる農山村集落の形成を目指します。

○自然や歴史的・文化的遺産を活かした観光の環境づくり

自然と調和した様々な歴史的・文化的遺産を地域固有の財産として捉え、保全していくとともに、観光資源として活用する環境づくりを進めます。

○生産性の高い農業環境づくり

優良農地における農業振興施策により、生産性の高い営農環境を目指します。

3) 都市計画の方針

① 土地利用及び市街地・集落形成の方針

(ア) 安全・快適に住み続けられる集落環境づくり

対象	市街化調整区域、都市計画区域外の集落
----	--------------------

地区の特性に応じて道路などの生活基盤整備を進めます。また、急傾斜地における土砂災害対策や河川の堤防整備など自然災害対策を促進します。

<主な取り組み>

- ・生活道路の整備
- ・急傾斜地対策等の自然災害対策の促進
- ・「京都府水環境構想2022」に基づく合併処理浄化槽への転換の推進

(イ) 持続可能な集落環境づくり

対象	市街化調整区域、都市計画区域外の集落
----	--------------------

市街化調整区域、都市計画区域外については、限界集落を防止するため、中山間地域の自然環境、田園環境の良さを活かしつつ空き家の有効活用等や廃屋対策を進め、持続可能な集落環境づくりを検討します。

また、集落においては、空家等が比較的多く分布することから、適切な管理の促進等の対策を推進します。



[加茂町例幣]

<主な取り組み>

- ・空家等の適切な管理及び利活用の促進
- ・農村地域の魅力発信と地域住民との協働による移住・定住の促進
- ・市街化調整区域における地区計画の検討

② 都市・自然環境及び歴史的資源の方針

(ア) 農業・林業の生産環境づくりと農地を活用した新たな展開

対象	市街化調整区域の農地、林地全域
----	-----------------

農業及び林業にかかる施策により、農作物、木材の生産環境づくりを進めます。米や野菜のほか、茶や柿、筍など地域の特産物の生産を進めるほか、市民農園、体験農

園など農地を活かした新たな展開を図ります。

(イ) 優良農地の保全と農業振興施策の推進

対象	農業振興地域全域
----	----------

木津川市の基幹産業である農業を営む地域として、農業振興地域整備計画に基づく農地を保全するとともに、ほ場、農道、用排水路の整備等の農業振興施策を推進し、農業の生産性を高めます。一部の用排水路については、農業用水と家庭からの排水が混在している状況の解消を図ります。



[木津の農業振興地域]

(ウ) 自然環境、歴史的・文化的遺産の保全と活用

対象	瓶原エリア、当尾エリア、綺田エリア、高麗エリア、上粕エリア
----	-------------------------------

特別史跡恭仁宮跡や史跡椿井大塚山古墳・史跡高麗寺跡などをはじめとする歴史的・文化的遺産や地区内の豊かな自然環境の保全を図るとともに、それらを結ぶルートについて、歩いて楽しめる環境づくりを進めつつ、自然を楽しめるレクリエーション施設等の充実を進めます。公有化を進めている特別史跡恭仁



[特別史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)]

宮跡については、特別史跡指定を機に、環境整備をはじめ、付近の道路整備や周辺地区の整備等を推進し、史跡を活かしたまちづくりについて検討します。また、木津川を水辺の骨格、山林を緑の骨格として保全を図ります。

<主な取り組み>

- ・特別史跡恭仁宮跡の環境整備と活用
- ・史跡椿井大塚山古墳保存活用計画の作成、史跡高麗寺跡第2次整備の検討
- ・案内板や歩道の整備など歩いて楽しめる環境づくり
- ・木津川市古寺巡礼バスの運行による観光客の誘客
- ・自然を活かしたレクリエーション施設の充実
- ・当尾の郷会館CREATION PROJECTの推進
- ・緑の骨格軸としての自然環境の保全

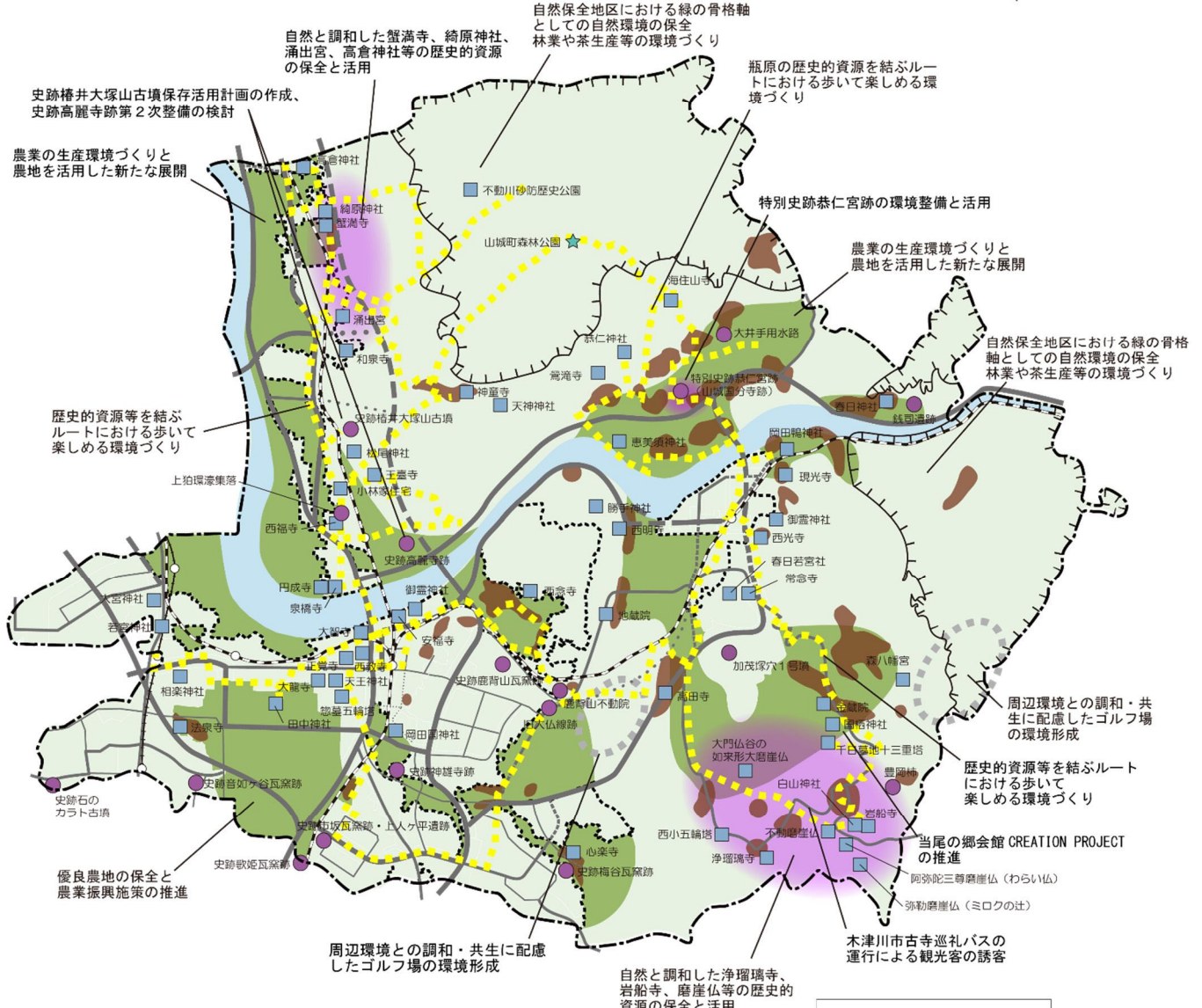
(エ) 河川・治水対策

河川・治水対策については、低地部の内水排除を行うため、河川の雨水排水施設の改修や定期的な^{しゅんせつ}浚渫、樋門の改修・整備を行うなど河川・治水対策を進めます。

<主な取り組み>

- 準用河川を中心とした主要河川における除草、^{しゅんせつ}浚渫、修繕の実施
- 河川管理施設の計画的な更新、もしくは老朽化対策の推進

農山村集落と農地、山林



- 凡例
- 対象エリア
 - 田園共生地区
 - 自然保全地区
 - 観光散策ルート※
 - 文化財（社寺等）
 - 遺跡等
 - ★ レクリエーション施設
 - 集落
 - 自然と調和した歴史的資源の保全と活用



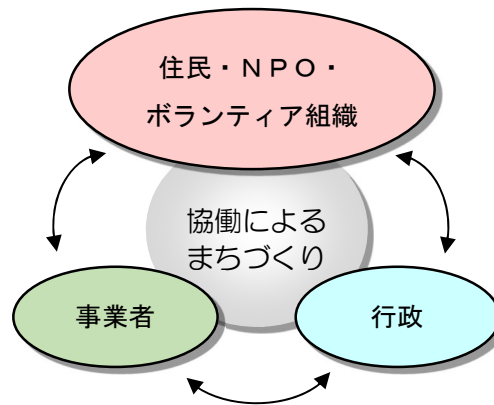
IV 都市計画の推進方策

1. 住民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

ライフスタイルや市民ニーズの多様化などを背景に、NPO活動やボランティア活動等が活発化しており、市民のまちづくりに対する関わり方も多様化しています。

まちづくりの主人公はそこで生活する市民であり、木津川市に住んで良かった、住み続けたいと幸せを実感できるまちとするためには、「自分たちで木津川市を良いまちにしていく」という意識のもと、市民自らが自分たちの住むまちに関する認識を高め、主体的にまちづくりを進めていく必要があります。

市民が主体となり行政はこれらの活動を支援することも含め、「住民」「事業者」「行政」それぞれの適切な役割分担と連携のもとで、「協働によるまちづくり」を進めることを基本とします。



① まちづくりに対する市民の意識啓発

限られた財源や期間の中で、効率的・効果的にまちづくりを進めるためには、住民と行政、事業者による役割分担と連携が不可欠です。

このため、市民によるまちづくり計画の推進や、まちづくりに対する市民参加の必要性を啓発しながら、「自分たちで木津川市を良いまちにしていく」という意識を高めていきます。

② まちづくりに関わる情報の提供

市が抱える問題点や課題を共有するとともに、規制誘導に関わる制度の適用や都市施設等の事業実施の必要性・効果などの理解を促すため、必要な情報の適切な提供に努めます。

また、まちづくりに関わる組織・団体の活動内容や学習会の開催案内など、市民が主体となったまちづくりを支援する視点から有効な情報の提供を進めます。

③ まちづくり活動の担い手づくり

市民と行政が協働してまちづくりに取り組むしくみづくりについて検討します。

また、まちづくりに関するNPOやボランティア組織など、様々なまちづくりに関わる組織の設立を促すとともに、これらの活動のリーダーとなるまちづくりの担い手の育成を進めます。

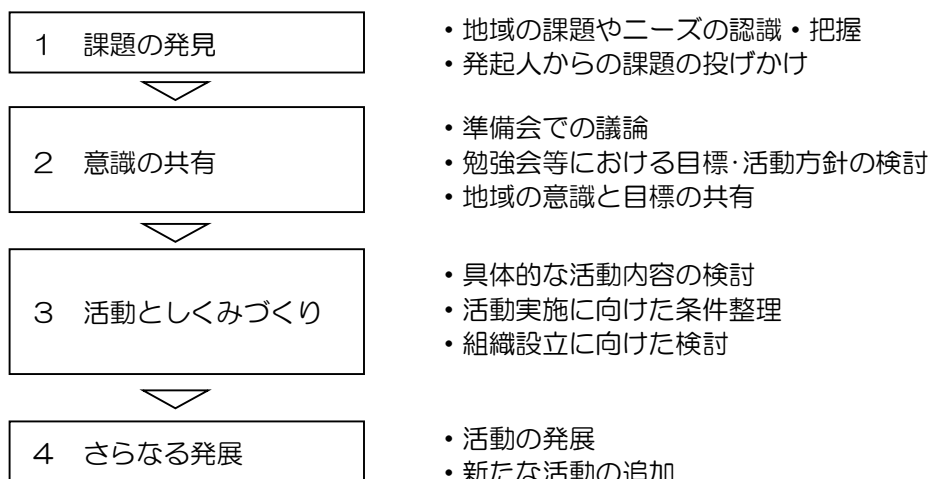
④ エリアマネジメントの推進

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民による主体的な取り組みであるエリアマネジメントを推進します。

<エリアマネジメントの例>

エリア全体の環境に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の将来像・プランの策定・共有化 ・まち並みの規制・誘導
共有物・公共物等の管理に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・共有物等の維持管理 ・公共物（公園等）の維持管理
居住環境や地域の活性化に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯性の維持・向上 ・地域の快適性の維持・向上 ・地域のPR・広報 ・地域経済の活性化 ・空家・空地等の活用促進 ・地球環境問題への配慮
サービス提供、コミュニティ形成等のソフトの開発	<ul style="list-style-type: none"> ・生活のルールづくり ・地域の利便性の維持・向上、支援サービス等の提供 ・コミュニティの形成

<エリアマネジメントの進め方の例>



2. 効率的な都市計画行政の推進

都市計画マスタープランは、都市づくりの目標やその方向を示すものであり、今後、このプランに沿った個別計画の立案や事業、施策の実施等が進められることとなります。限られた財源を元に効果的に都市計画行政を進めていくため、次のような取り組みを進めます。

① 個別計画の策定

緑の基本計画など都市計画に関連する個別計画について、状況に応じて見直しを進めるとともに、立地適正化計画など必要に応じて新たな計画の策定を進めます。

② 財政基盤の確立

各種の事業等の実施にあたっては、自主財源の確保や各種補助事業制度を積極的に活用するほか、健全な財政運営に努めるため、既存事業の見直しや財源の効率的配分などを行い、整備を進めます。

③ 民間活力の積極的な導入

効率的な財政基盤を確立する観点から、公的施設の整備や市街地における住宅供給、商業機能等各種都市機能配置による再整備などに、民間企業のノウハウや資本等を活用するなど、積極的な民間活力の導入を促進します。

3. 都市計画マスタープランの進行管理

① 推進体制の確立と計画の進行管理

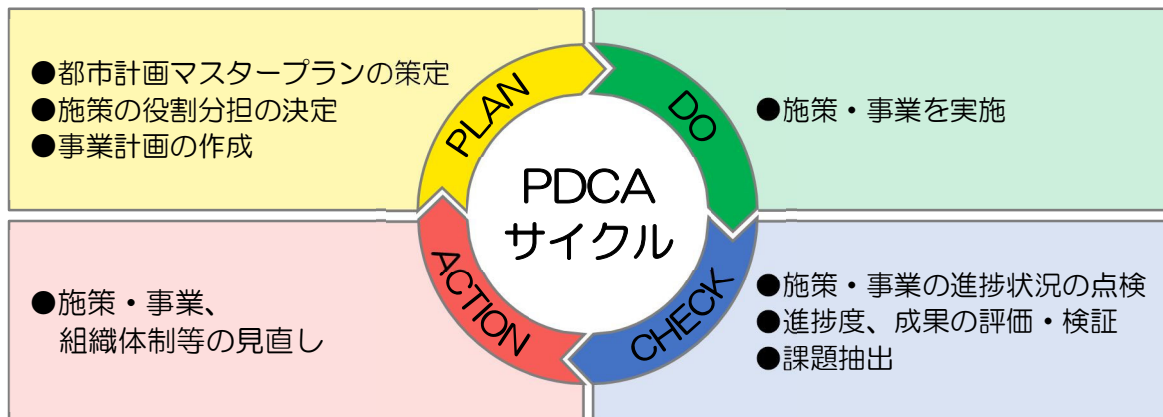
都市計画マスタープランに基づくまちづくりを効率的・効果的に推進していくためには、都市計画、土木、建築、環境など、様々な行政分野の総合的、一体的な取り組みが求められます。また、関西文化学術研究都市の整備にあたっては、国や京都府、独立行政法人都市再生機構など木津川市以外の行政主体、団体も含めた調整が必要であるため、木津川市以外の行政、団体等も含めた連絡調整や情報交換の場となる横断的な組織を設置し、都市づくりの推進体制を確立します。

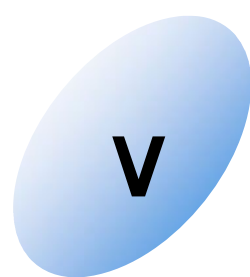
この推進組織の進行管理のもと、都市計画の事業、施策を推進します。

② 都市計画マスタープランの見直し

このマスタープランは、5年後の令和12（2030）年度を目標としたものですが、今後の社会経済情勢の変化等により、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。このため、「総合計画」に位置付けられた施策評価との連携を図りつつ成果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

進行管理・見直しにあたっては、P（計画）・D（実施）・C（点検）・A（見直し）サイクル（＝マネジメントサイクル）を導入し、計画の着実な実現を図ります。





V 次期都市計画

マスタープラン

策定に向けて

次期都市計画マスタープラン策定の際に検討すべき事項について

立地適正化計画の策定

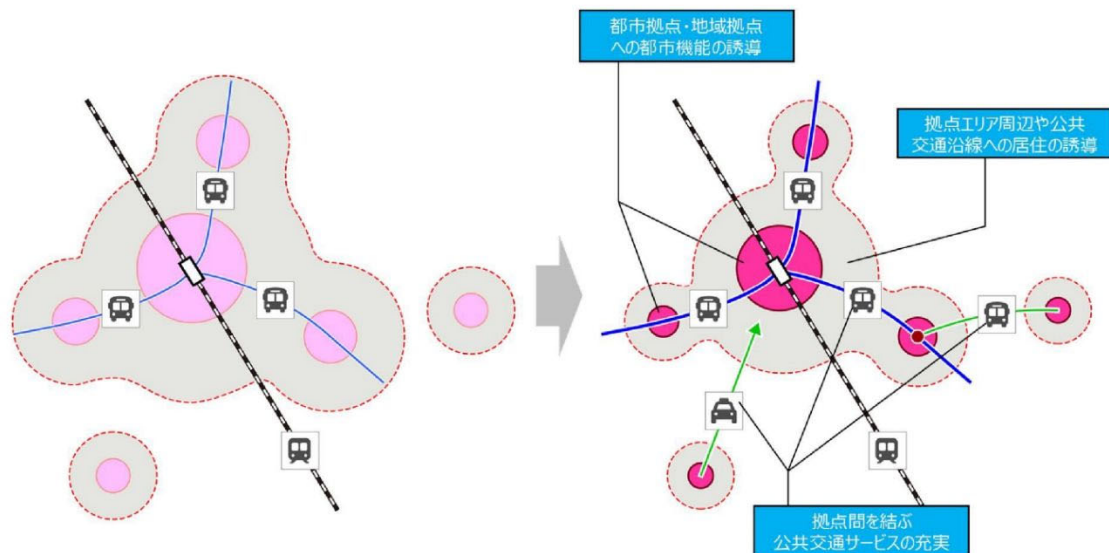
次期改定にあたっては、近年の社会情勢を反映した「人口構造の変化への対応」、「脱炭素社会を見据えたカーボンニュートラルへの対応」、「大規模災害に備えた対応」等様々な課題に取り組む対応が求められています。このような背景の下で、都市計画の方針として、土地利用、交通施設・公共交通、都市・自然環境及び歴史的・文化的遺産、市街地及び集落、都市景観形成、都市防災を検討していかなければなりません。一方、国が「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現方策として平成26（2014）年の都市再生特別措置法の改正により制度化した「立地適正化計画」の策定を同時に検討することが望まれます。

なお、立地適正化計画は、都市計画マスタープランの「高度化版」としての意味合いを持ち都市計画マスタープランの一部として位置づけられています。

第3次木津川市都市計画マスタープラン

木津川市立地適正化計画

■コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ



出典：国土交通省

立地適正化計画は、①計画の区域、②住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針、③居住誘導区域、④都市機能誘導区域、⑤誘導施設の立地を図るための事業、⑥防災指針等を策定し、地域交通の再編によるネットワーク化を図るものです。

立地適正化計画の作成にあたっては、以下の5つの検討が重要です。

- ① まちづくりの方針（ターゲット）の検討
→どのようなまちを目指すのか。
- ② 目指すべき都市の骨格構造の検討
→どこを都市の骨格にするのか。どこに、どのような機能を誘導するのか。
- ③ 誘導区域等、誘導施設の検討
→具体的な施設、区域をどう設定するのか。
- ④ 具体的誘導施策の検討
→都市が抱える課題をどのような手段で解決するのか。施設を誘導するために、どのような施策を具体的に講じるのか。
- ⑤ 定量的な目標値の検討
→誘導施策の効果を客観的かつ定量的に検証・評価し、適切に見直しながら計画を運用していくために、どのような評価指標及びその目標値を設定するのか。

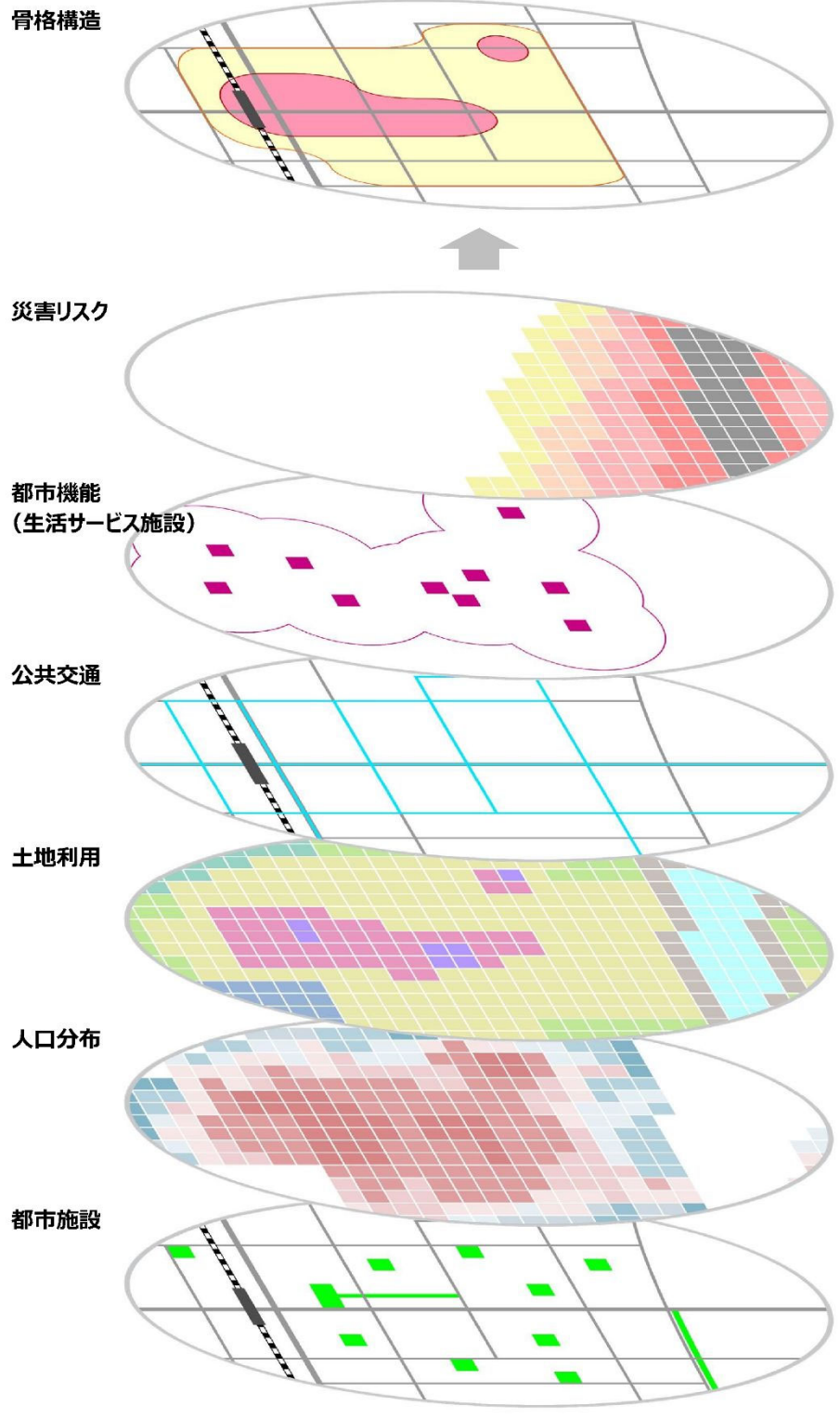
出典：国土交通省

■ 関係施策との連携イメージ



出典：国土交通省

■都市の骨格構造の検討のイメージ



出典：国土交通省

參考資料

市民意識調査（総合計画アンケート調査から抜粋）

令和5（2023）年度に実施した第2次総合計画後期基本計画策定に向けた市民アンケート調査のデータに基づき、都市計画に関する市民の意識、意向を再整理します。また、平成29（2017）年度に実施した第2次総合計画策定に向けた市民アンケート調査のデータとの比較検証を行います。

●調査の概要（令和5（2023）年度調査）

調査の目的	第2次総合計画後期基本計画の策定にあたり、市民の木津川市に対する満足度、政策・施策に関するニーズを把握するとともに、第2次総合計画による効果を検証することを目的として実施したものです。
調査の対象	市内在住の満18歳以上の方（外国人を含む）
配布・回収方法	郵送配布、回収は郵送回収またはWEB回収
調査期間	令和5（2023）年7月7日～令和5（2023）年7月28日
回収状況	配布数 5,000 回収数 1,415 [内訳] 郵送回収：949件（67.1%）、 WEB回収：466件（32.9%） 回収率 約28%

●調査の概要（平成29（2017）年度調査）

調査の目的	第2次総合計画の策定にあたり、市民の木津川市に対する満足度、政策・施策に関するニーズを把握するとともに、第1次総合計画による効果を検証するために実施したものです。
調査の対象	市内在住の満18歳以上の方（外国人を含む）
配布・回収方法	郵送による配布、回収。
調査期間	平成29（2017）年9月29日～平成29（2017）年10月16日
回収状況	配布数 5,500 回収数 2,055 回収率 約37%

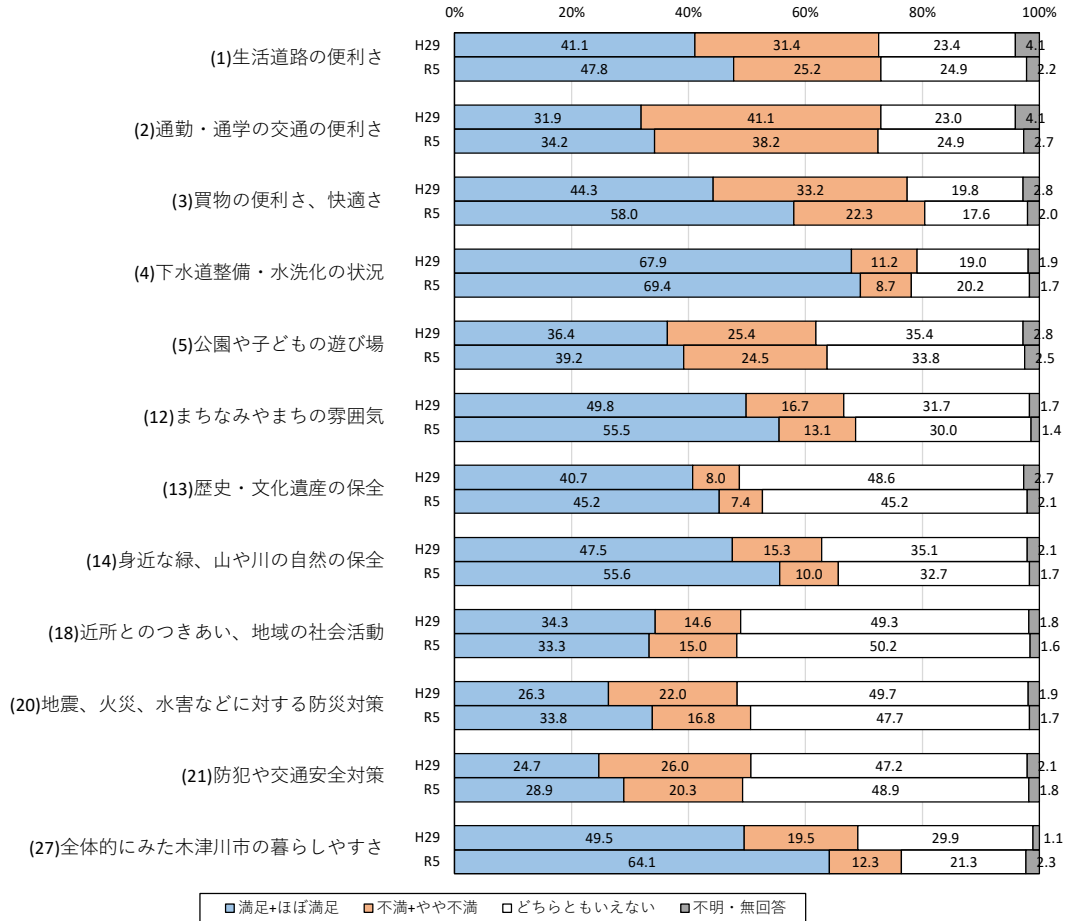
※ 回答比率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の設定間についても、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

●調査項目

(ア)	木津川市の暮らしやすさ
(イ)	木津川や山の緑など自然環境
(ウ)	関西文化学術研究都市
(エ)	防災
(オ)	道路整備
(カ)	住民参加のまちづくり

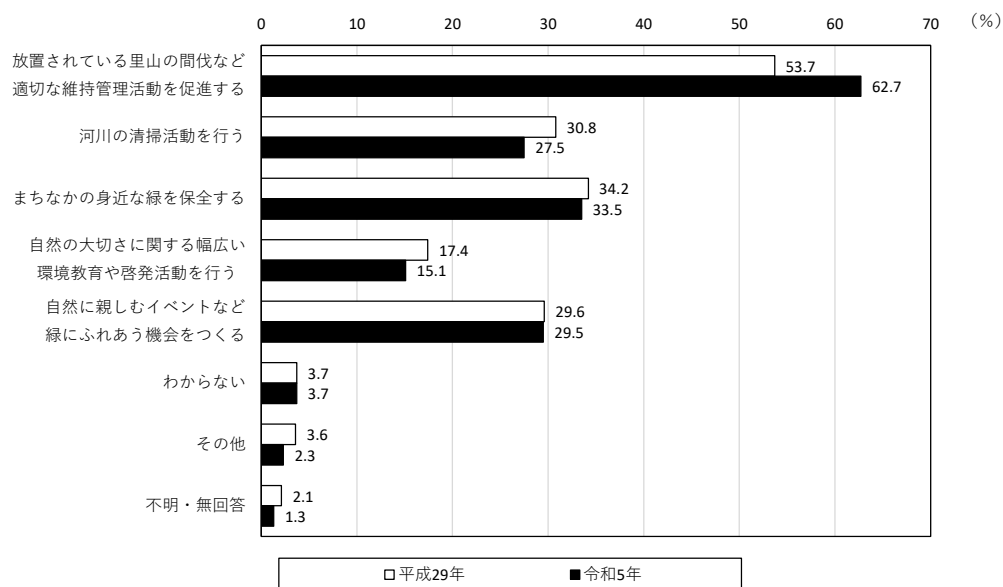
● 調査結果

(ア) 木津川市の暮らしやすさについて、日頃どのように思われていますか。(それぞれ1つずつ)



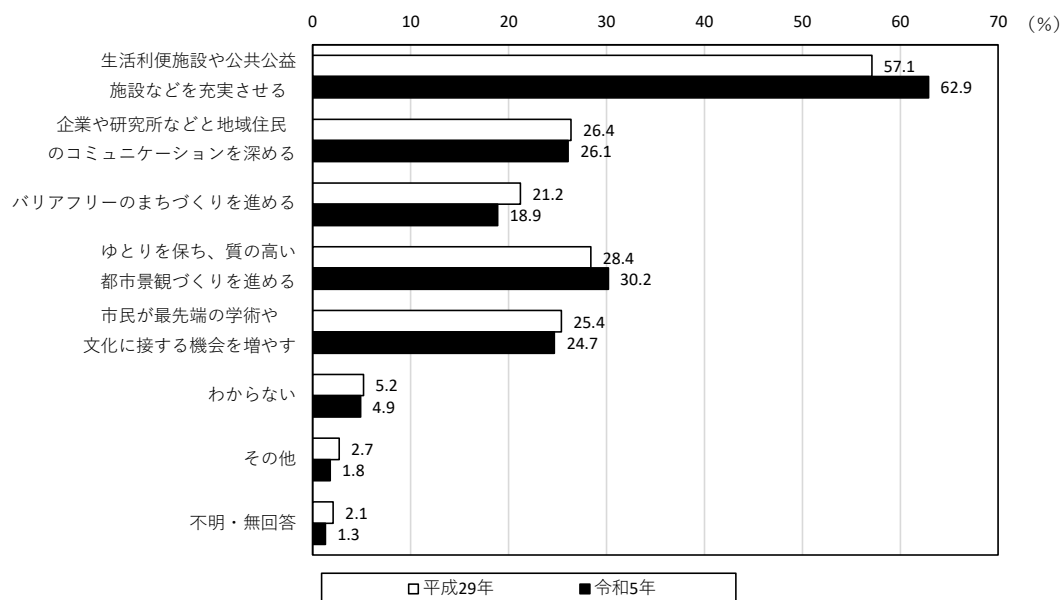
- ・最も良い評価が多いのは「(4) 下水道整備・水洗化の状況」で、全体的に評価が高くなっています。
- ・(18) の項目では、良い評価が減少し、悪い評価が増加しています。
- ・(18) を除く項目では、悪い評価が減少し、良い評価が増加しています。

(イ) 木津川市は木津川や山の緑など自然環境に恵まれたまちです。これらの景観・自然環境を保全するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。(2つ以内で選択)



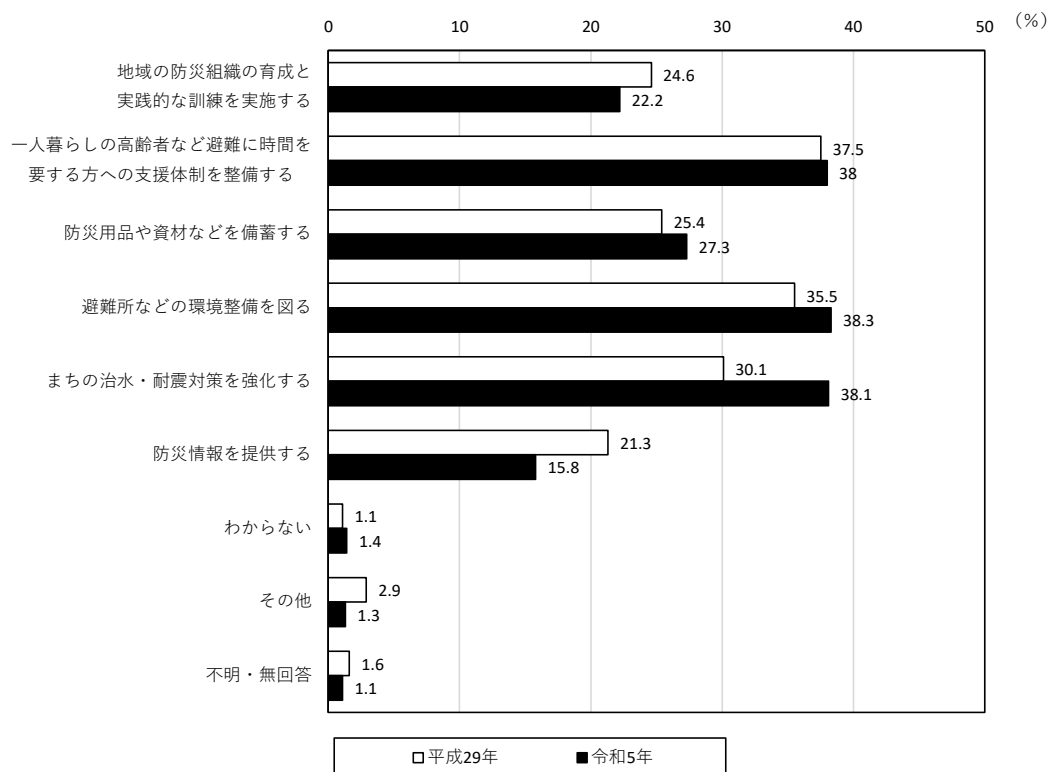
- ・「放置されている里山の間伐など適切な維持管理活動を促進する」が最も多く半数を超えており、次いで「まちなかの身近な緑を保全する」、「自然に親しむイベントなど緑にふれあう機会をつくる」と続いています。
- ・前回調査と比較すると、「放置されている里山の間伐など適切な維持管理活動を促進する」が9%増加しています。一方で、その他の項目は横ばいまたは減少しています。

(ウ) 関西文化学術研究都市の住みよい都市環境づくりに向けてどのような取り組みが必要だと思いますか。(2つ以内で選択)



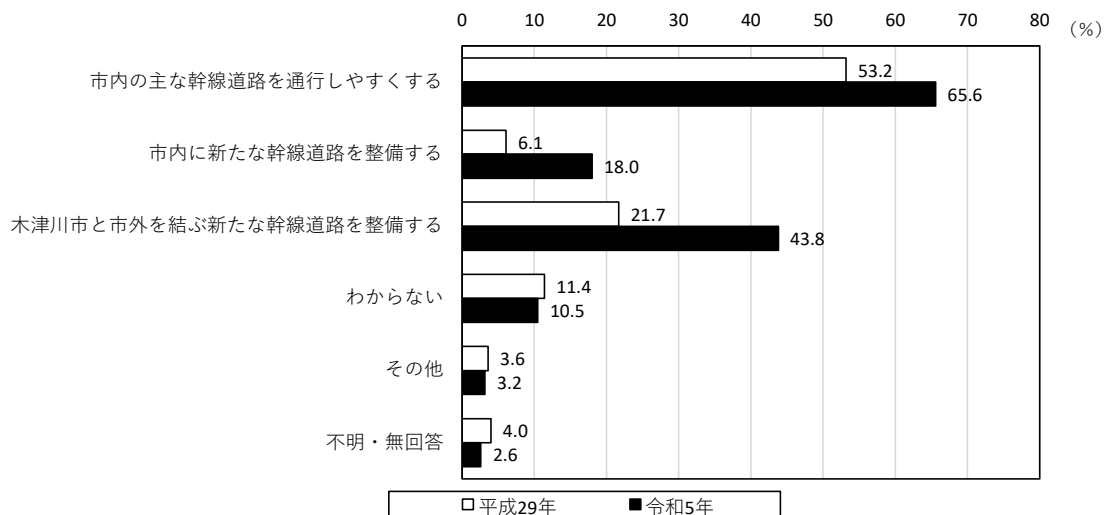
- ・「生活利便施設や公共公益施設などを充実させる」が最も多く半数を超えており、施設の充実に対する需要が大きいと考えられます。
- ・前回調査と比較して、傾向としては大きな変化は見られません。

(エ) 地震や水害、火災などの災害に対し、安心・安全なまちにするためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。(2つ以内で選択)



- ・「一人暮らしの高齢者など避難に時間を要する方への支援体制を整備する」、「避難所などの環境整備を図る」、「まちの治水・耐震対策を強化する」が他の選択肢と比べて高くなっています。避難に係る施設整備とともに、避難が必要となる全ての人が避難できるための施策が求められていると考えられます。
- ・特に「まちの治水・耐震対策を強化する」は、近年の自然災害の多発化の影響を受け、前回調査に比べ増加傾向にあります。

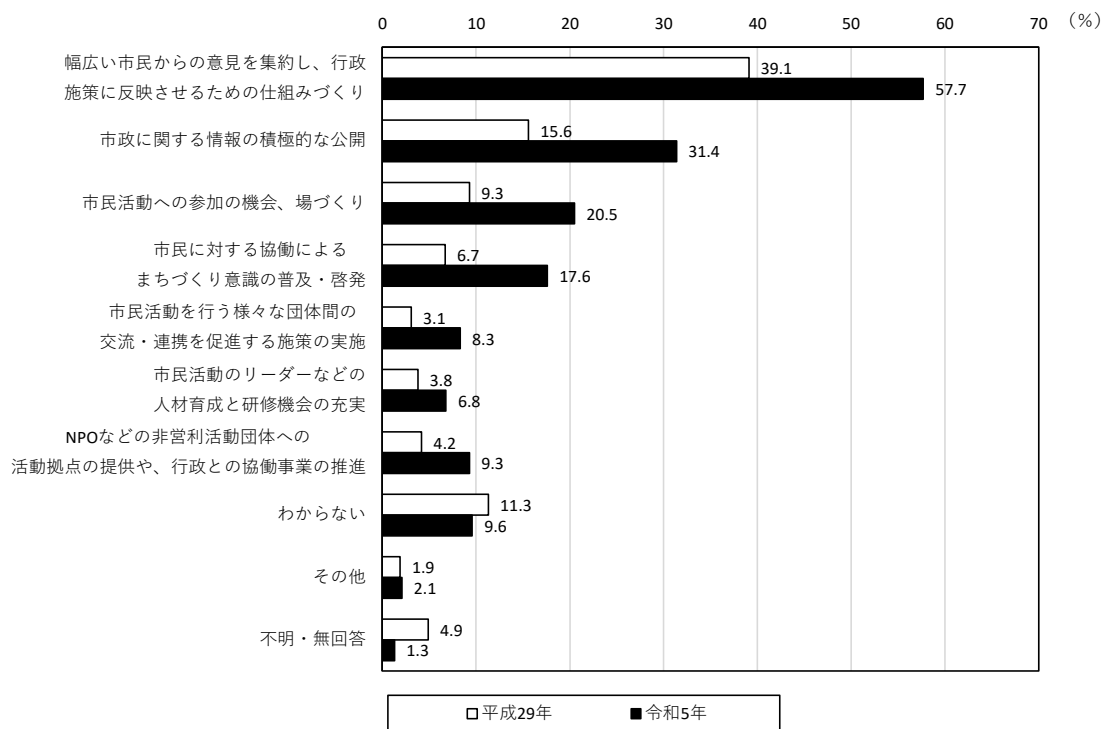
(オ) 国道や府道などの幹線道路について、どのような取り組みが必要だと思いますか。
 (H29：1つ選択、R5：2つ以内で選択)



・「市内の主な幹線道路を通行しやすくする」が最も多く、次に「木津川市と市外を結ぶ新たな幹線道路を整備する」が多い結果となっています。

※平成 29 (2017) 年では 1 つのみ選択可能でしたが、令和 5 (2023) 年では 2 つまで選択可能となっているため、留意が必要です。

(カ) 市民と行政が協働で地域の課題解決や住みよいまちづくりを推進していくために、市が優先的に取り組むべきことは何だと思われますか。(H29：1つ選択、R5：2つ以内で選択)



・「幅広い市民からの意見を集約し、行政施策に反映させるための仕組みづくり」が最も多く、他の選択肢は少ない値となっています。

※平成 29 (2017) 年では 1 つのみ選択可能でしたが、令和 5 (2023) 年では 2 つまで選択可能となっているため、留意が必要です。

用語解説

初出ページ	用語	解説
1	都市計画区域	都市計画法その他の関連法令の適用を受ける区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都道府県知事が指定する。
1	関西文化学術研究都市	京都府、大阪府、奈良県の3府県（7市1町）にまたがる京阪奈丘陵に、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設、その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市。木津川市では、精華・西木津地区、平城・相楽地区、木津地区が指定されている。
3	SDGs	平成27（2015）年9月に国連が採択した「誰一人取り残さない」という理念の下で、持続可能な世界を実現することを目指し、令和12（2030）年を達成期限とする17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的な行動計画）、及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標のこと。
4	イノベーション	これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。技術革新。
5	生物多様性	生きものが暮らす環境が様々あり、その中で多種多様な生きものがお互いつながり影響しあって、個性豊かに生命を育んでいること。
8	フレーム	本来の意味は「枠」。まちづくりにおいては人口、経済などの各指標や施設整備の達成すべき目標値のこと。
10	特別史跡	文化財と定義される遺跡は、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものであり、重要な遺跡は「史跡」に指定され、指定された史跡のうち特に重要なものが「特別史跡」に指定される。
10	自然共生サイト	国による規制を主体とせず、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わずその場所がどのように生物多様性を守ることに役立っているかを専門家が評価し、国が認定する

初出ページ	用語	解説
		区域のこと。
11	コミュニティ	本来は、地域社会あるいは共同体のことであり、住民間のつながりや相互の協力関係などを意味するが、同じ目的や問題意識を持つ人の集まりやネット上の仲間などにも使用される。地域のコミュニティは、子育てや福祉、住環境づくり、活性化などの地域課題の解決に重要な役割を果たすものである。
11	過疎地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域のこと。
12	京都議定書	平成9（1997）年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）」で採択された、二酸化炭素（CO ₂ ）をはじめとする6種類の温室効果ガスの排出削減義務などを定めた議定書のこと。平成17（2005）年2月16日に発効した。平成2（1990）年を基準年として平成24（2012）年までに温室効果ガスを先進国全体で5.2%削減することが義務づけられた。
12	パリ協定	平成27（2015）年12月にパリで開催された「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」で採択された、京都議定書に代わる令和2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることと、そのために、できるだけ早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出と吸収量のバランスをとることが世界共通の長期目標として掲げられた。
12	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所等の防災関係施設の位置などを示した地図のこと。
12	ライフスタイル	生活様式。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択、社会とのかかわり方まで含んだ、広い意味での生き方。
13	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律	国と地方との関係をこれまでの「上下」から「対等」に変えるねらいで施行された法律。国の仕事を代行させる機関委任事務の廃止を中心に地方自治法などを改正し、平成12（2000）年4月に施行され

初出 ページ	用語	解説
		た。
13	まち・ひと・しごと創 生法	全国共通の少子高齢化・人口減少という課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創出することを目的とする法律。平成 28(2016)年 4 月に施行された。
36	ベッドタウン	大都市近郊にある、大都市への通勤者の居住地となっている郊外住宅地。
38	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
38	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
39	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設・変更を行う事業。
44	地区計画	地区の特性に応じて地区施設の規模や建築物の用途等についての制限を総合的な計画で定め、良好な市街地の形成を目指す制度。市町村が土地の所有者の意見を聞き、都市計画の一つとして決定する。
53	脱炭素	地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO ₂)等の温室効果ガスの排出量を削減し将来的に実質ゼロを目指す取り組み。
54	グローバル化	文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが、国や地域などの地理的境界、枠組みを越えて大規模に行われるようになり、地球規模で統合、一体化される時代の動きのこと。グローバリゼーションともいう。
54	ベンチャー企業	高い志と成功意識の強いアントレプレナー(起業家)を中心に、高度な技術力や専門的な知識を生かして、新規性をもって創造的な事業展開や起業を行う中小企業。
55	まちづくり三法	「都市計画法」「中心市街地活性化法」「大規模小売店舗立地法」の総称。
56	文化学術研究地区	関西文化学術研究都市を構成する地区で、木津川市では、精華・西木津地区、平城・相楽地区、木津地

初出 ページ	用語	解説
		区のことを指す。
56	クラスター	クラスターは、本来は花やブドウの房の意味であり、都市計画で用いるクラスター型は、個々の拠点や地区を相互に関連させて一つの集合体としてとらえ、配置するタイプの都市づくりを意味する。
57	天井川	川底が周辺の地面の高さよりも高い位置にある川のこと。
57	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
58	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
58	ゼロカーボンシティ	カーボンニュートラルの実現を令和 32（2050）年までに目指すことを宣言した自治体のこと。
58	デコ活宣言	令和 4（2022）年 10 月に発足した国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動のこと。
60	オープンスペース	山林、河川、湖沼、農地、公園、広場など、建物が無い土地の総称。
61	ポテンシャル	可能性としてもっている能力。潜在的な力。
66	都市計画道路	土地利用・交通などの現状と将来の見通しのもとに計画的な整備を図るべき道路として、都市計画に決定されたまちづくりの先導的な役割を果たす道路。
69	スプロール開発	計画的な街路等が形成されないまま進む、虫食いな宅地開発のこと。
71	水源涵養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。
73	バリアフリー	高齢者や障害者等が生活する上で、身体的・精神的なバリア（障壁）を取り除こうという考え方。
78	コミュニティバス	通常のバスでは対応が困難な地域での公共交通需要に対応するために運行するバスの総称。

初出 ページ	用語	解説
81	自主管理活動交付金 制度	市民自ら公園・緑地の管理を行うこと（市民自主管理活動）に対して、市よりその活動を支援する制度のこと。
81	緑化協定	住民間の合意により協定を結んで住宅の敷地内の既存の緑地の保全や生け垣を設置するなど自らの土地の緑化に取り組むもの。
81	市民自主管理活動	市民と行政が役割分担をし、市民が自主的に公園・緑地の管理に参加すること。市はこの活動を支援し、協働による管理を推進している。
82	地域計画	地域の農業の将来像を農業者や関係機関が話し合 って決める「将来設計図」で、農業者の高齢化や後 継者不足といった課題に対応するため、おおむね 10 年後を見据え、農地を誰がどのように利用して いくかを明確にしたもの。
83	生産緑地	市街化区域内農地のうち、将来にわたって適切に保 全される緑地として都市計画法及び生産緑地法に 基づいて指定された地区のこと。
85	循環型社会	廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正 な処分が確保されることによって、天然資源の消費 を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社 会のこと。
85	サーキュラーエコノ ミー	あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図り つつ、付加価値を最大化することを目指す社会経済 システムのこと。
85	新エネルギー	自然の力を利用したり、これまで使われずに捨てて いたエネルギーを有効利用する、環境への負荷が少 ないエネルギーのこと。太陽光発電や風力発電、バ イオマスエネルギー、燃料電池などをはじめ、さま ざまな分野での技術開発が進んでいる。
85	ZEB	ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、快適な 室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一 次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指 した建物のこと。
85	ZEH	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称で、外皮 の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率 な設備システムの導入により、室内環境の質を維持 しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可

初出 ページ	用語	解説
		能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。
85	コージェネレーションシステム	燃料を使って発電し、その際に発生する廃熱を回収して温水や蒸気として利用する、熱電併給システムのこと。
86	大仏鉄道跡	JR 加茂駅から現在の JR 奈良駅の北約 1km の地点に開業当初仮設的に作った「大仏駅」との間を結んだ距離約 8km の路線の通称で、旧大仏線跡とも称される。後に JR 奈良駅に延伸。明治 31 (1898) 年に開通し、明治 40 (1907) 年に廃線となった。
94	景観法	日本の都市や農村・山村・漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律。平成 16 (2004) 年 6 月に制定され、同年 12 月に施行された (国土交通省所管、環境省等共管)。
98	国土強靱化地域計画	どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、「強靱な地域」をつくりあげるための計画であり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の計画に対しても基本的な指針となるもの。
98	保水・遊水機能	雨水を地面に浸透させたり、一時的に溜めたりする機能のこと。
100	セットバック	建築物を建築する際、建築物を建築基準法の規定により道路の境界線から一定の距離を後退させること。建築基準法では、家に面している道路の幅員が 4m 未満の場合、道路の中心から 2m 後退させて建築することと定められている (建築基準法第 42 条第 2 項)。
100	耐震診断・改修	耐震診断は、地震に対して建物が十分な耐震性を持っているかどうかを調べるもの。耐震改修は、耐震診断の結果、対象建築物が有する耐震性能が目標水準より下回っていることが判明した場合、目標の耐震性能を実現するために行う耐震補強のための改修工事。
106	建築協定	一定の区域について生活環境の維持・改善を目的に、建築物の基準等を定める住民協定。建築基準法による条例に基づき結ばれ、区域内の住宅のデザイン等を決めることができる。

初出ページ	用語	解説
128	アダプトプログラム	アダプトとは「養子にする」という意味で、公園、河川、道路など公共施設の一部を養子に見立てて、市民が里親となって養子の美化（清掃）等を行うしくみ。
140	地産地消	主に農産物の分野等において、地元で生産されたものを地元で消費すること。
140	食育	健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。平成17（2005）年には食育基本法が制定されている。
140	NPO	ノン・プロフィット・オーガニゼーションの略で、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。
149	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組みのこと。
150	立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版とされる計画。居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを目指している。
151	PDCA サイクル	マネジメント手法の一種。計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を改善（Action）した上で、さらに、元の計画に反映させていくことで、ら旋状に品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

**第2次木津川市都市計画マスタープラン後期計画
～自然と文化を身近に 未来を拓く学研都市 木津川～**

発行日／令和8年3月

編集／木津川市建設部都市計画課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9

TEL:0774-72-0501 (代)

TEL:0774-75-1222 (建設部都市計画課) FAX:0774-72-3900

E-mail:tokei@city.kizugawa.lg.jp



木津川市